

2014 年度 博士課程後期 学位論文

成年後見制度における法人後見の果たすべき役割

—高齢期の生活継続性を確保する支援体制の確立に向けて—

The Positive Role of Corporate Guardian in the Adult Guardianship :

Establishment of Support System Ensured Continuity of Elderly Life

横浜国立大学大学院 環境情報学府

環境イノベーションマネジメント専攻

責任指導教員： 安藤 孝敏 教授

学籍番号： 08TE011

西森 利樹

TOSHIKI, NISHIMORI

2014 年 9 月

目 次

	頁
第 1 章 高齢期の生活支援と支援体制	1
第 1 節 高齢社会の現状	1
第 2 節 本論文の視点－高齢期の生活継続性の確保	10
第 3 節 本論文の目的と構成	13
第 2 章 法人後見をめぐる状況	19
第 1 節 成年後見制度の概要	19
第 2 節 成年後見人等の要件および現状	22
第 1 款 後見制度の目的の変遷と後見人のあり方	22
第 2 款 現行法における成年後見人等の要件	27
第 3 款 成年後見人等の現状および変化	30
第 3 節 法人後見に関する先行研究	34
第 1 款 法制化前の議論	34
第 2 款 法制化後の議論	35
第 3 款 先行研究のまとめおよび問題点	42
第 3 章 法制化の趣旨と法人後見の役割	45
第 1 節 立法過程の概略	45
第 2 節 法案作成の段階	50
第 1 款 成年後見問題研究会	50
第 2 款 成年後見小委員会	53
第 3 款 成年後見制度の改正に関する要綱試案	62
第 3 節 国会審議の段階	67
第 1 款 衆議院法務委員会	67
第 2 款 参議院法務委員会	77
第 3 款 衆参両法務委員会における審査内容のまとめ	84
第 4 節 考察	87

第4章 高齢期の生活継続性の確保と法人後見の役割	91
第1節 高齢期の生活継続性が有する法的意味	92
第1款 平成17(2005)年介護保険法改正の経緯および内容	92
第2款 地域密着型サービスとサービスの継続的・安定的提供能力	96
第3款 考察	105
第2節 成年後見制度における継続性確保の問題	107
第1款 成年後見事務の特質－支援の継続性	107
第2款 成年後見事務の継続性に関する意識調査	118
第3款 継続性に関する心配の有無	120
第4款 考察	126
第3節 法人後見における継続性確保のあり方	129
第1款 法人の本質および継続性	129
第2款 法人後見における成年後見の継続性確保の取組み	132
第3款 法人後見による継続性確保のあり方	133
第4款 考察	137
第5章 法人後見の果たすべき役割－総合考察	139
第1節 法人後見の役割－先行研究との関係	139
第1款 法制化の趣旨と法人後見の役割	139
第2款 高齢期の生活継続性の確保と法人後見の役割	141
第2節 法人後見の果たすべき役割－支援体制の将来像	143
第3節 今後の課題	146
参考文献一覧	151
謝辞	159
資料	161

第1章 高齢期の生活支援と支援体制

第1節 高齢社会の現状

本論文は、法人後見の果たすべき役割について、高齢期の生活継続性の確保の視点から、成年後見制度の立法過程における審議を対象とした歴史的研究、および、成年後見人等（個人および法人）を対象とした実証的研究の方法にもとづき考察し、成年後見人等は法人によるべきことを結論づけるものである。

わが国は、昭和45（1970）年に高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）が7%を超え、高齢化社会となった。高齢化率は、平成6（1994）年に14%を超え、わずか24年間で高齢社会となった¹。その後、平成19（2007）年には21.5%となり超高齢社会となった後、平成25（2013）年には25.1%となり、平成72（2060）年には39.9%に達すると予測されている²。

わが国の高齢化の要因には、平均寿命の延伸による65歳以上の人口の増加および少子化の進行による若年人口の減少があるとされている³。平均寿命は、平成25（1950）年には女性61.5歳、男性58歳であったのに対し、平成23（2011）年には女性85.9歳、男性79.44歳となった。また、わが国の総人口は、今後、長期の人口減少過程に入り、平成38（2026）年に1億2,000万人を下回った後も減少を続け、平成60（2048）年には、9,913万人となり、平成72（2060）年には8,674万人になるとされている⁴。高齢者人口は、いわゆる「団塊の世代」が高齢者となる平成27（2015）年には3,395万人とな

¹ 内閣府『平成26年度高齢社会白書』2頁<http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2014/zenbun/pdf/1s1s_1.pdf>（2014.07.03参照）。平成26年度版の高齢社会白書は、平成26年6月13日に内閣府HP上にて公開され、冊子版は準備中であるとされる><http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/index-w.html>>（2014.07.04参照）。そのため、本論文ではHPアドレスを引用する。なお、HP上の高齢社会白書は、分割してPDFファイル化されている。そこで、以下において高齢社会白書を引用する際には、同一のPDFファイルの場合は、前掲註および頁数のみを記載し、異なるPDFファイルの場合は、前掲註および頁数に加え当該PDFファイルのアドレスを併記する。

² 内閣府・前掲書註（1）5頁。

³ 内閣府・前掲書註（1）7頁<http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w2014/zenbun/pdf/1s1s_3.pdf>（2014.07.03参照）。

⁴ 内閣府・前掲書註（1）3頁。

り、「団塊の世代」が75歳以上となる平成37（2025）年には、3,657万人に達すると見込まれている。これに対し、年少人口（0～14歳）は、平成22（2010）年の1,684万人から、平成27（2015）年には1,500万人へと減少する。その後、平成58（2046）年に1,000万人を割り、平成60（2060）年には791万人の規模となるとされる⁵。生産年齢人口（5～64歳）は、平成22（2010）年の8,173万人から平成72（2060）年には4,418万人へと減少する。このように、総人口が減少するなか、高齢者人口が増加し、年少人口および生産年齢人口が減少することから、高齢化率は相対的に上昇し続けている。

こうした社会状況において、高齢者が長期化した高齢期の生活をどのように過ごすのかが課題となる。人は人生において、それぞれの年齢、状況により様々なライフイベントを経験しつつ、年齢を重ねる。高齢期においては、定年退職（強制退職）を始めとした社会生活の面での変化や加齢や疾病等を原因とした身体面の機能の変化が生じうる。これらの種々の変化を経験し続けながら、高齢期の生活は終末を迎えるまで継続する。

高齢期に生じる社会生活および身体機能の変化は、高齢期の生活に対する支援や保障に関する制度にも影響を及ぼしている。高齢期の生活に対する支援および保障の制度には、国民年金、厚生年金などの公的年金をはじめとした各種の年金制度のほか、医療保険制度、介護保険制度、および社会福祉サービスの制度などがある。これらの社会保障制度は、主に、国家による給付を通じ、高齢者の生活保障を図るものである。そのため、社会保障制度は、いわば、高齢期の生活の基本部分を保障するものである。

また、社会保障は、実際に、高齢者が所得保障、医療保障および社会福祉サービスを利用することができる状態にあることによって、その実質が確保されるといえよう。高齢者が制度におけるサービスを利用するためには、原則として、高齢者自らが契約をしなければならない。契約は、当事者間の相対する意思表示の合致を要素とし、申込みおよび承諾は意思表示である。例えば、医療を受けるためには、自らが医療機関に赴き受診する必要があり、医療の受診は、高齢者と医療機関との間の診療契約に基づく。年金は、受給者である高齢者が自らの意思で利用し、年金による所得を利用した生活上の行為は契約に基づきなされる。年金以外の財産がある場合であっても、その財産を保護するだけでなく、財産を自分の生活のために有効に活用することができなければ、いくら財産があったとしても絵に描いた餅になるであろう⁶。また、平成11（2000）年に施行

⁵ 内閣府『少子化社会対策白書』（勝美印刷株式会社、2013年）5頁。

⁶ 日本弁護士連合会法的サービス企画推進センター＝遺言信託プロジェクトチーム『高

された介護保険法において、従来、行政によって措置的になされてきた介護は、高齢者自身が指定介護事業者と契約を締結する形へと改められた（措置から契約）。そのため、介護保険法による介護サービスを利用するためには、高齢者自らが、どのサービスをどういう形で利用するのかを判断し、介護契約における意思表示をしなければならない。その場合に、認知症などを理由として高齢者が自ら意思決定をなしえないときには、介護保険法による介護サービスを受けることはできなくなる。その結果、高齢者は、上記の社会保障制度における各種の保障を受けることが困難となり、生活保障が不十分になるおそれがある。

日常生活においては、判断および意思決定が意識的になされるとは限らない。意識的になされていない意思決定であっても、判断や意思決定をする能力が十分である状況であれば、意思決定に関する問題は生じにくい。これに対し、高齢期においては、加齢などを原因として認知症となり、意思決定に関する判断能力が低下する場合がある。認知症は、脳の器質的な障害により、成長の過程でいったん獲得された知能が病的に低下し、日常生活に支障をきたす状態である⁷。認知症の症状は中核症状および行動・心理症状に大別されている⁸。中核症状には、記憶障害、見当識障害、理解・判断力の障害、実行機能の障害および感情表現の変化がある。これに対し、行動・心理症状は、中核症状を前提に、本人がもともと持っている性格、環境または人間環境などの要因により生じるものである。行動・心理症状には、不安・焦燥、うつ状態、幻覚・妄想、徘徊、興奮・暴力および不潔行為などがあるとされている。こうした認知症を伴う高齢者⁹（以下、本論文では「認知症高齢者」とする。）の数は、平成 22（2010）年には約 439 万人であるとされ、平成 24（2012）年 10 月には、462 万人になると推定されていた¹⁰。

齢者・障害者の財産管理と福祉信託』（三協法規出版、2008 年）18 頁。

⁷ 柿本一三郎＝浅野仁『高齢期を支える社会福祉システム』（放送大学教育振興会、2007 年）36 頁。認知症の定義に関しては、他に、井口高志『認知症家族介護を生きる』（東信堂、2007 年）4 頁など。

⁸ 認知症の症状に関しては、厚生労働省「認知症の症状」厚生労働省 HP 「認知症を理解する」<<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/dementia/a02.html>>（2014.06.30 参照）。

⁹ 認知症を「伴う」高齢者との表現は、障害または障害者の捉え方に関する社会モデルの考え方へ沿い、高齢者にとっての認知症を社会モデル的に捉えていることを表すために用いている。

¹⁰ 朝田隆（研究代表者）『都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応』（厚生労働科学研究費補助金認知症対策総合研究事業総合研究報告書）（2013 年）<<http://www.tsukuba-psychiatry.com/wp-content/uploads/2013/06/>>

認知症を伴い、判断を含む意思決定に支障がある場合であっても、高齢者の生活がなくなるわけではない。むしろ、従来と同じような生活を可能な限り継続することができるような状態を作ることが求められよう。認知症高齢者がそうした生活を継続していくためには、生活における意思決定に対する支援が必要となる。

また、国民生活センターに寄せられた相談のうち、認知症高齢者をはじめとした判断能力が不十分な消費者のトラブルは、平成 17（2005）年度は 12,607 件に達し、平成 18（2006）年度以降も年間 1 万件以上の相談が寄せられている¹¹。平成 15（2003）年度から平成 20（2008）年度までの相談のうち、全体の約 63%が 70 歳代以上の高齢者である。その割合は、平成 10（1998）年度では全体の約 43%であったものの、平成 19（2007）年度には約 65%に増加しており、約 10 年間で認知症高齢者に係る相談が急増している¹²。認知症高齢者に関する消費トラブルにおける問題としては、一人暮らしや日中一人で留守番をしている際に訪問販売による勧誘を受けて被害に遭うことや、次々販売¹³により被害が拡大すること、理解力が不足しているのを知りながら契約させることなどが指摘されている。また、国民生活センターから消費者へのアドバイスの中には、日ごろからの家族や身近な人の注視や地域における高齢者見守り活動の利用とともに、成年後見制度の利用が挙げられている¹⁴。

成年後見制度は、認知症高齢者が契約をする際の意思決定の支援や権利擁護のための制度である¹⁵。成年後見制度の目的は、高齢社会への対応および障害者福祉の充実を図る

H24Report_Part1.pdf>（2014.04.27 参照）12 頁。

¹¹ 国民生活センター「判断能力が不十分な消費者に係る契約トラブル－認知症高齢者に係る相談を中心に－」（独立行政法人国民生活センターHP<http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20080904_1.pdf>（2014.04.27 参照）1 頁。

¹² 国民生活センター・前掲資料註（11）2 頁。

¹³ 次々販売とは、1 人の消費者に業者（複数の業者の場合も含む）が商品等を次々と販売するトラブルをいう。（国民生活センター「高齢者への次々販売」<http://www.kokusen.go.jp/soudan_topics/data/old.html>（2014.04.26 参照）。

¹⁴ 国民生活センター・前掲註（11）8 頁。

¹⁵ 成年後見制度の内容に関する主な文献は以下の通りである。法務省民事局参事官室『成年後見制度の改正に関する要綱試案の解説－要綱試案・概要・補足説明』（金融財政事情研究会、1998 年）、新井誠『高齢社会の成年後見法＜改訂版＞』（有斐閣、1999 年）、新井誠編『成年後見－法律の解説と活用の方法－』（有斐閣、2000 年）、小林昭彦＝大門匡編『新成年後見制度の解説』（金融財政事情研究会、2000 年）、星野英一「成年後見制度と立法過程～星野英一先生に聞く」ジュリスト 1172 号（2000 年）2 頁、田山輝明『成年後見法制の研究 上』（成文堂、2000 年）（以下、「研究上」とする。）、大曾根寛『成年後見と社会福祉法制－高齢者・障害者の権利擁護と社会的後見』（法律文化社、2000 年）、飯田勝巳「成年後見制度に関する一考察」帝京短期大学紀要第 12 号

ことにより、その理念は、判断能力の低下した者の自己決定の尊重、残存能力の活用およびノーマライゼーションの実現を図ることである¹⁶。この制度は、判断能力の低下した高齢者に対して判断能力の補完および支援を通じて上記の理念を達成しようとするから、実際に判断能力の補完・支援を行う成年後見人等¹⁷の存在が必要不可欠である。たとえ高齢者が制度利用を必要としていたとしても、実際に成年後見人等の引き受け手が見つからない場合には、当該高齢者は制度を利用することができなくなる。その結果、高齢者が支援を受けることができない状態のままに置かれるおそれがある。したがって、成年後見制度が十分に機能するためには、成年後見人等のなり手を確保することが重要になる。

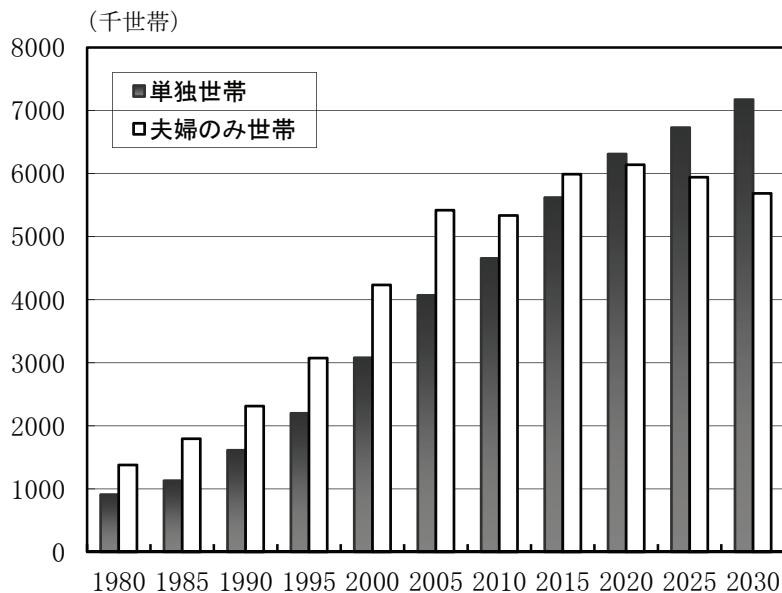
成年後見人等は、歴史的に、高齢者の家族、親族が担ってきており、そのことは、現在においても同様である。ただし、親族による成年後見人等の割合は減少傾向にあり、親族以外の成年後見人等の割合が増加する傾向にある。

その要因の一つとして、一人暮らしの高齢者（以下、本論文では、「独居高齢者」とする。）の増加などが考えられよう。平成 12（2000）年を境として、独居高齢者世帯および高齢者夫婦のみの世帯は急激に増加し、将来的には、夫婦のみ世帯が減少に転じるのに対して、独居高齢者世帯は増加し続けると予測されている（図 1）。

（2001 年） 71 頁、斎藤敏靖「わが国の成年後見制度改正の概要と今後の課題」新潟青陵大学紀要第 1 号（2001 年） 113 頁、田山輝明『続・成年後見法制の研究』（成文堂、2002 年）（以下、「続・研究」とする。）、於保不二雄＝中川淳編『新版注釈民法（25）親族（5）改訂版』（有斐閣、2004 年）、岡村美保子「成年後見制度」総合調査『少子化・高齢化とその対策』（国立国会図書館、2005 年） 199 頁、田山輝明監修＝多摩南部成年後見センター＝明治安田生活福祉研究所編『成年後見の最前線－後見センターからの実践報告－』（中央法規、2005 年）、新井誠＝赤沼康弘＝大貫正男編『成年後見制度－法の理論と実務』（有斐閣、2006 年）、小林昭彦＝大鷹一郎＝大門匡編『新版一問一答新しい成年後見制度』（商事法務、2006 年）、田山輝明『成年後見読本』（三省堂、2007 年）（以下、「読本」とする。）、細川瑞子『知的障害者の成年後見の原理＜第 2 版＞』（新山社、2010 年）、上山泰『専門職後見人と身上監護＜第 2 版＞』（民事法研究会、2010 年）などを参照。

¹⁶ 新井＝赤沼＝大貫編・前掲書註（15） 26 頁、小林＝大門編・前掲書註（15） 5 頁、8 頁、大曾根・前掲書註（15） 151 頁、細川・前掲書註（15） 13 頁。

¹⁷ 本論文では、現行の成年後見制度における成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人を総称するものとして「成年後見人等」の用語を用いる。これに対し、認知症高齢者など、支援を受ける側である成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見委任者を総称して「被成年後見人等」と称する。個々の成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人、成年被後見人、被保佐人、被補助人などに限定して触れる場合には、個別の名称を用いる。また、旧制度である禁治産・準禁治産制度について触れる場合には、当該制度において用いられていた後見人、保佐人、被後見人、被保佐人の用語を用いる。



(資料) 1985年以前は厚生省「厚生行政基礎調査」、1986年以降は厚生労働省「国民生活基礎調査」及び2005年までは総務省「国勢調査」、2010年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」より筆者作成

図1 独居高齢者世帯および高齢者夫婦のみ世帯の推移

従来、わが国においては、高齢期の独居は不幸なことであり、独居高齢者は保護や福祉サービスの対象であるとみなされ、また、独居高齢者の存在が「社会病理」とされたことすらあった¹⁸。しかしながら、平成3（1991）年頃から、独居を主体的に選ぶ高齢者が目立ちはじめ、みずから進んで独居をしている高齢者が急増している。そのため、高齢者が独居であること自体を否定的に捉えることは、必ずしも実態に沿うものではない。独居は、高齢期における居住形態の一つとして捉えることができよう¹⁹。

ただし、高齢期における独居を否定的に解さず、独居は居住形態の一つであると捉えたとしても、こうした高齢者の居住形態や世帯構成の変化は、家族規模としての家族形態に変化を及ぼし、家族機能の動向にも影響を及ぼしている。さらに、家族形態の変化や家族機能に関する動向は、家族に関わりがあるような法律および制度における実態に

¹⁸ 古谷野亘=安藤孝敏編著『改訂・新社会老年学』（ワールドプランニング、2011年）124頁（西村昌紀執筆）。

¹⁹ 古谷野=安藤・前掲書註（18）124頁は、「西欧社会、とりわけアメリカでは、配偶者と死別した高齢者にとって、ひとり暮らしはもっとも一般的な居住形態であり、一人で暮らすことは、自立した個人として当然のことと考えられている。」としている。

も影響を及ぼしうる。家族機能に関する議論は、機能の分類の仕方に関する議論を背景としつつ、その動向に関する議論が展開されてきた²⁰。そのため、論者により分類の仕方自体に差違があるものの、ここでは、伝統的な家族に観察される①性的機能、②社会化機能、③経済機能、④情緒安定機能、⑤福祉機能（保健医療機能）の5つを前提とする²¹。この5つの家族機能は、産業化や家族外の専門機関の登場等により、次第に縮小しているとも、特殊な機能を果たす一つの社会的な専門的機関として専門化しているとも論じられている²²。その論じ方において差異はあるものの、従来、家族が有していたとされる上記の諸機能の提供主体が、家族から家族外へと変化しているということができよう。家族機能の変化のうち、高齢化との関係で問題となるのは、福祉機能（保健医療機能）である。昭和35（1960）年代において、急激に家族が小規模化したことに加え、それまで介護などの福祉機能の主な担い手であった女性が共働きなどで介護に専念できなくなっていた。その結果、従来の福祉機能（保健医療機能）の提供主体を家族内に確保することが難しくなっている。そのことにより、家族が福祉機能（保健医療機能）を有する状況には必ずしもない²³。独居または夫婦のみの高齢者世帯の増加と今後の更なる増加は、家族の福祉機能（保健医療機能）の提供主体が家族外へと変化することに拍車をかけるものと考えられよう。この点、介護保険制度の導入により、従来は家族が多くを担ってきた介護が、家族外の専門的な介護事業者によって担われるようになったことは、その代表的なものであろう。

介護保険制度と同様に、平成12（2000）年に施行された成年後見制度は、判断能力が不十分な高齢者などに対し、その意思決定を支援することによって高齢者などの判断の不十分な部分を補完・支援するための制度である。その支援の内容には、財産管理と身上監護があり、財産管理と身上監護は、ともに高齢者等の権利を擁護する機能を有している。また、成年後見人等は、財産管理・身上監護の事務全般について、本人の心身の状態及び生活の状況に配慮する義務（身上配慮義務）を負う（民法858条）。成年後見事務の中には、財産管理を主な目的とする場合であっても、何らかの形で本人の身上に関

²⁰ 森岡清美＝山本嵩『新しい家族社会学＜四訂版＞』（培風館、1997年）169頁、野々山久也『現代家族のパラダイム革新－直系制家族・夫婦制家族から合意制家族へ－』（東京大学出版会、2007年）267頁。

²¹ 野村一夫『社会学感覚＜増補版＞』（文化書房博文社、1998年）339頁。

²² 野々山・前掲書註（20）268頁。

²³ 野村・前掲書註（21）346頁。

連する事項を含むのが通常である²⁴。そのため、成年後見人等は、本人の財産管理自体を行うことのみならず、身上監護のためにも財産を利用しなければならない。したがって、成年後見制度は、福祉的な機能を有しているといえよう。福祉機能（保健医療機能）の担い手が家族から家族外へと変化していくとすれば、親族以外の成年後見人等の確保および高齢者の生活を支援する体制の充実化は、今後、さらに重要性を増すことができる²⁵。

親族以外の成年後見人等には、法律や福祉の専門職などが個人として受任する場合、専門職以外の市民後見人が受任する場合²⁶がある。また、個人が成年後見人等になる場合に加え、法人が成年後見人等となる場合（以下、本論文においては「法人後見」とする。）がある²⁷。専門職には、弁護士、司法書士、行政書士などの法律専門職または社会福祉士などの福祉専門職があり、専門職は、それぞれ成年後見人等を養成する団体を作るなどして、当該団体に所属する会員に対する継続的な研修などを行っている。法人後見は、法人として成年後見人等を受任し、成年後見人等の職務を組織的に行うものである。法人後見は、平成 11（1999）年に成年後見制度が制定された際に、制度上、初めて認められたものである。制度が施行された後、法人後見の受任件数自体は増加傾向にあるもの

²⁴ 小林＝大門編・前掲書註（15）141 頁。

²⁵ 西森利樹＝安藤孝敏「成年後見人等の担い手の変化と今後の方向性－制度の性質の変遷と家族形態・家族機能の変化の観点から－」応用老年学 4 卷 1 号（2010 年）62 頁。この論文は、親族の成年後見人等の割合が減少傾向にある要因として、後見制度の性質が家の財産維持から後見人の利益保護、本人の利益保護へと変遷し、親族自治的性格から親族外の後見人を許容する方向へと変化してきた点、および、独居・夫婦のみ世帯の増加を前提に、従来、家族機能とされてきた保健福祉機能を家族が果たせなくなっている点を挙げる。その上で、今後の成年後見人等の変化の方向性を論じたものである。ただし、この論文は、平成 12 年から平成 20 年までの成年後見人等の状況と変化を前提としたものである。

²⁶ 「市民後見」の定義や所掌範囲は必ずしも明確ではない。成年後見法学会「市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会平成 18 年度報告書」11 頁成年後見法学会 HP<<http://jaga.gr.jp/pdf/H18kenken.pdf>>（2014.05.03 参照）は、「成年後見に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者」とする。他に、厚生労働省「市民後見について」<<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/dl/shiminkoukennin.pdf>>（2014.05.03 参照）。本論文においては、知識、技術等の質の問題には立ち入らず、単に、親族以外の第三者個人後見人のうち専門職以外の者が成年後見人等となる場合を市民後見人とする。

²⁷ 本論文において「法人後見」とは、法人が法人の名で成年後見人等を受任する場合をいうものとする。法人名および代表者名を列記する場合は、当該法人が機関として受任しているものとして法人後見に含める。また、法人の代表者や構成員が成年後見人等となる場合に、代表者や構成員個人の名で成年後見人等を受任するものは、法人後見に含めないものとする。

の、その割合はわずかにとどまっている。そのため、現状からすれば、成年後見の支援が法人によって組織的に提供されることは主流とはいえず、成年後見人等は、親族や親族以外の個人によってなされている状況にある。

第2節 本論文の視点－高齢期の生活継続性の確保

わが国の高齢社会対策の基本的枠組みは、平成7（1995）年に制定された高齢社会対策基本法に基づいている²⁸。高齢社会対策基本法は、その前文において、「高齢化の進展の速度に比べて国民の意識や社会のシステムの対応は遅れている。」としつつ、「国民一人一人が生涯にわたって真に幸福を享受できる高齢社会を築き上げていくためには、雇用、年金、医療、福祉、教育、社会参加、生活環境等に係る社会のシステムが高齢社会にふさわしいものとなるよう、不斷に見直し、適切なものとしていく必要がある」とする。また、高齢社会対策は、以下の社会を構築することを基本理念として行われなければならない（高齢基本2条）。すなわち、①国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会（同1号）、②国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帶の精神に立脚して形成される社会（同2号）、③国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会（同3号）である。

こうした社会へ向け、高齢社会にふさわしいシステムを構築することは、我々の責務でもある。成年後見制度は認知症高齢者を支援する制度でもあることから、成年後見制度においても、現在の高齢社会の実情および今後の高齢社会のあり方を見据えた支援システムの構築を図ることが必要となろう²⁹。

認知症高齢者の増加や独居高齢者世帯の増加を受け、介護保険制度は、平成17（2005）年改正において、要介護者の生活の継続性を維持するための新しい介護サービス体系の確立が図られ、新たに地域密着型サービスが創設された。平成24（2012）年に策定された高齢社会対策大綱（高齢基本6条に基づく）は、介護サービスのあり方に関連して、「要介護高齢者の需要に応じた良質な介護サービス基盤の計画的な整備を進めるととも

²⁸ 内閣府・前掲書註（1）72頁<<http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2014/zenbun/pdf/2s1s.pdf>>（2014.07.04参照）。

²⁹ 上山泰＝菅富美枝「成年後見制度の理念的再検討 イギリス・ドイツとの比較をふまえて」菅富美枝編著『成年後見制度の新たなグランド・デザイン』（法政大学出版局、2013年）5頁は、従来なされてきた制度の改善提言および改正提言の大半が、現行制度の大枠を維持した上での微修正を求めているものであると指摘したうえで、「今、本当に必要な作業は、旧制度の基本構造を大筋で引き継いでいる現行制度の枠組みそれ自体を根底から批判的に検討し直し、制度設計の基本理念の次元までを視野に収めた上で、その再構築（新たなグランド・デザイン）の可能性を探っていくことではないだろうか。」とする。

に、地域住民が可能な限り、住み慣れた地域で介護サービスを継続的・一体的に受けることのできる体制（地域包括ケアシステム）の実現を目指す。」としている³⁰。

また、地域密着型サービス事業者の不指定処分の取消しに関する訴訟³¹においては、地域密着型サービスの特質から介護サービスの継続的・安定的提供の必要性が示され、介護サービスを提供する介護事業者にはサービスを継続的・安定的に提供する能力が求められるとする判決が出されている。本判決は、サービスを継続的・安定的に提供する能力があることが適正な事業の運営であるとした。このように、生活の継続性は、介護保険法において重視される概念となったのみならず、裁判規範としても重視されつつあるといえよう。

介護保険法は、施行後 5 年を目途として全般に関する検討を加え、必要な見直しなどの措置を講ずることになっている（介保法附則 2 条）。その際に勘案する事項としては、福祉サービスを提供する体制の状況、国民負担の推移、社会経済の情勢などが挙げられている。この規定を根拠とし、介護保険法においては、実態を法律に反映させるための法改正が定期的になされている。これに対し、成年後見制度は、平成 11（1999）年に制定されて以来、改正はなされておらず、生活の継続性に関連する裁判例も見あたらない。

従来、行政により措置的になされていた介護は、介護保険法の制定により、利用者が介護事業者と契約する形へと転換した（措置から契約）。そのため、介護事業者との契約の際、認知症高齢者は自ら契約を締結することが困難である。そこで、契約における判断または意思決定を支援し、認知症高齢者が介護保険制度を利用することができるようするために成年後見制度は制定された。そのことから、介護保険制度と成年後見制度は車の両輪であるとされる。成年後見制度が、介護保険制度を認知症高齢者が利用することができるようるために制定されたことからすれば、成年後見制度においても、介護保険法の改正動向または改正内容に対応することができるような支援および支援体制が求められると思われる。また、介護保険制度は高齢者福祉としての制度でもあり、成年後見制度による支援は、従来、家族機能とされた福祉機能（保健医療機能）を果たすものである。したがって、介護保険法および同法における裁判規範として生活の継続

³⁰ 内閣府「高齢社会対策大綱」内閣府 HP<http://www8.cao.go.jp/kourei/measure/taikou/pdf/p_honbun_h24.pdf>（2014.02.28 参照）15 頁。

³¹ 東京地判平成 24 年 10 月 19 日賃社 1605 号（2014 年）52 頁。本判決の評釈として、西森利樹「地域密着型サービス事業者の指定とサービスの継続的・安定的提供能力」賃社 1605 号（2014 年）46 頁。

性が重視されつつあることは、生活継続性の維持の視点に基づいた成年後見制度における支援のあり方および支援体制のあり方に関する検討を促すものであろう。

また、認知症高齢者の増加や独居高齢者の増加は、介護保険制度のみならず、成年後見人等のあり方にも影響を及ぼす。成年後見人等における親族の割合は、成年後見制度が施行されて以降年々減少し、近年、親族と親族以外の第三者の割合は逆転している。今後、独居高齢者世帯が増加することに伴い、成年後見人等に家族や親族がなることは困難になる状況が予想される。介護保険制度は、認知症高齢者および独居高齢者の増加を背景とし、生活の継続性の維持を重視したサービス内容を新設するとともに、介護事業者のあり方を規定するようになった。そうすると、成年後見制度においても、高齢期の生活の継続性を維持、確保する観点を重視し、成年後見人等のあり方に関する検討をする必要があると思われる。さらに、成年後見制度において、高齢期の生活の継続性を維持、確保するための支援システムを構築していくことは、現在のみならず、将来の高齢社会において、高齢社会対策基本法の理念を実現することに資するものと考えられる。

以上のことから、本論文においては、高齢期の生活継続性の確保を検討における視点とする。

第3節 本論文の目的と構成

認知症高齢者が成年後見制度による支援を受けるためには、成年後見人等の存在が必要不可欠であり、近年、親族以外の成年後見人等の確保の重要性が増している。そのなかで、法人後見はいまだ十分に活用されているとはいえない状況にある。前述のように、認知症高齢者および独居高齢者数の増加にともない、介護保険制度は、平成17（2005）年に、住み慣れた地域における高齢者の生活の継続性を維持する観点から改正され、同様の観点を重視する裁判例も出されている。これに対し、成年後見制度に関しては、介護保険制度の改正への対応を図る視点や高齢期の生活継続性を確保する視点からの検討はあまりなされていない。この点、主に知的障害を伴う成年者（以下、本論文では「知的障害者」とする。）に対する成年後見においては、支援の継続性を確保するために、リレー方式³²といった考え方も提唱されている。これに対し、法人後見に関しては、長期・継続的支援が可能であることがメリットとされつつも、高齢期の生活継続性を維持、確保する視点を中心としつつ、法人後見の果たすべき役割を検討した研究はあまりなされていない。

以上のことから、本論文は、法人後見に着目し、高齢期の生活継続性の確保の視点から、法人後見の果たすべき役割を考察する。

第2章以下の本論文の構成および概略は、以下のとおりである。

第2章「法人後見をめぐる状況」においては、成年後見制度の内容を概観したのち、成年後見人等の要件および現状を検討する。続いて、法人後見に関する従来の研究状況を整理する。法人後見は平成11（1999）年民法改正により初めて制度化され、先行研究においては、主に法人後見の役割の捉え方およびメリット・デメリットに関する議論がなされている。法人後見の役割の捉え方に関する見解は、法人後見の役割を個人の例外として限定的に捉える見解および限定的に捉えない見解とに大別することができる。各見解の論拠は様々ではあるが、法人後見の役割の捉え方に関しては、諸処の見解が主張

³² リレー方式とは、成年被後見人の支援の緊急性の度合いに応じて、それを解決するのにふさわしい成年後見人等を選任し、その問題が解決した場合には当該成年後見人に辞任してもらい、他の問題を解決するのにふさわしい成年後見人等を選任していくことである（大島明「法定後見人等の選任・欠格事由」赤沼康宏編著『成年後見制度をめぐる諸問題』（新日本法規、2012年）105頁）。リレー方式には、家族・親族から専門家（場合によっては市民後見人）へと引き継ぐことや、その逆の場合もありうる。

されている状況にある。

第3章「法制化の趣旨と法人後見の役割」においては、法人後見の法制化の趣旨および制度制定時の法人後見の役割を明らかにするために、成年後見制度の立法過程における審議会などの議論において、法人後見に関する議論がなされたのかどうか、また、議論がなされていたとした場合に、どのような議論がなされていたのかを検討する。第2章において述べるように、法人後見の役割の捉え方に関しては、法人後見の法制化の前後を通じ、種々の見解が提唱されてきた。これらの見解のなかには、制定時における法人後見の役割の捉え方に関して主張を異にするものがある。したがって、法人後見の果たすべき役割を考察するためには、成年後見制度の制定時において、どういう理由から法人後見が制度化され、法人後見の役割はどのように捉えられていたのかを明らかにする必要がある。また、先行研究における各見解が制度趣旨の内容を根拠とした議論を開発していることにも表れているように、法制化時の制度趣旨は、その後の法律論および実際の制度運用にも影響を及ぼしうるものである。そのため、法人後見の果たすべき役割を考察するにあたり、成年後見制度の法制化時における法人後見の制度趣旨および役割を検討することには意義がある。そこで、本章は、高齢期の生活継続性の確保の視点を中心として法人後見の果たすべき役割を検討するのに先立ち、法人後見の制度化の理由を明らかにすることによって、法制化時における法人後見の役割を検討する。成年後見制度が制定されるに至るまでには、成年後見問題研究会、法制審議会民法部会成年後見小委員会、衆議院・参議院法務委員会において審議または審査がなされていた。成年後見制度の立法過程に関する先行研究においては、上記の立法過程の一部の議論について検討したものはあるものの、立法過程の全体を通じた研究はなかった。特に、法制審議会民法部会成年後見小委員会の審議内容に関する検討はなされていない。そうしたことから、本章では、上述の立法過程全体における審議または審査の内容を検討する（第2節から第3節）。その際、本章では、審議録または議事録における議題および発言内容ならびに報告書の内容を検討する方法を探る。本章が明らかにしようとすることは、成年後見制度が制定されるその時点において、実際に法人後見の役割がどう捉えられていたかである。そのため、その時点における議論の内容ないしは見解が明らかとなる資料を検討する必要があった。成年後見制度の立法過程の審議などにおける法人後見に関する議論としては、法人後見の導入の可否、明文化の要否、法人の要件と資格、利益相反の取り扱いに関する議論がなされており、法人後見の役割は、導入の可否に関する議論

の中でなされていた。法人後見を導入する理由としては、当初、①適切な個人の成年後見人がいない場合の受け皿、および、②成年後見人の選択肢の拡大の二つの意見が出されていた。これに対し、その後の審議過程における議論においては、一つ目の意見は採用されず、法人後見は成年後見人の選択肢を拡大するためのものとして制度化されていた。こうした検討を通じ、本章では、成年後見制度が法制化された時点において、法人後見は限定的な役割として制度化されていなかったことを導く。

第4章「高齢期の生活継続性の確保と法人後見の役割」においては、高齢期における生活継続性の確保が成年後見制度において問題となりうるのかどうか、また、高齢期の生活継続性を確保するための法人後見のあり方を明らかにすることを通じ、法人後見の役割を検討する。第3章における歴史的考察と異なり、本章は、制定後の成年後見制度にまつわる実態を基礎として検討するものである。介護保険制度が社会状況の変化等を反映する形で定期的に見直されているのに対し、成年後見制度は、施行以来、見直しおよび改正がなされることなく現在に至っている。成年後見制度は、高齢者、特に、認知症高齢者に対する支援のための制度であることから、制度が施行されて以降の社会状況や高齢者の実態の変化が制度に反映される必要があろう。実際にも、親族の成年後見人等の割合が減少しているように、社会状況の変化が成年後見制度における運用の実態に変化を及ぼしているのである。また、第3章における検討では、成年後見制度の制定時における法人後見の役割が限定的ではなかったとしても、限定的ではない役割以上に、法人後見に積極的な役割があるのかどうかは明らかとはいえたかった。そこで、本章は、成年後見制度の制度内容を前提とし、制度内容に関わる実態を調査研究の手法により明らかにすることを通じ、その実態を制度のあり方に反映することを試みる発想にもとづき、法人後見の役割を明らかにする。

第1節「高齢期の生活継続性が有する法的意味」においては、高齢者の生活の継続性を維持するために新たな介護サービスを導入した介護保険法の改正時の議論および介護保険事業者の指定に関する裁判例を検討し、介護保険制度において、高齢期の生活継続性が法的にも重視されつつあることを指摘する。そこでは、認知症高齢者数および独居高齢者世帯数の増加ならびに高齢者の6割が住み慣れた地域における生活の継続を望んでいる実態が制度内容に反映されていた。その結果、平成17(2005)年の介護保険法改正では、生活の継続性を維持するための介護サービス体制（地域密着型サービス）が創設された。そこで、生活継続性の維持が制度に反映された過程を明らかにするため、介

護保険法の平成17(2007)年改正時の議論を検討する。また、上述の改正がなされた後、生活継続性の維持の概念は、地域密着型サービスにおける介護保険事業者の指定に関する裁判例においても明示された。そこで、当該裁判例における事実関係、争点および判決の内容を検討する。両者の検討を通じ、高齢期の生活継続性の確保が法的にも重視されつつある概念とされていることを考察する。

次に、第2節「成年後見制度における継続性確保の問題」においては、第1節において触れた高齢期の生活継続性の確保の視点との関係で、現在の成年後見人等の供給体制のあり方に問題があるのかどうかを検討する。ここでは、現行の成年後見制度の内容を前提とし、成年後見人等の供給体制に関し、今後、制度に反映させるべき実態があるのかどうかが主な検討対象である。この点、現行法上、成年後見制度における支援の継続性に関する明文の規定はなく、他方、介護保険制度に関する裁判例では、地域密着型サービスの特質からサービスの継続的・安定的提供の必要性が導かれていた。そこで、成年後見事務の具体的な内容から特質を検討し、その特質として支援の継続性を導く。先行研究においては、成年後見事務の特質といった視点からの議論はなされていないものの、成年後見事務の継続性を前提とした議論がなされている。しかしながら、実際の成年後見事務において、支援の継続性の確保が問題となるのかどうかは、実証的に明らかにされていなかった。そこで、この点を明らかにするために、個人として受任している成年後見人等を対象とし、支援の継続性に関する質問紙調査を行った。その結果として、成年後見人等は、成年後見事務の継続性に関する心配または懸念を有しながら職務を行つており、成年後見において、成年後見事務の継続性の確保が問題となりうることを明らかにする。

第3節「法人後見における継続性確保のあり方」においては、第2節を前提とし、法人後見において、成年後見事務の継続性がどのように確保されているのかを明らかにする。先行研究においては、法人は永続性があり、長期的・継続的後見に適しているとの指摘がある。ただし、この指摘は法人の本質から導かれるものであり、法人後見において実際に継続性をどのように確保しようとしているのかは実証的に明らかにされていない。そこで、本論文においては、成年後見人等を受任している法人を対象とし、継続的業務を確保するためにどのような取り組みを行っているのかに関する質問紙調査を行つた。その結果、法人後見においては、①複数担当者によるチーム対応、②専門的対応、③記録の完備・引き継ぎ、および、④連携・ネットワークにより、成年後見事務の継続

性を確保していることがわかった。これら4つの事項は、被成年後見人等に対する支援の充実に資するものであり、職業的、専門的かつ組織的な対応によって成年後見事務の継続性の確保を図ることができる法人後見には積極的な役割があることを導く。

最後に、第5章「法人後見の果たすべき役割」においては、総合考察として、主に第3章および第4章における検討の結果および考察をもとに、高齢期の生活継続性を確保する視点から法人後見の果たすべき役割を考察する。

第1節「法人後見の役割—先行研究との関係」においては、法制化の趣旨と法人後見の役割および高齢期の生活継続性の確保と法人後見の役割に関して、先行研究における見解と本論文における検討結果との関係および本論文の研究結果の特徴を述べる。その上で、法人後見における取り組みが、認知症高齢者などの高齢者の生活継続性を確保する視点から積極的な役割を有する点を述べる。

第2節「法人後見の果たすべき役割—支援体制の将来像」においては、今後の高齢社会における支援のあり方との関係で、法人後見が果たすべき役割を考察する。今後、認知症高齢者および独居高齢者の更なる増加が予想されるなか、介護保険制度では、生活継続性の維持の重視に続き、地域包括ケアシステムの構築を図るべく改正が続けられている。本論文においては、こうした状況に対応し、高齢者に対する安定的な支援体制を確立するためには、成年後見人等が法人によってなされねばならないことを結論づける。

さらに、第3節においては、今後の課題として、本論文における限界と課題、ならびに、成年後見を行う法人の適正化および質の確保を図るために、法人の人的・運営基準等の法的整備を進めていく必要があることを指摘する。

第2章 法人後見をめぐる状況

第1節 成年後見制度の概要

成年後見制度は、従来の禁治産・準禁治産制度を改正する形で、平成11（1999）年の民法改正により制定された。成年後見制度は、禁治産・準禁治産制度での問題点の解消を図るとともに³³、高齢社会への対応および障害者福祉の充実を図ることを目的とする。また、制度の理念は、判断能力の低下した高齢者等の自己決定の尊重、残存能力の活用およびノーマライゼーションの実現である³⁴。

成年後見制度は、制度を利用する際に、高齢者本人の事理弁識能力（判断能力）が低下しているかどうかにより、法定後見制度および任意後見制度の二つに分類される。法定後見制度は、制度利用時において既に判断能力が低下している場合であり、そうでない場合が任意後見制度である。

（1）法定後見制度

法定後見制度は、判断能力の低下の程度に応じて、さらに、成年後見、保佐、補助の三つに分類される。成年後見は、精神上の障害により事理弁識能力を欠く常況にある場

³³ 禁治産・準禁治産制度の問題点として、従来、以下の点が指摘されていた。①認知症高齢者等の判断能力および保護の必要性のレベルは多種多様であるのに対し、禁治産・準禁治産の2つの制度の間で大きく異なる効果が定型的に法定されており、硬直的な二元的な制度であるために個々の事案における各人の判断能力および保護の必要性の程度に合致した弾力的な措置をとることができないこと、②心神喪失・心神耗弱の要件が重く厳格であるため、軽度の認知症等の場合には利用の途が閉ざされていること、③禁治産制度では禁治産者のすべての法律行為が取消しの対象となるため、日常生活に必要な範囲の行為を必要とする認知症高齢者等には利用が困難であること、④準禁治産制度では、保佐人は同意権を有するのみで代理権・取消権を有しないため、保護の実効性に欠けること、⑤福祉関係の行政機関に申立権がないため、身寄りのない高齢者等の財産管理等に支障が生ずること、⑥禁治産すなわち「治産を禁ずる」という用語の問題や広範な欠格条項から社会的偏見が強いこと、⑦禁治産・準禁治産宣告の公示が戸籍へ記載されることに対する利用者の抵抗感が強いこと、⑧実務上、適切な鑑定人を得ることが難しく手続に時間と費用のかかるため、利用しにくい制度になっていることなどである。小林=大門編・前掲書註（15）9頁。

³⁴ 新井=赤沼=大貫編・前掲書註（15）26頁、小林=大門編・前掲書註（15）5頁、8頁、大曾根・前掲書註（15）151頁。

合であり（民法7条）、保佐は、精神上の障害により事理弁識能力が著しく不十分な場合である（民法11条）。また、補助は、精神上の障害により事理弁識能力が不十分な場合である（民法5条）。

この三つの類型に応じ、家庭裁判所が申立権者の請求に対する審判をする（後見開始の審判、保佐開始の審判、補助開始の審判）。三つの審判に共通する申立権者は、本人、配偶者、四親等内の配偶者、検察官である。それに加え、後見開始の審判の申立権者は、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、または補助監督人である。保佐開始の審判の申立権者は、後見人、後見監督人、補助人、または補助監督人であり、補助開始の審判の申立権者は、後見人、後見監督人、保佐人、または保佐監督人である（民法7条、11条、15条）。このほか、65歳以上の者につき、その福祉を図るために必要があると認める場合には、市町村長および特別区の区長が後見審判、保佐審判、補助審判の申立をすることができる（老人福祉法32条。他に、知的障害者福祉法27条の3、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律51条の11の2。特別区の区長につき、地方自治法283条）。上記の各審判をする場合には、家庭裁判所は、三つの類型に対応する形で成年後見人、保佐人、補助人を選任する（民法8条、12条、16条）。

（2）任意後見制度

任意後見制度は、高齢者本人の判断能力が不十分となっていない段階において、将来、判断能力が低下した場合に備え、実際に判断能力が低下した場合の支援のあり方などを内容とした契約（任意後見契約）を締結する形で利用される（任意後見契約に関する法律。以下、本論文において条文を引用する際には「任意後見法」とする。）。任意後見契約とは、委任者が受任者に対し、精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況における自己の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務の全部又は一部を委託し、その委託に係る事務について代理権を付与する委任契約であり、任意後見監督人が選任された時からその効力を生ずる旨の特約を付したものという（任意後見法2条1号）。この契約は、条件付委任契約であり、任意後見契約に関する法律は、委任契約に関する民法の特別法として制定された。任意後見監督人の選任を契約の効力発生の条件としているのは、任意後見人は任意後見監督人の監督の下においてのみ代理権を行使しうるとす

ることにより、任意後見人による権限の濫用を防止する趣旨である³⁵。この契約は公正証書によってしなければならないとされており（任意後見法3条）、要式契約である。公正証書は公証人が作成し（公証人法1条1号）、公証人の関与により適法かつ有効な契約が締結されることを担保する³⁶。任意後見契約が締結された場合は、委嘱又は申請により契約内容などが登記される（後見登記等に関する法律5条）。

任意後見契約の類型には、①移行型、②即効型、③将来型があるとされる³⁷。①移行型とは、通常の任意代理の委任契約から任意後見契約に移行する場合である。通常の委任契約および任意後見契約を同時に締結し、本人の判断能力が低下する以前では財産管理等の事務を委任契約により処理し、判断能力が低下した後は、任意後見監督人等の監督を伴う任意後見契約により処理する。②即効型は、任意後見契約の締結の直後に、直ちに本人または任意後見受任者の申立てにより任意後見監督人を選任し、契約の効力を発生させる場合である。軽度の認知症を伴う場合など本人の判断能力が不十分な状態であったとしても、契約締結の段階において意思能力を有する限り、任意後見契約を締結することが可能である場合に利用可能である。その場合に、本人が法定後見制度よりも任意後見制度の利用を選択する場合には、契約締結直後に契約の効力を発生させることを前提としたうえで、本人自らが任意後見契約を締結することができる³⁸。また、③将来型とは、十分な判断能力を有する本人が、契約締結の段階では受任者に財産管理などの事務を委任せらず、将来自己の判断能力が低下した段階で任意後見監督人の選任をし、任意後見人による支援を受けようとする場合である³⁹。

任意後見契約が登記された場合において、本人が、精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況にあるときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族又は任意後見受任者の請求により、任意後見監督人を選任する（任意後見法4条）。任意後見監督人の選任より、任意後見人は任意後見契約において付与された代理権の内容に基づき、本人に対する支援等を行う。すでに事理弁識能力が低下している場合である法定後見制度と異なり、任意後見制度は事前的救済制度である⁴⁰。

³⁵ 小林＝大門編・前掲書註（15）230頁。

³⁶ 小林＝大門編・前掲書註（15）228頁。

³⁷ 小林＝大門編・前掲書註（15）225頁。

³⁸ 小林＝大門編・前掲書註（15）226頁。

³⁹ 小林＝大門編・前掲書註（15）226頁。

⁴⁰ 新井＝赤沼＝大貫編・前掲書註（15）155頁。

第2節 成年後見人等の要件および現状

第1款 後見制度の目的の変遷と後見人のあり方

成年後見人等は、誰がどのようにして行うのか。後見に関する制度は、その制度目的の如何によって、何人がどのようにして後見人になるのか規定されることになり、また、これらの事項は、その性質の変化に応じて影響を受けるとされている⁴¹。そこで、これまでの制度目的の変遷と後見人のあり方について検討する。

(1) 制度目的の変遷

わが国は、明治期に民法を制定するにあたりヨーロッパの諸制度を継承したことから、ここでは、主に、ヨーロッパにおける後見制度の変遷について概観する。

後見制度の目的は、ローマ時代から現代に至るまで、いくつかの変遷を経てきた。封建的家父長制の下では、家長の存在する限り、すべての家族員は家長の支配権力に服していた⁴²。未成年者や精神障害者などの保護の問題が生じた場合、それは家族団体・血族団体の扱うべき事項として処理され、内部的には家長の支配権力に依存することになることによって、これらの者の保護はある程度充足されていた。そのため、社会的生活上の弱者保護のための後見制度は、その必要性に乏しかった。ただし、家長自身が幼少病弱である場合または女子であるような場合には、後見は、家長権行使を補佐し代行するための意義を有していた⁴³。封建的家父長制の下における後見の主な目的は、家長の支配権力の維持および家の財産の保持であった。

近代黎明期以降において、封建的家父長制の衰退とともに家長の支配的権力が弱まるに伴い、未成熟子への親権と妻に対する夫権が相対的に強化されるようになった⁴⁴。子や妻は、家長の絶対的な支配権によってではなく、親や夫の保護を受けるようになった。ただし、家長の支配権力は弱まったとしても、家の財産の保持という観点がなくなったわけではなかった。そのため、後見人には、本人の財産に対する強力な支配権が認められていた。

⁴¹ 於保＝中川編・前掲註（15）236頁。

⁴² 於保＝中川編・前掲註（15）236頁。

⁴³ 石川利夫『家族法講義〔上〕家族法＜改訂版＞』（日本評論社、1980）279頁。

⁴⁴ 田山・前掲著註（15）「続・研究」6頁、戒能通孝「後見法」穂積重遠＝中川善之助編『家族制度全集 第二部 第三巻 III親子』（河出書房、1937年）289頁。

後見人は、本人の財産を管理し、その収益から財産額を差し引いた残額を取得する権利を有していた。したがって、この段階の後見の制度は、後見人の利益を確保する目的を有していた（自益的後見）⁴⁵。

その後の近代市民社会においては、各個人は市民として独自の法的地位を有するに至った。また、人権意識の向上に伴い、妻や女子に対する後見は衰退ないし廃止された⁴⁶。その結果、未成熟子に対する親権のみが残り、後見は親権の延長として構成された。さらに、市民が個人として独自の法的地位を有するに至ったことによって、各人は自己の判断により法律行為を行うのが原則（私的自治の原則）となった。そのため、自己の事務につき適切に判断をする精神的能力を有しない者は、それに応じた保護が必要となる。そこで、成年であっても精神的能力を有せず法的保護を必要とする者のために、家族的保護の補充として後見が行われることになった。その際、保護の対象となる財産は個人の財産であって、家の財産ではない。そのため、後見人は、一種の財産管理人としての性格が強いものとなった。ここに至って、後見は本人の利益を保護するものとなった（他益的後見）。

また、制度が本人の利益を保護する目的（他益的後見）へと転換した場合においても、精神的能力を欠く本人の財産や身上に関する事項は親族内で決定すべきものとして、近親者を優先的に後見人に選任することや、親族会が後見を行うなどの親族自治的性格を残しているものがある。これに対して、親族自治的性格を排除し、後見人と本人との関係を親族的関係から移行させ、他人同様の善管注意義務を負う関係とするものもある⁴⁷。

以上のことから、後見制度の目的は、家の財産の維持から後見人の利益保護（自益的後見）へと変化し、その後、本人利益の保護（他益的後見）へと変化した。また、本人利益の保護を目的としている場合においても、親族自治的性格を有するものと親族自治的性格を有しないものとが存在する。

（2）目的の変遷と後見の担い手

封建的家父長制下において、家の財産維持を制度目的とする場合、後見は支配権力であった。この場合、後見の担い手となるのは、家長ないしは親族である。制度目的が後

⁴⁵ 田山・前掲著註（15）「続・研究」6頁、戒能・前掲論文註（44）289頁。

⁴⁶ 田山・前掲書註（15）「続・研究」7頁。

⁴⁷ 於保＝中川編・前掲著註（15）236頁、田山・前掲書註（15）「続・研究」7頁。

見人の利益保護（自益的後見）である場合にも、家の財産を保持する考えが残っていたため、親族が後見の担い手となる。他方において、本人利益の保護（他益的後見）が制度の目的である場合において、親族自治的性格を有している場合には、親族が後見の担い手となるのに対し、本人利益保護であると同時に親族自治的性格を有しない場合には、後見の担い手は必ずしも親族である必要性はないことになる（表1）。

表1 後見制度の目的と後見人との関係

制度目的		後見人
家産保持		親族
後見人利益保護（自益的後見）		親族
本人利益保護（他益的後見）	親族自治的性格あり	親族
	親族自治的性格なし	親族に不限定

(3) 成年後見制度の目的と成年後見人等に関する規定

平成11年改正前民法における禁治産・準禁治産制度は、明治31年制定民法（明治民法）において創設された。明治民法は、形式的には家制度を維持したことから、禁治産・準禁治産制度は親族自治的性格を有していた。その後、日本国憲法の制定に伴い、昭和22年改正民法において戸主・親族会の制度が廃止され、禁治産・準禁治産制度の親族自治的性格を排除しようとした。しかし、禁治産者について配偶者を当然に後見人とする配偶者法定後見人制度が存在したことから、禁治産者の保護を家族の役割としており、親族自治的性格を残した制度となっていた⁴⁸。

禁治産・準禁治産制度における配偶者法定後見人制度とは、夫婦の一方が禁治産宣告・準禁治産宣告を受けた場合に配偶者が当然にその後見人・保佐人になる制度をいう（旧840条、同847条1項）。この制度は、後見事務等の重要な職務は相互の愛情によるのでなければその任を果たすことができないことを制度理由としていた⁴⁹。これは、家族相互間の愛情と家族内での自治的な要素を重視し、禁治産者・準禁治産者の保護を家族の役割としたものである。しかし、この制度に対しては、①制度を利用する高齢者の配

⁴⁸ 於保=中川編・前掲著註（15）239頁。

⁴⁹ 法務省民事局参事官室・前掲書註（15）「補足説明」32頁。

配偶者も高齢であることが多いために、必ずしも配偶者が常に成年後見人等として適任とはいえないことや、②夫婦間が破綻している場合も考えられるなど、現実との関係では柔軟性を欠いた規定であり、現実にも配偶者自身が十分に後見人・保佐人の任務を果たすことができない状況にあることが少ないと批判されていた⁵⁰。さらに、高齢者の現状や多様なニーズに対応し、最も適任と思われる者を成年後見人等として選任することができるようとする必要性が指摘された⁵¹。そこで、平成 11（1999）年民法改正においては、配偶者法定後見人制度を廃止し、配偶者以外の親族・知人や専門職などの第三者が成年後見人等になることを広く認めることになった。

また、禁治産・準禁治産制度の後見人の要件に関する規定では、後見人は一人でなければならないとされ、後見人の一人制を定めるとともに（旧 843 条）、複数後見人制を否定していた。複数後見人制採用の可否については、1898（明治 31）年の民法制定時から議論のあったところである⁵²。後見人一人制の根拠は、後見人が複数ある場合には後見人間の意見の不統一や衝突、責任の不明確化が生じるおそれがあるため、一人制により後見事務の円滑な遂行を図り、もって被後見人の利益を守ることにあるとされる⁵³。ただし、後見人一人制においても、「後見人」が一人でなければならないだけであり、後見の事務のすべてを後見人が独りですべきとするものではなかった。後見事務が煩雑であり、また多忙なときには、復代理人（民法 106 条）を選任してこれに委ねることも許されるとされ、他人を使用できると解して良いとされていた⁵⁴。

これに対し、複数後見人制によれば、複数人の成年後見人等を選任することで職務分担が可能となり、効果的・効率的な後見事務処理を図ることができるとされる⁵⁵。また、後見事務を分担することで後見人に適格者を得ることが容易となり、複数の後見人間での相互監視により権限濫用を防止することができる。複数成年後見人等を選任しておくことで、一人の成年後見人等の事務の遂行に支障が生じた場合には、他の成年後見人等に事務が引き継がれ、成年後見事務の持続性を確保することができる。また、今後の成年後見制度の活用の促進を考えると、高齢社会への対応と障害者福祉の充実を図るため

50 於保＝中川編・前掲書註（15）310 頁、新井編・前掲書註（15）78 頁。

51 法務省民事局参事官室・前掲書註（49）32 頁。

52 於保＝中川編・前掲書註（15）303 頁。

53 於保＝中川編・前掲書註（15）303 頁。

54 於保不二雄編『注釈民法(23)親族(4)』（有斐閣、1969 年）249 頁。

55 於保＝中川編・前掲書註（15）304 頁。

に各人の具体的な生活状況に適切に対応することを可能にする必要が生じる⁵⁶。そこで、禁治産・準禁治産制度とは異なり、成年後見制度においては、複数成年後見人等制度が導入された（民法 859 条の 2）⁵⁷。また、すでに成年後見人等が選任されている場合であっても、後から追加的に成年後見人等を選任することによって複数にすることもできる（民 843 条 3 項）。他方において、複数成年後見人等の間の権限の衝突等の問題を回避し、後見事務の遂行に支障を来すことがないようにするために、複数成年後見人等の間の権限関係に関する調整規定が定められている（民法 859 条の 2）⁵⁸。

現行の成年後見制度は、自己決定権の尊重、残存能力の活用およびノーマライゼーションの実現を理念としている。したがって、成年後見制度は、本人利益の保護をその目的とする制度である。また、配偶者法定後見人制度を廃止し、複数人が成年後見人になることを認め（民 843 条 3 項）、法人が成年後見人となることを明文で許容した（同条 4 項括弧書）。そうすると、現行の成年後見制度は、本人利益の保護を制度目的とし、親族自治的性格を有しない制度である。したがって、成年後見人等は、親族でなければならないわけではなく、親族以外の第三者を広く許容することとなった。

⁵⁶ 於保＝中川編・前掲書註（15）304 頁。

⁵⁷ 法務省民事局参事官室・前掲書註（49）33 頁、小林＝大門編・前掲書註（15）118 頁、新井編・前掲書註（15）79 頁、於保＝中川編・前掲書註（15）311 頁。

⁵⁸ 法務省民事局参事官室・前掲書註（49）32 頁、小林＝大門編・前掲書註（15）117 頁、於保＝中川編・前掲書註（15）311 頁。

第2款 現行法における成年後見人等の要件

法定後見制度において、成年後見人等となりうるのは、自然人および法人である（民法843条、876条の2、876条の7）。自然人には、単独の場合および複数人の場合がある（同法843条1項、2項）。成年後見人等の要件としては、自然人および法人のうち、あらかじめ成年後見人等となり得ない者（欠格事由）が定められている（同法847条）。また、成年後見人等の選任に際して、家庭裁判所が考慮すべき事情が定められている（同法843条4項）。

（1）欠格事由

自然人および法人のうち、成年後見人となり得ない者（欠格事由）は、①未成年者（民法847条1号）、②家庭裁判所によって免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人（同2号）、③破産者（同3号）、④被後見人に対して訴訟をし、またはした者ならびにその配偶者および直系血族（同4号）、⑤行方の知れない者（同5号）である。本条は、保佐人、補助人に準用される（民876条の2第2項、同876条の7第2項）。

禁治産・準禁治産制度では、禁治産・準禁治産の宣告を受けたことを欠格事由としていた（旧法846条2号）。この欠格事由は、職務に必要な判断能力の適格性の担保を目的としたものである⁵⁹。これに対し、現行の成年後見制度においては、配偶者法定後見人制度の廃止に伴い、成年後見人等は、常に家庭裁判所が適格性を審査した上で選任するものとされている。そのため、後見開始または保佐開始の審判を受けたことを欠格事由として規定する必要はないことから、本条号は削除された。

（2）選任時の考慮事情

前述の欠格事由に加え、家庭裁判所が、どのような基準により成年後見人を選任するのかに関しては、選任時に家庭裁判所が考慮すべき事情が定められている（民法843条4項、保佐人につき、同876条の2第2項、補助人につき、同876条の7第2項）。本条項の考慮事情は、信頼性の高い個人または法人が選任されることを確保するための制度上の担保である。その趣旨は、配偶者法定後見人制度の廃止および法人後見の制度化

⁵⁹ 小林=大門編・前掲書註（15）135頁。

により、成年後見の担い手に関する選択肢が広がった結果、家庭裁判所が成年後見人を選任するための判断基準を明確にすることが必要になったことである⁶⁰。

考慮事情は、①成年被後見人の客観的事情、②成年後見人となる者の側の事情、③成年被後見人と成年後見人となる者の双方の関係および、④成年被後見人の主観的事情、⑤その他一切の事情に大別される⁶¹。

①の成年被後見人の客観的事情は、成年被後見人の身上面（心身の状態および生活状況）と財産面（財産の状況）の客観的事情を総合的に考慮する。これは、本人の状況によって必要となる成年後見事務の内容が決まることから、それにふさわしい成年後見人を選任すべきことを理由とする⁶²。

②の成年後見人となる者の側の事情に関しては、客観的事情として、成年後見人となる者が個人の場合には職業および経歴を、法人の場合には事業の種類および内容を考慮すべきとされている。これらの事項は、具体的な後見事務に相応しい能力の有無および欠格事由（民法847条）に該当するかどうかを審査する上での重要な考慮事情になるものである⁶³。

③の成年被後見人と成年後見人となる者双方の関係は、成年後見人となる者と成年被後見人との間の利害関係（利益相反関係）の有無を考慮するものである。また、成年後見人となる者が法人である場合には、当該法人と成年被後見人との利害関係の有無に加え、その法人の代表者と成年被後見人との利害関係の有無をも考慮する。これは、本人と利益相反のおそれのない信頼性の高い個人または法人が成年後見人に選任されることを確保するため、あらかじめ本人と利益相反のおそれがある個人または法人を成年後見人として選任しないようにするためである⁶⁴。法人が成年後見人となる場合に、法人の代表者と成年被後見人との利害関係の有無を考慮するとされたのは、実質的に個人経営の法人の場合には、法人の代表者との関係を実質的に審査することにより、眞の利害関係の有無が明らかになるという趣旨である。このことは、成年被後見人と利益相反のおそれのある法人を適切に排除すべきとの要請が強いことに配慮したものである⁶⁵。

60 於保＝中川編・前掲書註（15）313頁。

61 新井編・前掲書註（15）81頁、於保＝中川編・前掲書註（15）313頁。

62 小林＝大門編・前掲書註（15）133頁、於保＝中川編・前掲書註（15）313頁。

63 新井編・前掲書註（15）82頁。

64 於保＝中川編・前掲書註（15）314頁。

65 小林＝大門編・前掲書註（15）133頁。

④の成年被後見人の主觀的事情を考慮すべきとされたのは、成年後見人の選任にあつても、自己決定の尊重の理念が重視されるべきことを明記する趣旨である。そのため、家庭裁判所が成年後見人を選任するには、成年被後見人の陳述を聞かなければならぬ（家事事件手続法 120 条 1 項）。その際、成年被後見人となる本人が、特定の候補者の選任を望むのであれば、その意向に沿うことが望ましい。ただし、本人が望む特定の候補者が、客観的に適格性を欠く場合（背任・横領等の不正行為の事実が判明した場合など）には、家庭裁判所は本人の意向に拘束されるものではないとされる⁶⁶。

①から④の事情は、成年後見人の選任の際に家庭裁判所が考慮すべき事情の中で、重要かつ典型的な事項を例示的に列挙したものである。そのため、家庭裁判所は個々の事案に応じて、⑤その他一切の事情を考慮すべきこととされている。その他一切の事情の例としては、a. 成年後見人の候補者が個人の場合は、心身の状態や財産状況、b. 成年後見人の候補者が法人の場合は、法人の資産状況や経営状況、職員体制や内部の指揮監督体制、c. 成年後見人の候補者と成年被後見人となる本人との間の親族関係の有無、d. 成年後見人の候補者の意見などが考えられる⁶⁷。

成年後見制度は、判断能力の低下した高齢者などの能力を補完・支援するための制度であり、成年後見人等は成年後見事務の遂行を通じ、高齢者などの判断能力の補完・支援の役割を担う。そのため、成年後見人に適切な成年後見事務の遂行を期待することができるかどうかは、制度が実質的に機能するために重要なことである。それゆえに、本条項は、家庭裁判所に対して成年後見人の選任の権限を与えると同時に、成年後見人を選任する際の考慮事情を列挙することによって、判断能力の低下した高齢者等の具体的状況に対応した適切な後見事務を行うに相応しい能力や人格、信頼性を有する成年後見人を選任することを家庭裁判所に義務づけた規定である⁶⁸。

上述の成年後見人等の要件に関する改正は、禁治産・準禁治産制度の改正のなかでも大きな改正部分であるとされる⁶⁹。ただし、本条項は、法定後見制度において、家庭裁判所が成年後見人を選任する場合の規定である。これに対し、任意後見制度においては、本人と受任者との間の任意後見契約により任意後見人をも決定するため、誰に任意後見

⁶⁶ 於保＝中川編・前掲書註（15）314 頁、小林＝大門編・前掲書註（15）134 頁。

⁶⁷ 於保＝中川編・前掲書註（15）315 頁、小林＝大門編・前掲書註（15）134 頁。

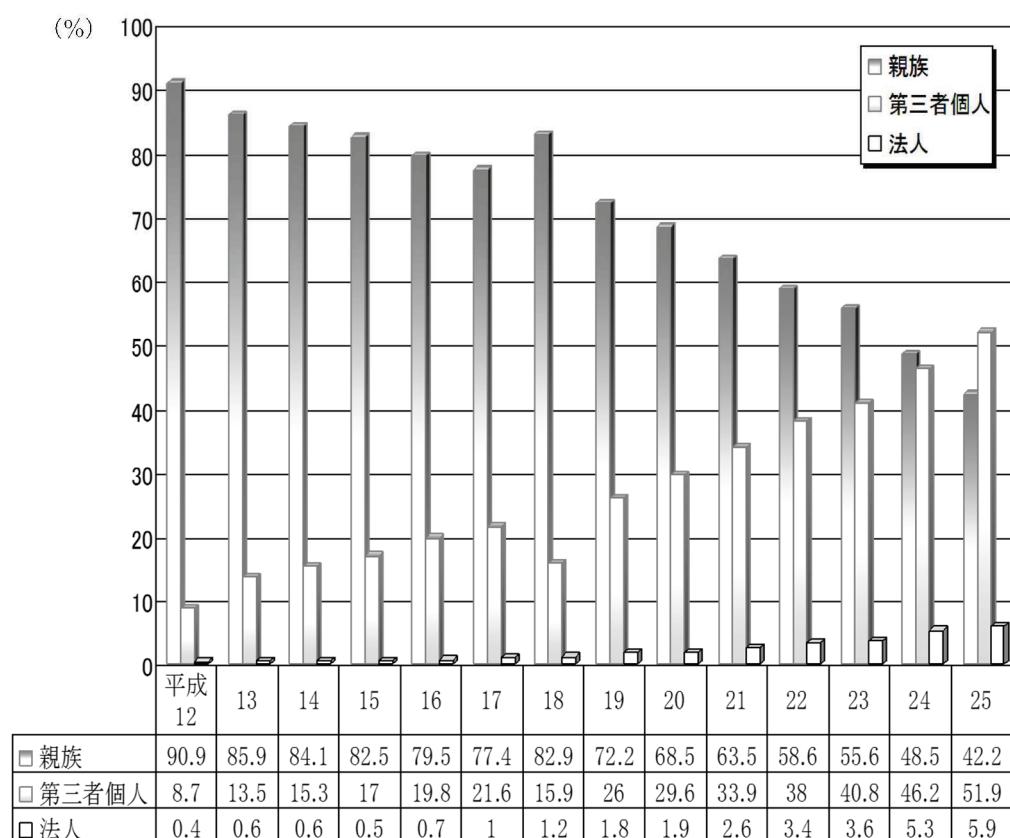
⁶⁸ 於保＝中川編・前掲書註（15）314 頁。

⁶⁹ 於保＝中川編・前掲書註（15）309 頁。

人（任意後見受任者）を依頼するのかは、高齢者など本人の判断によって決定される。また、任意後見受任者および任意後見人を個人（単独または複数）とするのか、法人とするのかに関しても、本人の意思に基づいて決定される。

第3款 成年後見人等の現状および変化

成年後見制度が、平成12（2000）年に施行された後において、成年後見人等に選任された親族、親族以外の第三者個人、法人の割合は図2の通りである。この図は法定後見制度における成年後見人等の現状であり、対象となる被成年後見人等は、高齢者、知的障害者、精神障害者を合わせたものである。



(注1) 平成12年から19年までは年度毎、平成20年以降は1月から12月迄である。

(注2) 成年後見人等が該当する関係別の個数を母数とし、認容で終局した事件総数とは一致しない。

(注3) 平成23年以降の法人には、弁護士法人、司法書士法人、行政書士法人を含む。

(資料) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」<<http://www.courts.go.jp/about/siryo/kouken.html>>より筆者作成

図2 成年後見人等と本人との関係割合

図2によれば、成年後見制度が施行されて以来、本人の親族が成年後見人等の多くを担っている。親族後見⁷⁰においては、被成年後見人等の子が成年後見人等となる割合が最も多くなっている⁷¹。親族以外の第三者が個人として受任する場合（以下、本論文では「第三者個人後見」とする。）は、主に、弁護士、司法書士、行政書士、税理士および社会福祉士などの法律または福祉関連の専門職によって受任されている。また、第三者個人後見のうち、専門職以外の者、いわゆる市民後見人による受任もなされている。平成23年に改正された老人福祉法⁷²においては、市民後見人の養成などを市町村の努力義務とし、市町村長による後見等の審判請求が円滑に実施されるよう、市町村は、後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成等および活用を図るために必要な措置を講ずる努力義務を負う（老福法32条の2第1項）。また、都道府県は、市町村の措置の実施に関し、助言その他の援助を行うよう努めるものとされた（同32条の2第2項）⁷³。

親族後見と第三者個人後見とを合わせた個人後見⁷⁴と同様に、法人後見は、制度施行当初から成年後見人等に選任されており、受任件数は増加傾向にある（表2）。実際に選任された法人には、社団法人成年後見センター・リーガルサポート、社会福祉協議会、社団法人家庭問題情報センター、社団法人日本社会福祉士会権利擁護センターばかりならぬ、福祉公社、およびNPO法人などがある⁷⁵。

⁷⁰ 本論文では、親族が個人の名で成年後見人等を受任する場合を「親族後見」とする。

⁷¹ 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」<<http://www.courts.go.jp/about/siryo/kouken.html>>（平成12年度～平成22年）（2011.07.05参照）。

⁷² 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）。平成24年4月1日より施行された。

⁷³ 厚生労働省老健局長「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律等の公布について」9頁（老発第0622第1号（平成23年6月22日））宮城県HP<<http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/48449.pdf>>（2014.05.01参照）、厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室「市民後見人の育成及び活用に向けた取組について」（平成24年3月27日事務連絡http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/dl/shiminkouken_torikumi01.pdf）（2014.04.30参照）。

⁷⁴ 本論文において「個人後見」とは、個人が個人の名で成年後見人等を受任する場合をいうものとする。

⁷⁵ 於保＝中川編・前掲書註（15）321頁、特定非営利活動法人西成後見の会『法人後見に関する基礎調査<調査報告書>』（特定非営利活動法人西成後見の会、2009年）20頁、最高裁判所事務総局家庭局・前掲註（72）平成12年度<http://www.courts.go.jp/about/siryo/siryo_saiban_seinen01_9.html>、同平成13年度<http://www.courts.go.jp/about/siryo/siryo_saiban_seinen02.html>、同平成14年度<http://www.courts.go.jp/about/siryo/siryo_saiban_seinen03.html>、同平成15年度<http://www.courts.go.jp/about/siryo/siryo_saiban_seinen04.html>。

表2 法人後見の受任件数

年(平成)	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
受任件数	13	47	62	71	98	179	377	417	487	682	961	1,390	1,702	1,976

(注1) 平成12年から19年までは年度ごと、平成20年以降は1月から12月迄である。

(注2) 平成23年以降は弁護士法人、司法書士法人、行政書士法人を含む。

(資料) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」

<<http://www.courts.go.jp/about/siryo/kouken.html>>より筆者作成

以上に対し、図2の成年後見人等と本人との関係における割合の変化に着目した場合、成年後見制度が施行された当初は、親族後見が約91%を占めていたのに対し、平成22(2010)年には、約57%へと減少している。これに対して、第三者個人後見および法人後見の割合は増加傾向にあり、その中でも、第三者個人後見の割合の増加が顕著である。また、平成24(2012)年には、制度が施行されて以来はじめて、親族以外の第三者が成年後見人等となる割合(51.5%)が親族後見の割合(48.5%)を上回った。平成25(2013)年においては、親族後見が42.2%であるのに対し、親族以外の第三者の成年後見人等が57.8%となり、その差が広がった。このように、親族後見の割合が減少し、親族以外の第三者の割合の増加する傾向が続いている状況にある。親族後見の減少傾向および親族以外の成年後見人等の増加傾向の要因には、後見制度の目的の変遷および家族機能の変化があると考えられ、この傾向は今後も続くものと予測することができる⁷⁶。いずれは、親族以外の第三者が成年後見人等となることが主流となることも予想することができよ

courts.go.jp/about/siryo/pdf/seinen04.pdf> (いずれも2011.07.5参照)。その他、成年後見人等を受任している法人の受任状況及び活動内容等については、全国社会福祉協議会地域福祉部「法人後見受任社協アンケート(2009年)」千葉県社会福祉協議会HP<http://www.chibakenshakyo.com/19_kouken/kenkyuiinkai2ji/dai3kai/ss3.pdf>

(2013.10.08参照)、全国社会福祉協議会地域福祉部「社会福祉協議会における成年後見の取り組みの現状・課題」月刊福祉93巻10号(2010年)34頁、矢頭範之「リーガルサポート」新井誠=赤沼康弘=大貫正男編『成年後見法制の展望』(日本評論社、2011年)419頁、星野美子「権利擁護センターばあとなあ」同451頁、阪野圭二「横浜市社会福祉協議会横浜生活あんしんセンター」同456頁、齋藤修一「品川区社会福祉協議会」同465頁、永田秋夫「社団法人家庭問題情報センター(FPIC)」同469頁、山崎祐一「一般社団法人北九州成年後見センター「みると」・市民後見センター「らいと」」同474頁、多久みどり「NPO法人うえるかむ成年後見センターうえるかむ」同479頁など。

⁷⁶ 西森=安藤・前掲論文註(25)66頁。

う。そのため、親族以外の第三者の成年後見人等の確保は、さらに重要度を増している。法人後見は、親族以外の成年後見人等であり、その受任件数は増加傾向にあるものの（表2）、親族後見や第三者個人後見に比べ、法人後見の割合は僅かにとどまっている（図2）。この点からすれば、法人後見はいまだ十分に活用されているとは言い難い状況にある。

いまだ十分に活用されているとはいえない状況にくわえ、法人後見は、その肯定をはじめ、意義、役割や活用のあり方（以下、「法人後見の役割」とする。）の捉え方に関して議論があり、論者によりその内容に差異がある。そこで、次節においては、法人後見の役割の捉え方をはじめとした法人後見に関する先行研究を概観する。

第3節 法人後見に関する先行研究

第1款 法制化前の議論

禁治産・準禁治産制度においては、「後見人は一人でなければならない」（旧 843 条）とされていた。法律上「人」には自然人および法人が含まれるのが原則である。しかし、本条の「一人」に法人が含まれ、法人後見が認められるかどうかに関しては解釈上疑義があり⁷⁷、条文上の根拠がないという消極的な理由から否定する見解が多数であった⁷⁸。また、禁治産・準禁治産制度においては、法人が実際に後見人に選任された例はなかつたとされる⁷⁹。

わが国の高齢化の進展などにともない、禁治産・準禁治産制度に代わる制度を検討するため、諸外国の成年後見制度の研究がなされた⁸⁰。また、いくつかの改正私案等の立法提案がなされ、そこでは、法人後見を肯定する見解が出された。ただし、端的に法人その他の団体を後見人とすることを認める見解⁸¹の他は、法人後見を肯定した場合であっても、法人が後見人となりうる要件や後見人となる法人の法人形態に関して主張を異にしていた。すなわち、(a)最終的な引き受け手として社団法人を後見人とすることを認める見解⁸²、(b)法人または公的機関を後見人とする見解である⁸³。また、(c)後見人の適任者

⁷⁷ 小林=大門編・前掲著註（15）126 頁。

⁷⁸ 田山・前掲著註（15）「読本」153 頁、154 頁。

⁷⁹ 小林=大門・前掲書註（15）126 頁。

⁸⁰ 諸外国の成年後見制度については、神谷遊「ドイツにおける無能力者制度および成年後見制度の新展開—改正法の概要とその特質」ジュリスト 967 号（1990 年）82 頁、ドイツ成年後見法研究会「ドイツ成年後見制度の改革（一）～（四）」民商法雑誌 105 卷 4 号（1992 年）134 頁、同卷 6 号（1992 年）118 頁、同 108 卷 3 号（1993 年）126 頁、同 109 卷 2 号（1993 年）147 頁、田山輝明「オーストリア法における成年後見制度」田山輝明=浦川道太郎=内田勝一=岩志和一郎編『現代家族法の諸相—高野竹三郎先生古稀記念』（成文堂、1997 年）383 頁、志村武「アメリカ合衆国における精神遅滞者保護のための制限された後見制度」早稲田法学会誌 43 卷（1993 年）291 頁、田山輝明『成年後見法制の研究 下巻』（成文堂、2000 年）250 頁、新井・前掲著註（15）5 頁など。また、須永醇編『被保護成年者制度の研究』（勁草書房、1996 年）では、英米、ヨーロッパ大陸、北欧・ラテンアメリカ・旧社会主义国など幅広く外国の成年後見法制の研究がなされている。

⁸¹ 新井・前掲書註（15）207 頁。

⁸² 道垣内弘人「成年後見制度試案（5）」ジュリスト 1078 頁（1995 年）76 頁。

⁸³ 野田愛子「成年後見制度の展望」ジュリスト 1059 号（1995 年）163 頁。

がなかなかない実情から、団体後見あるいは公的後見が必要であるとする見解⁸⁴、(d)最終的に後見人候補者のいない人のための最期の受皿として、社会福祉法人や地方自治体などの法人が後見人となることを認める見解⁸⁵、(e)社会福祉法人や福祉公社などの法人も保護者となることに差し支えはないとする見解⁸⁶、(f)身上に関する後見に関して、今後の需要を考慮すれば一定の団体にもゆだねなければならないとして、例として、社会福祉協議会、福祉公社、保健所などを挙げる見解⁸⁷があった。このように、法人が成年後見人等となる要件に関しては、何らかの形で制限する見解がほとんどであった。

その後、平成 11（1999）年改正民法は、法人後見を明文で許容し（民法 843 条 4 項括弧書）、法人後見が認められるかどうかに関する解釈上の疑義は立法的に解決された。

第 2 款 法制化後の議論

成年後見制度において法人後見が明文で許容され、解釈上の疑義が立法的に解決された後においても、法人後見の役割の捉え方は、論者により差異がある⁸⁸。また、法人後見の役割に関する考え方の他に、個人後見と法人後見のメリット・デメリットに関する検討もなされている。

(1) 法人後見の役割の捉え方に関する先行研究

法人後見の役割の捉え方に関する見解は、大別すると、法人後見の役割を限定的なものと捉える見解および限定的なものと捉えない見解に分類することが可能である⁸⁹。

⁸⁴ 日本弁護士連合会「成年後見法大綱（中間意見）」（1996 年）39 頁。

⁸⁵ 関東弁護士連合会「高齢者の財産管理－新しい成年後見制度を考える－」関東弁護士連合会定期大会シンポジウム報告書（1996 年）178 頁。

⁸⁶ 須永醇「あとがき－展望」須永醇編・前掲書註（81）620 頁。

⁸⁷ 小賀野晶一「身上後見人」高齢者財産管理法学研究会『成年後見法（私案）』（財団法人トラスト 60、1998 年）30 頁。

⁸⁸ この点を検討した先行研究に、新井誠「法人後見の意義と役割」実践成年後見 29 号（2009 年）7 頁がある。

⁸⁹ 法人後見の役割の捉え方に関する見解の分類および整理については、西森利樹「立法過程からみた法人後見の制度趣旨－成年後見小委員会審議を中心として－」横浜法学 22 卷 2 号（2013 年）233 頁。

① 限定的に捉える見解

限定的に捉える見解は、主に、成年後見人等が個人の場合と法人の場合とを対比しつつ議論をしている。まず、(a) 法人後見は本来望ましいものではなく、後見は個人的になされるべきであり、法人後見は個人の成年後見人等が確保出来ない場合に、やむを得ず法人に委託する趣旨と解すべきであるとの見解がある⁹⁰。この見解は、後見とは個人的ケアが原則であって、マン・ツー・マンでなされるべきであり、かつ、本人の希望やニーズを的確に把握しなければならないことを根拠として挙げる。この見解は、成年後見制度の改正前から主張されていた見解である。ただし、法人後見の法制化の時点を基準とした場合には、法制化後に主張された法人後見の役割の捉え方に関する最初の先行研究である。

次に、(b) 成年後見人等は、個人としてその人の生活に寄り添い、「個」が「個」として成年被後見人等が望む生活を支え、権利を擁護する人であり、個人後見が基本的スタイルであるべきであって、法人が扱う事例は例外的な事例であるとする見解がある⁹¹。この見解は、法人後見の対象となる例外的なケースとして、①同一家族に複数の成年後見人等が必要な場合や困難事例など個人で受任するには限界がある場合で、法人後見を導入することで成年後見人等の過重な負担を軽減できる場合、②成年後見人等のメリットだけでなく、成年被後見人等の権利擁護につながる積極的な理由がある場合や、成年被後見人等の利益のために法人後見がより適切であると判断できる場合を挙げている。この見解は、成年後見人等を受任する職能団体の見解として主張されたものである。

ただし、職能団体の主張であっても、(c) 上記の見解と同様に成年後見人等は法人が原則であると解しつつ、受任依頼の急増や家庭裁判所の法人後見の積極容認・推奨、および困難事例の急増などから、法人後見を積極的に運用する考え方へ変わりつつあるとする見解もある⁹²。

⁹⁰ 田山・前掲書註（15）「研究上」177頁、同・前掲書註（15）「続・研究」244頁、田山・前掲書註（15）「読本」153頁、第146回国会参議院法務委員会第4号参考人（田山輝明）発言、国立国会図書館ホームページ<http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk_dispdoc.cgi?SESSION=1504&SAVED_RID=1&PAGE=0&POS=0&TOTAL=0&SRV_ID=8&DOC_ID=2989&DPAGE=1&DTOTAL=1&DPOS=1&SORT_DIR=1&SORT_TYPE=0&MODE=1&DMY=1526>（2014.06.26参照）。

⁹¹ 星野美子＝高島さち子＝永田啓造「社会福祉会における法人後見の取組み」実践成年後見29号（2009年）38頁。ただし、これは社団法人日本社会福祉士会権利擁護センターばあとなあ（本部ばあとなあ）の見解である。

⁹² 星野＝高島＝永田・前掲論文註（92）43頁。ただし、この見解は、社団法人日本社

また、法人後見の役割の捉え方に関しては直接言及してはいないものの、(d) 法人が成年後見人等を受任する場合として、成年後見が長期になることが予想される場合、多数の財産が分散している場合、関係者の対立が激しく個人では対応できない場合、および、低所得者に対し専ら福祉的観点から後見を必要とする場合を挙げるものがある⁹³。

② 限定的に捉えない見解

これに対し、法人後見の役割を必ずしも限定的に捉えない見解には、(e) 大陸法上の国家後見又は英米法上の公後見人制度のような公的支援体制が不備なわが国においては、法人後見は不可欠であり、親族外の第三者後見の中核的な役割を果たすとする見解がある⁹⁴。

また、(f) 法人後見の活動状況を成年後見の「社会化」の重要なバロメーターとする見解がある⁹⁵。この見解は、立法担当者が、高齢者等のニーズの多様化や身寄りのない高齢者に対する受け皿として法人後見が必要であると指摘する事を成年後見の「社会化」の背景要因であるとする。「社会化」は、様々な意義として用いられる概念ではあるが、この見解は、社会福祉のインフラ整備の一環として国や地方自治体が成年後見制度の利用可能性を広く一般市民に保障する責務を負うべき事になったことであると定義している。その上で、介護と同様、成年後見による支援もまた、利用者の家族だけではなく社会全体によって支えていくべき課題になったとしている。

次に、(g) 知的障害者の長い一生を支えるには、直接、国家でもなく家制度や家族でもない、公共性に裏づけられた安心できる基盤を持つ法人による成年後見が求められているとする見解がある⁹⁶。この見解は、成年後見制度の全体に関し、主に、知的障害者に対する成年後見のあり方を検討しているものである。そこにおいては、たとえ判断能力がある者でもその自己決定は決して合理的ではないものの、判断能力がある場合ならばその責任をも承知しているとしつつ、しかし、判断能力が不十分な知的障害者の場合には成年後見人等個人の判断に委ねることで知的障害者の最善の利益を著しく損ねる危険が予想されるとしている。

会福祉士会権利擁護センターばあとなあ福岡の見解として記述されている。

⁹³ 赤沼康弘「法定後見制度」新井誠=赤沼康弘=大貫正男編『成年後見法制の展望』（日本評論社、2011年）10頁。

⁹⁴ 新井=赤沼=大貫編・前掲著註（15）22頁。

⁹⁵ 上山・前掲著註（15）24頁。

⁹⁶ 細川・前掲著註（15）285頁、293頁。

また、(h) 法人後見のメリットからすれば、従来の「個人後見が後見の基本スタイル」とのスキームから脱却し、個人・法人の両メニューの設定および多様な法人類型の保有により、高齢者・障害者の多様なニーズに対し適切な権利擁護の実現を図ることができるとする見解がある⁹⁷。この見解は、法人後見の一般的な利点として、①長期継続性、②空白リスクの最小化、③心理的負担軽減、および、④親なき後問題対応を挙げる。これらの点は、後述するメリット・デメリットに関する議論と関係するものであるが、この見解は前記の4項目を基準として個人後見と法人後見を対比させていることから、こちらで触れる。すなわち、若年障害者の事案のように、長期にわたり継続的に後見するためには、個人では最後まで責任をもって担えるかとの面で困難を伴うが、永続的な基盤を有する法人であれば、長期間の継続性が可能になるとする（①）。また、個人では、病気・事故・災害等何らかの支障が生じた場合において、家庭裁判所による交代手続が必ずしも容易ではなく、交代までの空白期間に利用者の混乱リスクが生じうる。これに対し、法人では、家庭裁判所による手続きを経ずに、法人内部において容易に担当者の交代が実現でき、空白による混乱リスクを最小限にすることができる（②）。困難事例・虐待事例においては、個人では心理的負担が過度にかかるおそれがあり、専門職にあっても利用者支援に消極的になりうる。これに対し、法人後見においては、法人内での支援体制により、法人担当者においては、心理的負担を軽減しうることから、困難事例や虐待事例に対し、より積極的な対応が可能になる（③）。また、障害者の親などの保護者が子らを保護できなくなった場合に、その後を誰に託すのかという「親なき後の問題」では、親族個人では利益相反等の理由により親の思いが継承されないおそれがあるのに対し、家族会を基盤として設立された法人であれば、子らの福祉の実現にとってより親の思いの継承に適している（④）とする。法人後見の役割を限定的に捉えない見解は、限定的に捉える見解が成年後見人等は個人が原則であると主張する点に関して特に触れないものが多い。これに対し、この見解は、「個人後見が後見の基本スタイル」とのスキームからの脱却を指摘する点が特徴的である。

さらに、(i) 東日本大震災を受け、被災地で成年後見人等を確保する手段として、社会福祉協議会等を受任者とする法人後見を活用することが求められるとするものがある⁹⁸。

⁹⁷ 竹内俊一「法人後見の利点と課題」赤沼康弘編『成年後見制度をめぐる諸問題』（新日本法規、2012年）119頁、120頁。

⁹⁸ 日本成年後見法学会理事長（新井誠）「東日本大震災に関する理事長声明」成年後見

これは、成年後見法学会の理事長声明として出されたものである。声明においては、成年後見人等 32 人が死亡・避難等の理由で後見事務が不可能になっているとの報道を前提に、この数は今後も増加が推測され、新たな後見ニーズも発生するとしつつ、対応し得る成年後見人等候補者を現地で確保することは極めて困難であるとする。また、法人後見の担当者には市民後見人も活用すべきであるとしている。

(2) メリット・デメリットに関する先行研究

次に、前記の法人後見の役割の捉え方とは別に、個人後見（親族後見、第三者個人後見）と法人後見のメリット・デメリットを中心に検討するものがある。以下では、個人後見、法人後見のそれぞれについて主張されているメリット・デメリットを挙げる。ただし、法人後見の役割の捉え方に関し議論している見解において、個人後見と法人後見のメリット・デメリットに触れている見解もあるため、その見解についてもこちらで触れる。

①個人後見

個人後見のうち親族後見固有のメリットとしては、まず、被成年後見人等の日常生活の支援・見守りに親族が適している点がある。特に、被成年後見人等と成年後見人等が同居している場合は、身上的な配慮が十分に可能である。また、通常、親族と本人はお互いの信頼関係が強いため、本人にとっては最も安心して成年後見等を任せられる関係にあるとされる⁹⁹。次に、制度活用のネックの 1 つとなっている成年後見人等に対する報酬について、成年後見人等となる親族が法定相続人であれば報酬を請求しないことが多いことから、多くのケースで高額の報酬が発生しない点がメリットとされる¹⁰⁰。

親族後見のデメリットには、本人に全く親族がいない場合も考えられるほか、成年後見人等になる親族が高齢の場合には様々な契約や手続などの負担が大きいことがある¹⁰¹。また、近い将来に予想される相続問題をめぐって親族内に対立がある場合や、高齢者に対する虐待や財産権の侵害といった人権侵害がある場合には、親族には成年後見人等を

法学会 HP<<http://www.jaga.gr.jp/pdf/ChairmanStatement.pdf>> (2013.08.31 参照)
2 頁。

⁹⁹ 田山ほか・前掲書註 (15) 12 頁。

¹⁰⁰ 田山ほか・前掲書註 (15) 13 頁。

¹⁰¹ 田山ほか・前掲書註 (15) 13 頁。

任せることができないとされる¹⁰²。

第三者個人後見の場合には、中立性と専門性がメリットであるとされる¹⁰³。親族後見の場合には被成年後見人等と成年後見人等との間で利害が対立する可能性があるのに対し、第三者個人後見の場合、その可能性が少ない。また、専門職などが成年後見人等となった場合には、親族後見に比べ、特定の分野に関する知識や経験を持ち合わせているため、成年後見事務の処理能力が高いとされる。

他方において、第三者個人後見のデメリットは、①法律と福祉といった異なる分野の専門知識を合わせもつ人材が少ないと、②日常生活の見守りが十分に行えない可能性があること、③成年後見人等に対する報酬との関係で、ある程度の収入または資産のある人にしか成年後見人等のなり手がないこと、および、④被成年後見人等と成年後見人等のどちらかの転居や、成年後見を行う期間が長期にわたる場合の対応の困難さがある¹⁰⁴。

そして、親族後見と第三者個人後見に共通のデメリットとして、適切な成年後見人等を選任したとしても、就任後まもなくしてその成年後見人等が死亡してしまうような場合が挙げられる。このようなことは誰にとっても起こりうることとされる¹⁰⁵。

②法人後見

法人後見のメリットとしては、まず、法人は複数の個人が所属する組織のため、様々な分野の人材を確保することによって、法律面と福祉面の双方で専門的な対応が可能となる点が挙げられる¹⁰⁶。次に、職員数を確保することができれば、定期的な訪問・見守りが可能となり、法人は永続性を有することから、法人後見は、長期間の成年後見にも対応が可能であるとされている¹⁰⁷。また、法人後見では、後見事務担当者の交代が可能であり、後見事務担当者側の心理的負担感を軽減することができる¹⁰⁸。さらに、成年後見人等は、本人の財産管理を適正に行うとともに、生活に必要なサービスの内容等の確認を常に行い、必要な対応を求めていく。そのため、こうした業務内容に対し、法人後見であれば組織内でチェック体制をとることができ、成年後見人等としての業務の安全

¹⁰² 田山・前掲書註（15）「読本」265頁。

¹⁰³ 田山ほか・前掲書註（15）14頁。

¹⁰⁴ 田山ほか・前掲書註（15）14頁。

¹⁰⁵ 田山・前掲書註（15）「読本」267頁。

¹⁰⁶ 田山ほか・前掲書註（15）15頁。

¹⁰⁷ 田山ほか・前掲書註（15）15頁。

¹⁰⁸ 新井=赤沼=大貫編・前掲書註（15）22頁。

性や信頼性を高めることができる¹⁰⁹。また、法人後見であれば、①長期にわたって安定した支援ができること、②1人ひとりのニーズについて的確な判断ができる福祉の専門家や法的トラブルが発生した時に対応できる法律の専門家を置くことができること、③ノウ・ハウを積み上げた質の高い後見が期待でき、法人であれば、実践知を積み上げ、記録を共有し、後生にしっかりと伝えていくことが可能だとする見解もある¹¹⁰。また、各分野の専門家をおくことで、いわゆる困難ケースが発生した場合には、速やかに専門家に相談することが可能であることから、質の高いサービスを受けられることになり、成年被後見人などにとってもメリットだとされる¹¹¹。

これに対して、法人後見のデメリットとしては、後見は顔の見える後見であるべきであるから、担当者が頻繁に交代する場合などには利用者と支援者との間の信頼関係を築くのが困難であることや、責任の所在が不明確になるおそれが挙げられる¹¹²。また、組織維持のコストが大きいという財政基盤の面が最大のデメリットとされる¹¹³。以上の個人後見、法人後見に関するメリット・デメリットをまとめると、次の表のようになる（表3）。

¹⁰⁹ 社会福祉法人東京社会福祉協議会『区市町村社会福祉協議会における成年後見の取組み～法人後見と法人後見監督のあり方を中心に～』（社会福祉法人東京社会福祉協議会、2010年）21頁。

¹¹⁰ 細川・前掲書註（15）29頁、295頁。

¹¹¹ 田山・前掲書註（15）読本267頁。

¹¹² 上山・前掲書註（15）55頁、田山ほか・前掲書註（15）15頁。

¹¹³ 田山ほか・前掲書註（15）15頁。

表3 成年後見人等の要件におけるメリット・デメリット

		メリット	デメリット
個人 後見	親族	<ul style="list-style-type: none"> ●日常生活の支援・見守りに適している ●互いの信頼関係が強い ●高額な報酬が発生しない 	<ul style="list-style-type: none"> ◆親族がいない場合 ◆配偶者も高齢な場合 ◆財産上の争いがある場合 ◆身体的・経済的虐待がある場合 ◆後見人の死亡
	第三者 個人	<ul style="list-style-type: none"> ●中立性と専門性 ●親族と違い利害対立が少ない ●専門性ある場合事務処理能力が高い 	<ul style="list-style-type: none"> ◆法律・福祉両方の専門知識を有する人材少ない ◆日常の見守りが十分にできない可能性 ◆報酬の支払いが必要 ◆転居・後見期間の長期化 ◆後見人の死亡
	法人 後見	<ul style="list-style-type: none"> ●長期間の後見への対応 ●様々な分野の人材の確保 ●事務担当者の交代 ●組織内チェック体制 ●ノウ・ハウの蓄積 	<ul style="list-style-type: none"> ◆担当者の頻繁な交代により顔の見えない後見となる ◆責任の所在が不明確になるおそれ ◆組織維持コストと財政基盤 ◆営利法人の場合に倒産の可能性

第3款 先行研究のまとめおよび問題点

成年後見人等は、制度の利用および被成年後見人等の支援に必要不可欠であり、誰が成年後見人等になるのかは実際の支援のあり方にも影響を及ぼしうる。そのため、法人後見の役割の捉え方に関する各見解は、結論及び根拠は異なるものの、いずれも適切な成年後見人等の確保と支援の適正さを図り、制度の実効性を確保しようとするものであろう。また、法人後見の役割に関する各見解は、成年後見人等を個人が原則であると捉え、法人後見の役割を限定的に捉える見解を嚆矢とし、限定的に捉えながらも法人後見を積極的に活用しようとする見解が主張されはじめた。さらに、成年後見の社会化や法人後見のメリット等から、法人後見の役割を限定的に捉えず、より積極的に捉える見解が主張される方向で展開してきたといえよう。メリット・デメリットに関する見解は、利用者の状況を前提とした適切な支援を検討するものであり、法人後見の役割の見解と同様に、利用者にとってより適切かつ適正な支援のあり方を検討するものである。

このように、法人後見の役割およびメリット・デメリットに関する見解を含め、成年後見人等の要件に関する従来の見解は、いずれも充実した支援および支援の体制を目指

すものであると評価することができる。本論文は、成年後見における支援体制の充実を目指すものであり、従来の研究と基本的な立場を同じくするものである。ただし、本論文は、高齢期の生活継続性を確保する支援体制を確立する視点からすれば、現在および将来にわたって法人後見の果たすべき役割が大きいのではないかとの問題意識から法人後見に着目した。しかしながら、法人後見はいまだ十分に活用されておらず、法人後見の役割の捉え方に関し、上述のように諸処の見解がある。特に、法人後見の役割を限定的に捉える見解においては、法人後見が制度化された理由（趣旨）が個人の例外的な役割であるとするものがある。これは、法人後見が制度上例外的、限定的役割を負っているとするものである。これに対し、限定的に捉えない見解の中にも、成年後見制度の立法担当者の見解を根拠とし、社会化との関係から法人後見の役割を検討するものがある。そのため、先行研究においては、法制化時における法人後見の役割の捉え方に関して異なる見解が主張されている。そのため、法人後見の役割を考察するためには、成年後見制度の制定時において、どういう理由から法人後見が制度化され、法人後見の役割はどのように捉えられていたのかを明らかにする必要があろう。また、上記の各見解が制度趣旨の内容を根拠とした議論を展開していることにも表れているように、法制化時における制度趣旨は、その後の法律論、制度論のみならず実際の制度運用にも影響を及ぼしうる。したがって、法人後見の果たすべき役割を考察するためには、成年後見制度の法制化時における法人後見の制度趣旨および役割を検討することが必要になると思われる。

そこで、次章においては、高齢期の生活継続性の確保の視点を中心とした検討を行うのに先立ち、法人後見の法制化の理由を明らかにするとともに、法制化時における法人後見の役割を検討する。

第3章 法制化の趣旨と法人後見の役割

第1節 立法過程の概略

本章においては、成年後見制度の立法過程（民法の改正過程）において、法人後見に関する議論がなされたのかどうか、また、議論がなされていたとした場合に、どのような議論がなされたのかを検討する。それらの検討を通じ、法人後見が法制化された趣旨を明らかにするとともに、法人後見の役割について考察する。

(1) 成年後見制度の立法過程の概略

表4は、成年後見制度に関する立法過程の一覧である。成年後見制度に関する民法改正は、内閣が提出した法律案（以下、本論文では「閣法」とする。）（内閣法5条）を国会が議決し成立した。そのため、立法過程は、法案作成までの段階および国会における審議の段階に分けられる。

成年後見制度に関する民法の改正法案は、法務大臣の諮問機関である法制審議会において法案の内容が検討された後、法務省において具体的な条文の立案作業がなされた。法案作成の段階において審議などを行ったものには、①成年後見問題研究会、②法制審議会民法部会成年後見小委員会（以下、本論文では「成年後見小委員会」とする。）があり、①および②における審議などを経て、成年後見小委員会において、③成年後見制度に関する要綱試案（以下、本論文では「要綱試案」とする。）が作成された。

成年後見問題研究会は法務省民事局内に設置され、法制審議会における正式な審議の前に、審議の基礎となる調査研究および論点の整理等を行うことを目的とし、改正における論点および検討事項の取りまとめを行った。その後、成年後見制度の改正に関する本格的な検討を行う機関として、法制審議会民法部会の内に成年後見小委員会が設置された。成年後見小委員会は、成年後見問題研究会がまとめた検討事項について審議し、その後、事務局（法務省民事局参事官室）が作成した成年後見制度の改正に関する要綱試案の案文（以下、本論文では「要綱試案（案）」とする。）に関する審議を行った。要綱試案（案）の検討の結果、要綱試案が作成され、関係各界に対する意見照会に付された。

表4 成年後見制度立法過程一覧

日付	内容	決定、担当機関等
平成7年6月	成年後見問題研究会設置決定	法制審議会民法部会
平成7年7月	成年後見問題研究会設置	法務省民事局
平成9年9月30日	成年後見問題研究会報告書公表の決定	成年後見問題研究会
	法制審議会民法部会成年後見小委員会設置	法制審議会民法部会 第30回会議
平成9年10月21日 ～平成10年3月10日	「成年後見問題に関する民事法上の検討事項」審議 「成年後見制度の改正に関する要綱試案（案）」審議	成年後見小委員会
平成10年4月14日	「成年後見制度の改正に関する要綱試案」了承、公開。関係各界に対する意見照会に付す（意見照会期限平成10年7月21日）	成年後見小委員会 法制審議会民法部会 第32回会議
平成10年9月29日 ～同年12月22日	改正要綱案作成に向けての審議	成年後見小委員会 法制審議会民法部会 第33回会議
平成11年2月16日	「民法の一部を改正する法律案等要綱案」の審議、経過および結果について報告。審議・採決の結果、原案どおり採択。 同日、法務大臣に答申。	法制審議会第126回会議 法制審議会会長
平成11年3月12日	閣議決定	内閣
平成11年3月15日	関連四法案を第145回国会（常会）へ提出（閣法第83号、同84号、同85号、同86号）	内閣総理大臣
平成11年6月11日	衆議院法務委員会審査（趣旨説明、質疑）	衆議院
平成11年6月15日	衆議院法務委員会審査 (参考人意見聴取、質疑)	
平成11年7月2日	衆議院法務委員会審査 (質疑、採決、閣法第83号に付帯決議)	
平成11年7月6日	衆議院本会議 委員長報告のとおり可決。参議院へ送付	
平成11年8月6日	参議院法務委員会審査（趣旨説明）	参議院
平成11年8月13日	参議院法務委員会審査	

	(継続審査要求、閉会中審査を決定)	
	第 145 回国会（常会）閉会	
平成 11 年 10 月 29 日	第 146 回国会（臨時会）召集	内閣、天皇
平成 11 年 11 月 16 日	参議院法務委員会審査（質疑）	参議院
平成 11 年 11 月 18 日	参議院法務委員会審査 (参考人意見聴取、質疑)	
平成 11 年 11 月 19 日	参議院法務委員会（採決、全案に付帯決議）	
平成 11 年 11 月 24 日	参議院本会議 委員長報告どおり可決。衆議院へ送付。	
平成 11 年 11 月 24 日	衆議院法務委員会審査	衆議院
平成 11 年 11 月 26 日	衆議院法務委員会審査（採決）	
平成 11 年 12 月 1 日	衆議院本会議 委員長報告どおり可決、成立。	
平成 11 年 12 月 8 日	公布	天皇
平成 12 年 4 月 1 日	施行	

本論文は、法案作成の段階として、①から③について検討する。そのうち、成年後見制度の改正に関して大きな役割を果たし、改正法の内容に影響を及ぼしたのは、①成年後見問題研究会および②成年後見小委員会である。そこで、①における議論および②における審議の内容は重点的に取り扱うこととする。

改正法案は、国会へ提出された後、まず、衆議院法務委員会に付託され、その後、参議院の法務委員会に付託され、衆参両法務委員会において法案に関する審査がなされた。衆参両法務委員会においては、制度全般にわたって審査がなされており、成年後見人等の要件および法人後見に関する質疑および答弁もなされている。そこで、④衆議院法務委員会および⑤参議院法務委員会における審査の内容を検討の対象とする。ただし、衆議院および参議院の法務委員会審査においては、付帯決議はなされているものの、修正決議はなされていない。そのため、衆参両法務委員会審査の結果は、法律案およびその後に成立した成年後見制度の内容に直接的な影響を及ぼしていない。しかしながら、閣法の場合、法律案の作成に関与するのは当該法律を所管する省庁および関係省庁であり、成年後見制度の立法においては、法務省民事局および最高裁判所である。衆参両法務委員会審査においては、委員の質問に対し、法律案の作成に関与した法務省民事局および最高裁判所の担当者が主に答弁をしている。そこで、衆参両法務委員会における答弁の

内容から、法律案およびその後成立した成年後見制度において、法人後見が、どのような考え方および趣旨に基づき制度化されたのか窺い知ることができよう。

以上のことから、本論文は、法案作成の段階および国会における審議の段階における上記の①から⑤における審議等の内容を検討の対象とする。次に、従来なされてきた成年後見制度の立法過程に関する先行研究を概観するとともに、成年後見制度の立法過程を検討する意義を述べる。

(2) 法人後見の立法過程に関する先行研究

成年後見問題研究会の議論の内容は、報告書として公刊され¹¹⁴、これに関する先行研究もある¹¹⁵。そこにおいては、法人後見を認める点を妥当としつつ、「ただし、このような後見人が望ましいわけではなく」、「後見人は自然人であることが望ましい」とされ、世話は個人的になされるべきであり、法人後見を認めることは、「個人の世話人が確保できない場合にやむを得ず、法人に委託するという趣旨であろう。」といった見解が示されていた¹¹⁶。これに対し、成年後見小委員会の審議内容は公刊されておらず、成年後見小委員会における議論の詳細は明らかにされていない。また、管見の限り、成年後見小委員会の審議に関する先行研究も見あたらない。そのため、成年後見小委員会の審議内容を検討することには意義がある。また、成年後見小委員会は、成年後見制度の改正に関する本格的な検討を行う機関として設置されたものである¹¹⁷。そうすると、成年後見小委員会の審議内容を明らかにすることは、法人後見の趣旨を検討する上で意義があるといえよう。そこで、本論文では、成年後見小委員会の審議内容に関する資料について行政文書開示請求をし¹¹⁸、それらの成年後見小委員会の資料に基づき検討を加える。

¹¹⁴ 成年後見問題研究会『成年後見問題研究会報告書』（金融財政事情研究会、1997年）。

¹¹⁵ ただし、先行研究は必ずしも多くない。研究会報告書の全体に関しては、須永醇＝田山輝明＝新井誠＝小賀野昌一＝奥山恭子＝前田泰＝志村武＝村田彰「『成年後見問題研究会報告書』（法務省民事局）について」（以下、「報告書について」とする。）判例タイムズ 961 号（1998 年）4 頁がある。また、報告書および要綱試案に関して、田山・前掲書註（15）研究上 164 頁。身上監護に関しては、上山・前掲書註（15）61 頁。他に、河野正輝「『成年後見問題研究会報告書』を読んで」ジュリスト 1129 号（1998 年）2 頁。

¹¹⁶ 田山輝明「法定後見制度」前掲論文註（116）「報告書について」14 頁。

¹¹⁷ 法務省民事局「法制審議会民法部会第 30 回会議（平成 9 年 9 月 30 日開催）」法務省 HP<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi_970930-1.html>（2013.02.25 参照）。

¹¹⁸ 成年後見小委員会に関する資料は、法務省（大臣官房司法法制部司法法制課）より

さらに、法人後見の制度趣旨に関しては、成年後見制度の立法過程の全体を対象として検討した研究は見あたらない。先行研究においては、法人後見の法制化の理由や法人後見の役割の捉え方に関しいくつかの見解があり、また、法人後見のメリット・デメリットの捉え方も様々なものがある。そこで、立法過程における法人後見に関する審議内容の全体を検討することにより、法人後見の制度趣旨および役割がより明確になると思われる。

開示を受けた。行政文書開示請求は平成 25 年 2 月 28 日に行い（法務省による受領は同年 3 月 1 日付）、平成 25 年 3 月 28 日付の行政文書開示決定の通知を受けた。開示された文書は、①「平成 9 年 10 月法制審議会民法部会成年後見小委員会関係資料」、②「平成 9 年 11 月～12 月法制審議会民法部会成年後見小委員会関係資料」、③「平成 9 年 12 月～10 年 1 月法制審議会民法部会成年後見小委員会関係資料」、④「平成 10 年 2 月～10 年 12 月法制審議会民法部会成年後見小委員会関係資料」である。本論文では、①から④を総称し、「法制審議会民法部会成年後見小委員会関係資料」とする。この資料には、小委員会資料 1～19、参考資料 1～55、審議メモ、議事要旨がある。

第2節 法案作成の段階

第1款 成年後見問題研究会

(1) 成年後見問題研究会の概要

平成7年6月、法制審議会民法部会財産法小委員会は、成年後見問題を法制審議会民法部会の検討課題とした（民法の改正に関する諮問第10号）。また、法制審議会において正式な審議をする前に、審議の基礎となる調査研究を目的として、法務省民事局内に研究会を設置し、審議の準備をする旨決定した¹¹⁹。この決定をうけ、同年7月、成年後見問題研究会が設置された（表2）¹²⁰。成年後見問題研究会は、約2年間にわたり、合計24回の会議を開催し¹²¹、福祉関係の実務家および地方自治体の財産保全・管理サービスの担当者からのヒアリング、または、諸外国の成年後見制度の調査および論点の整理等を行った¹²²。

平成9年9月30日、検討結果の報告書が法制審議会民法部会第30回会議において報告され、報告書の公表が決定された¹²³。平成9年10月1日、成年後見問題研究会報告書は公刊されている。次に、成年後見問題研究会報告書における法人後見に関する議論の内容を整理する¹²⁴。

¹¹⁹ 法務省民事局・前掲註（118）。

¹²⁰ 研究会は、民法学者、弁護士および裁判官のほか、最高裁判所および法務省の担当者を構成員とし、厚生省（当時）の担当者をオブザーバーとしている。研究会の構成員は座長を含めた9名の他、オブザーバーが3名の合計12名である。構成員は、星野英一（東京大学名誉教授）、井上正二（東北大学教授）、大村敦志（東京大学助教授）、道垣内弘人（東京大学助教授）、西岡清一郎（東京家庭裁判所判事）、高村浩（弁護士、東京知的障害者・痴呆性高齢者権利擁護センター法律専門相談員）、古谷恭一郎（東京裁判所事務総局家庭局付）、揖斐潔（法務省民事局参事官）、丸山健（法務省民事局付）である。オブザーバーは、川尻良夫（厚生省老人保健福祉局企画官）、唐澤剛（前厚生省老人保健福祉局企画官、現厚生省高齢者介護対策本部事務局介護保険制度準備室次長）、小笠原靖（厚生省大臣官房障害保険福祉部障害福祉課員）である（敬称略。職名、職位は、いずれも当時）。成年後見問題研究会・前掲書註（115）別紙参照。

¹²¹ 法務省民事局参事官室・前掲著註（15）「成年後見制度の改正に関する要綱試案の概要」1頁。

¹²² 法務省民事局参事官室・前掲書註（122）2頁、小林=大門編・前掲書註（15）13頁。

¹²³ 法務省民事局・前掲註（118）。

¹²⁴ 成年後見問題研究会の議事録等の資料に関しては、成年後見小委員会などの成年後見制度の改正経緯に関する行政文書の開示請求をした際、法務省民事局に対し資料の有無の確認をお願いした。その結果、法務省民事局内には研究会報告書以外の資料は残っ

(2) 法人後見に関する議論の内容

禁治産・準禁治産制度においては、後見人は「一人」でなければならないとされていたことから、法人後見が認められるかどうかに関して解釈上疑義があった。成年後見問題研究会においては、法律上「人」には自然人、法人が含まれることから、法人後見は当然に「一人」に含まれるとする見解、および、明文が必要とする見解が主張されているところであるとする。上記の見解を前提としつつ、成年後見問題研究会においては、

(a) 法人後見導入の認否、(b) 明文規定の要否、(c) 法人の適格性（利益相反のおそれ）について意見が出された（表5）。

(a) 論点1—法人後見導入の認否

法人後見の導入の認否に関しては、「適切な法人が成年後見人になることを認めるのが適当である」とするのが、ほぼ一致した意見であった。ただし、法人後見を認める理由に関しては、次の二つの見解があった。すなわち、「成年後見人の選択肢を広げるという観点から認めるべきである」とするものと、「個人で適当な成年後見人を見つけることができない場合の対応策」とするものである。また、ドイツの世話協会のような受け皿となる組織ができてからでないと法人後見は考えにくいとの意見があった。その理由として、「通常成年後見人に選任されるのは個人であり、法人を成年後見人に選任することは、裁判所において適切な法人を選任することが困難であること」が挙げられた。

(b) 論点2—明文規定の要否

法文上、法人が成年後見人等となることができる事を明らかにする必要があるのかどうかに関しては、「民法で単に人といった場合は当然に法人を含むのであり、成年後見についてのみ成年後見人に法人を含むと規定すると、民法の他の規定の解釈に影響を与えるので、慎重な検討を要する」との意見があった。これに対し、「社会福祉法人等の成年後見への取り組みを促進する観点から、民法で法人も成年後見人になることができる旨を明記しておいた方がよい」との意見が出された。成年後見問題研究会は、いずれの見解にも根拠があるとしつつ、民法の他の規定と齟齬を生じずに法人後見を明文化するために、欠格事由規定（旧846条）において、利益相反のおそれのある法人を除外する等の方法によるのが適切であるとするのが、ほぼ一致した意見であった。

また、「適切な成年後見人を見出すことができない場合に備え、ドイツの世話協会やカ

ていないとの電話回答を得た（回答日時：2013年3月7日11時11分）。そのため、本論文は研究会報告書の記述をもとに議論内容を検討する。

ナダの公的後見人のような成年後見人の供給団体を設立すること」を求める意見があつた。これに対しては、今回の改正において供給団体の設立に関して盛り込むことは困難であり、当面は法人後見を法律上認めることにより、社会福祉法人等の法人の今後の活動に期待するとするのが適当であるとするのが、ほぼ一致した意見であった。

(c) 論点3—法人の適格性（利益相反）

この点、「成年後見人の事務の内容に照らして本人との利益相反のおそれある法人は成年後見人になることができない旨を規定しておくのが適切である」との意見が、ほぼ一致したものであった。また、明文の要否との関連において、「成年後見人の欠格事由を規定する旧846条の中で、本人との関係において利益相反のおそれのある法人は成年後見人になれない旨を規定する等の方法により、いわば裏から規定するのが適切である（ほぼ一致した意見）。」とされた。

表5 法人後見に関する議論の内容（成年後見問題研究会）

明文規定の必要性	<ul style="list-style-type: none">・当然に認められるから明文の規定は不要。・明文の規定により法人が成年後見人となる旨を規定すべき。
認否（利益相反に関する見解を含む）	<ul style="list-style-type: none">・適切な法人が成年後見人になることを認めるのが適切（ほぼ一致した意見）。・成年後見人の選択肢を広げる観点から認めるべき。・個人で適当な成年後見人を見つけることができない場合の対応策として認めるべき。・現実のどの場合に、いかなる法人が適切な成年後見人なのかは、通常成年後見人に選任されるのは個人であり、裁判所が適切な法人を選任することが困難でもあり、ドイツ世話協会のような受け皿となる組織ができるからでないと考えにくい。・適切な法人を選任することに関して、成年後見人等の事務の内容に照らして本人と利益相反のおそれのある法人は成年後見人になれない旨を規定するのが適切（ほぼ一致した意見）。
規定方法	<ul style="list-style-type: none">・民法では当然、人に法人を含む。成年後見人に法人を含むと規定すると、民法の他の規定の解釈に影響を与えるので慎重な検討を要する。・社会福祉法人等の成年後見への取り組みを促進する観点から、民法で法人も成年後見人となる旨明記した方がよい。・民法の他の規定に影響を与えるのを避ける方策として、成年後見人の欠格事由規定（旧846条）で、本人との関係で利益相反のおそれのある法人は成年後見人になれない旨を規定する等の方法により、いわば

	裏から規定するのが適切（ほぼ一致した意見）。
供給団体の設立に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な成年後見人を見出すことができない場合に備え、ドイツ世話協会やカナダ公的後見人のような成年後見人の供給団体の設立が必要。 ・法人成年後見人を認めること等により社会福祉法人等による取り組みが可能なことを明らかにし、これら法人の今後の活動に期待するのが適当（ほぼ一致した意見）。

第2款 成年後見小委員会

(1) 成年後見小委員会の概要

平成9年9月30日、成年後見制度の改正に関する本格的な検討を行う機関として、法制審議会民法部会に新たに成年後見小委員会が設置された¹²⁵。以下の成年後見小委員会の審議内容は、「法制審議会民法部会成年後見小委員会関係資料」（以下、本論文では「成年後見小委員会資料」とする。）をもとに記述する。成年後見小委員会は、平成9年10月から平成10年12月までの間、計15回行われた¹²⁶。

成年後見小委員会の審議過程は、要綱試案の公表および関係各界への意見紹介をした時期（表4）を境に、二つに大別される。①要綱試案の作成・公表に向けて検討する段階（平成9年10月21日から平成10年3月10日）、②要綱案作成に向けた検討段階（平成10年9月29日から12月22日）である。①は、さらに二つに分かれる。（a）「成年後見問題に関する民事法上の検討事項」（以下、本論文では「民事法上の検討事項」とする。）に関する審議（第1回から第5回）、（b）要綱試案の策定に向け、事務局作成の要綱試案（案）に対する審議（第6回から第9回）である。②においては、関係各界への意見照会の結果を受け、要綱試案において検討課題とされた事項を中心に、最終的な改正要綱案作成に向けた審議がされた（第10回から第15回）。

法人後見に関する審議は、第2回会議（平成9年11月11日）および第7回会議（平成10年2月3日）においてなされた。第2回会議では、民事法上の検討事項に基づき、

¹²⁵ 法務省民事局・前掲註（118）。

¹²⁶ 成年後見小委員会は、星野英一・東京大学名誉教授を小委員長とし、複数名の委員および幹事により構成されている。会議参加の委員および幹事の氏名は性のみが記載されており、小委員長以外の氏名および職名は明確ではない。また、委員の交代などに伴い、委員・幹事の変更がある。法制審議会民法部会成年後見小委員会第1回～第15回会議・審議メモ参照。

成年後見人等の要件および法人後見に関する審議がなされた。民事法上の検討事項は、第1回会議（平成9年10月21日）に合わせ事前送付された資料である¹²⁷。そこでは、第1回会議の際に配布された成年後見問題研究会報告書¹²⁸の該当頁を引用しつつ、現行法制（禁治産・準禁治産制度）の理念・問題点・見直しに当たっての基本的視点のほか、制度全般に関して検討すべき事項が列挙されている。

第7回会議においては、事務局（法務省民事局参事官室）が作成した要綱試案（案）に対する審議がなされた。第5回会議（平成9年12月16日）の終了にあたり、星野小委員長および小林（昭）幹事から、第1回から第5回の審議結果を踏まえ、意見照会に付す要綱試案の案文を事務局が準備し、次回以降の審議対象とする旨説明された¹²⁹。要綱試案（案）は、それ以降になされた審議に伴い改定され、合計4つの要綱試案（案）が作成されている（平成10年1月20日付¹³⁰、平成10年2月3日付¹³¹、平成10年2月17日付¹³²、および、平成10年3月10日付¹³³）。第7回会議（平成10年2月3日）は、平成10年2月3日付の要綱試案（案）をもとに審議をしている。

（2）法人後見に関する審議内容

法人後見に関する民事法上の検討事項は、①法人後見を認めるのかどうか、②認めた場合に、（A）適切な自然人を選任できない場合に限定すべきか、および、法人の資格の限定の要否、（B）成年後見事務の内容に照らし本人と利益相反のおそれのある法人は成年後見人になれない旨を規定すべきか、（C）法人が成年後見人になれる旨を法文上明記すべきか、および、明記する場合の適切な規定形式である¹³⁴。第2回会議、第7回会議ともに民事法上の検討事項に関する審議がされている（表6、表7）¹³⁵。以下で

¹²⁷ 成年後見小委員会「法制審議会民法部会成年後見小委員会・資料1」。

¹²⁸ 成年後見小委員会「法制審議会民法部会成年後見小委員会・資料2」。

¹²⁹ 成年後見小委員会「法制審議会民法部会成年後見小委員会第5回会議・審議メモ」13頁。

¹³⁰ 成年後見小委員会「法制審議会民法部会成年後見小委員会・資料5」。

¹³¹ 成年後見小委員会「法制審議会民法部会成年後見小委員会・資料6」。

¹³² 成年後見小委員会「法制審議会民法部会成年後見小委員会・資料7」。

¹³³ 成年後見小委員会「法制審議会民法部会成年後見小委員会・資料8」。

¹³⁴ 成年後見小委員会「成年後見問題に関する民事法上の検討事項」（成年後見小委員会資料1）4頁。

¹³⁵ 成年後見小委員会第2回会議については、成年後見小委員会「法制審議会民法部会成年後見小委員会第2回会議・審議メモ」9頁、第7回会議については、成年後見小委員会「法制審議会民法部会成年後見小委員会第7回会議・審議メモ」

は、(a) 法人後見の導入の認否、導入を認め明文化する際の (b) 法人の要件・資格、(c) 利益相反の場合の取り扱いの三つを論点とし、論点ごとに民事法上の検討事項および要綱試案（案）に関する審議内容を整理する。

(a) 論点 1－法人後見の導入の認否

①民事法上の検討事項

「精神障害者については、法人や団体の後見人制度が重要な役割を果たす。社会の少子化や、精神障害に対する偏見のため、兄弟が後見人となることができない事案は少なくない」との意見があった。また、「団体が後見人となれば、チームワークによる保護が可能となる。特に、成年後見人には、民法が直接規定する職務のほか、福祉関係施策との連携を取ることも期待されるので、福祉関係に特化した法人が成年後見人となる利点は大きい」との意見があった。

②要綱試案（案）

「法人成年後見制度が実際に利用されるか疑問である」との意見が出された。これに対し、「法人成年後見制度がどの程度利用されるかは分からぬが、この点について多様な意見があり、少なくとも成年後見人の役割が今後広がっていくことが期待されているので、法人成年後見人も制度として設けておいた方がよかろうというのが、原案の考え方であり」、「社会福祉関係の団体の活動も期待されている」との発言がされた。

(b) 論点 2－法人の要件・資格

①民事法上の検討事項

民事法上の検討事項のうち、「適切な自然人を選任することができない場合に限定すべきか」について明確な発言はなされなかった。「法人後見人を認めるとしても、後見人にふさわしい法人の選任を家庭裁判所に一任したり、不正の防止を家庭裁判所の監督機能のみに期待するのは相当でなく、何らかの要件を法定すべき」との意見があった。また、「法定後見人として、どのような法人が想定しているのかが分からぬ。研究会報告書は、社会福祉法人にも言及しているが、それに限るという趣旨であろうか。」との発言があった。また、「財産管理をする法人としては、信託会社等も考えられるところである」との発言、権利能力なき社団も検討すべきであるとの発言、および、「営利企業に後見事務を行わせることには問題が多い」との発言があった。

法人形態との関係では、社会福祉法人は「施設入所者との間の財産トラブル事例があることに注意すべきである。」との発言や、社会福祉法人は「主として施設の経営をするものであり、利益相反のおそれも大きいので、成年後見人には適任でないことが多い」、「社会福祉法人には多様なものがあ」り、「理事者の人格・資格・能力等はあまり審査されていないので、成年後見人に適任な機関であるとは限らない場合もある」との発言があった。また、「社会福祉法人や福祉公社は適任であるが、特別養護老人ホームの運営主体等は適任ではない」との発言があった。これらに対する発言として、研究会報告書が想定したのは、「例えば、品川区の社会福祉法人や東京都の権利擁護システムのようなものである」、「研究会では、社会福祉法人等を念頭においていた議論でしたが、法人後見人をこれらの法人に限る旨の明文規定を設けることは難しく、規定を設けるとすれば、ある程度抽象的なものにならざるを得ず、利益相反のおそれのある法人は除く旨の規定を設けるべきであるということになった。金融機関自身が後見人となることは、研究会では想定されていなかった」との発言があった。

社会福祉協議会についても意見が出された。社会福祉協議会は全市区町村に設けられており、法人後見が明文化されれば、「これらの組織が成年後見制度の受皿となっていくものと思われる」との発言、「社会福祉協議会には、財政上の理由から、あまり活動していないものも少なくない」との発言、および、「地方によっては、規模も小さく、財政状態も十分ではないので、むしろ、福祉事務所長の方が適任であることが多い」との発言である。家族会が権利擁護機関として法人後見の役割を担っていくとの発言もあった。

②要綱試案（案）

要綱試案（案）に関する審議では、主に、法人形態を中心に議論がされた。まず、営利法人につき、「非営利法人に限るべきである。人の生死にかかわる問題を営利法人に扱わせるべきでない。」との発言があった。これに対し、「営利法人が不適任であることも多いであろうが、船舶の管理運用等の特殊な事務には、非営利法人¹³⁶にしか処理できないものもある。そこで、営利法人を一律に排除するのではなく、適切な成年後見人の選任を裁判所の判断にゆだねようというのが、原案の考え方である」との発言があった。営利法人に肯定的な意見もあった。「営利法人を一律に排除すべきではない。信託会社等

¹³⁶ 審議メモには「非営利法人」と記載されていることから、そのまま記載した。しかし、前後の文脈からすれば、この部分は「営利法人」についての発言であったと思われる。

には、成年後見人に適任なものもあり得る。銀行が経営破綻に陥ることもあるが、その場合にも、信託財産は保護される。また、悪人を選任すると本人が被害を受けるというのは、営利法人に限らない問題であり、「監督体制の強化によって対応するほかない」、「今後は高齢者の財産保護に信託制度が利用されるようになる。民間活力活用という見地からも、適任者の確保という見地からも、営利法人が成年後見人となる余地を認めるべきである。要は、事業内容と監督体制次第である」。「成年後見監督人がしっかりとしていれば、成年後見人は営利法人であってもよかろう。実際にも、営利法人が成年後見人に適任なこともある」との発言である。

法人格のない団体を認めて良いのではないかとの意見に対しては、否定的な意見が出された。「法人格のない団体を排除するのはやむを得ない。問題の根本は、非営利団体が法人格を備え難い点にあるが、この点は NPO 法の早期成立に期待したい」、「法人格のない団体は、責任の所在が不明確なので、成年後見人には不適当である」といった意見である。

本人の入所施設の長および設置者等は、本人と利益相反のおそれがあることから、「そのような法人は成年後見人となり得ない旨を明文化すべき」との発言があった。これに対し、法律上の利益相反行為には明文規定があり、新たな法的手当は不要としつつ、「問題は、双方の利益が事実上相反するおそれのある行為であるが、そのような事実上のおそれを明文規定に書くことはできない。かといって、本人が入所している施設を運営する法人を一律に排除する規定を置くのも相当ではない。そこで、原案では、この点にも配慮した裁判所の判断と監督体制に、問題の解決をゆだねている」と発言された。その他、施設の長は、「預金や管理する補助人に適任でないことが多いであろうが、内部監査制度のある施設や、十分な行政的監督に服する施設（認可施設など）であれば認めてもよかろう。」との意見や、「施設の長と本人との間には、支配と被支配との関係が生じやすい。そのような者が成年後見人に選任されるのを避けるシステムが必要である。」との発言があった。

(c) 論点 3—利益相反の場合の取り扱い

①民事法上の検討事項

本人の入所施設、施設の長といった利益相反のおそれのある法人を欠格事由とすべきとの意見が出された。また、家族会が、法人後見を受任するための信用力のある組織作り、体制作りをしたいとの立場から、「利益相反関係にある法人や、営利を目的とする法

人は後見人となることができないことを明文化してほしい」との発言があった。その他、法人を含めた成年後見人の適任者の供給として、どのようなものがありうるのか考える必要があるとの意見が出された。

②要綱試案（案）

本人が入所する施設の長の妥当性に関する議論の中で、利益相反の問題が取り上げられていた。

表6 成年後見問題に関する民事法上の検討事項に基づく審議

項目	発言内容
認否	<ul style="list-style-type: none">精神障害者家族会では、約5年前から、任意代理による保護を実践している。弁護士・ソーシャルワーカー・ボランティア等が担当しており、保護の内容は介護にも及んでいる。過去2~3年間に4~5例がある。このサービスについて、法的な根拠と資金の手当がされると助かる。チェック機能を設けることも必要。この経験に照らすと、身上監護のサービスを提供する場合、グループでの対応が便利。精神障害者については、法人や団体の後見人制度が重要な役割を果たす。社会の少子化や、精神障害に対する偏見のため、兄弟が後見人になれない事案は少なくない。こうした相談が家族会に寄せられた場合、組織の役割の中心は親からの委任による代理人となること。団体が後見人となれば、チームワークによる保護が可能。成年後見人には福祉関係施策との連携を取ることも期待される。福祉関係に特化した法人が成年後見人となる利点は大きい。ただし、こうした法人に限る旨を規定する必要はない。
要件 資格	<ul style="list-style-type: none">どのような法人が想定されているのか不明。社会福祉法人に限る趣旨か。財産管理の場合、信託会社等も考えられる。法人も特別縁故者になれるかという議論は制度導入当初からあり、国会質疑では積極説からの答弁がなされ、同旨の裁判例も出ている。権利能力なき社団も特別縁故者となれるかという議論もある。同様な問題を法定後見人についても考えておく必要はないか。福祉団体の実情も聞きつつ検討してはどうか。社会福祉法人は、施設入所者との間の財産トラブル事例があることに注意すべき。施設に入所し、財産もその施設に管理してもらうと、親族も施設を全面的に信頼してチェックをしなくなり、一切の問題が施設により切り回される。その場合、十分な監視体制がないとトラブルが生じかねない。家族が社会福祉法人に不信感を抱くこともある。営利企業に後見事務を行わせることは問題が多い。金融機関が各種のサ

ービスを提供しているが、金融機関自体を後見人とせず、別の後見人が金融機関を利用して本人の財産を運用する形にする必要がある。または、監督体制を確実なものとする必要がある。

・研究会報告書の想定は、品川区の社会福祉法人や東京都の権利擁護システムである。福祉行政では、各種相談サービスを提供しているが、行政は私人の財産を預からぬのが原則。任意代理による現在のサービスは、本人が判断能力を失い、保護の必要性が最も大きくなった場合に使えないのが難点との指摘もあり、法定後見の類型の見直しや任意後見制度の導入によって解消できないか。

・社会福祉法人や福祉公社は適任であるが、特別養護老人ホームの運営主体等は不適任ではないか。

・研究会は、社会福祉法人等を念頭においた議論をしたが、これらの法人に限る旨の明文規定を設けることは難しく、規定を設けるとすれば、ある程度抽象的なものにならざるを得ない。そこで、利益相反のおそれのある法人は除く旨の規定を設けるべきとなった。金融機関自身が後見人となることは、研究会では想定されていなかった。財産の実質的運用を金融機関にさせたい場合には、別の後見人が本人を代理して金融機関との間で契約を結べば足りる。

・社会福祉協議会や福祉公社は、東京などでは大規模な組織で資金もあり、成年後見人にふさわしい。地方によっては規模も小さく、財政状態も十分ではない。むしろ、福祉事務所長の方が適任であることが多い。児童福祉法のように、福祉事務所内に委員会を設け、委員会が事務所長を補佐し、委員が事実上の後見事務をする方法も考えられる。

・権利擁護システムの一環として考えた場合、相談サービス等の提供、成年後見人の重要な職務である。社会福祉法人は主に施設の経営をする。利益相反のおそれも大きく、成年後見人には不適任なことが多い。障害者プランで示された地域生活支援センター等が重要な役割を果たすのではないか。

・外国では、家族会が権利擁護機関の役割を担う例が多い。日本の家族会は、従前は要求運動が中心だったが、最近、施設を経営するようになってきた。今後は、後見・権利擁護的な機能も担える組織作りをする必要がある。

・ドイツの世話協会はボランティア団体である。会員にはボランティアも専門的・職業的に世話する人もいる。会員数は人口約 13 万人のゲッティンゲン市世話協会で約 250 人。実際の仕事は世話協会が適任と判断した会員がする。世話協会は会員の各種資格審査をし、適任者に仕事をさせ、会員の研修もしている。

・ドイツ世話協会の前身は古くからキリスト教会下にあったボランティ

	<p>ア団体。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の選任を家庭裁判所に一任したり、不正防止を家庭裁判所の監督機能のみに期待するのは相当でない。何らかの要件を法定すべき。要件は任意後見人の要件ともなろうから、よく検討しておきたい。後見事務をする人を選んで派遣するだけでなく、派遣した者をチェックする機能を備えた法人が大切である。 ・社会福祉協議会は全市区町村にある。財産保全管理サービスは武藏野市から始まり、各地の社会福祉協議会や福祉公社等に広がっている。現時点で、都内に 10 程度。法人成年後見人を認めた場合、これらの組織が成年後見制度の受皿となっていくと思われる。 ・社会福祉協議会は、財政上の理由であまり活動していないものも少なくない。財産管理保全サービスを行っている市区でも、本人の意思能力に疑義があるときは委任を受けず、あまり活用されていない。判断能力に疑義がない人を対象に、定型契約書による委任により預貯金の管理等のみをするサービス制度を設け、意思能力の有無を判断する機関を都道府県単位くらいで設けることも考えられる。 ・社会福祉法人には多様なものがある。元来、財團を基礎とする組織であり、設立手續では資産の有無が主問題である。理事者の人格・資格・能力等はあまり審査されない。成年後見人に適任な機関とは限らない場合もある。
利益相反	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の入所施設は、本人と利益の相反する法人として後見人の欠格事由に当たるとすることも考えられる。 ・(家族会として) 信用力のある組織作りをし、後見人となる体制を作っていくみたい。そのため、利益相反関係にある法人や、営利を目的とする法人は後見人となれないことを明文化してほしい。 ・利益相反のおそれを欠格事由とすべき。「すべてつぶ」の弁護士も同意見である。 ・どのような法人が成年後見人にふさわしいのか共通のイメージを描いておく必要がある。利益相反のおそれのある法人を除外すべき。本人の入所施設の長は除外すべきことが多い。
規定形式	主な発言なし
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・法人を含め、成年後見人の適任者の給源として、どのようなものが考えられるのかを考えておく必要がある。

表7 要綱試案（案）に関する議論

項目	発言内容
一般	<ul style="list-style-type: none"> ・実際に利用されるか疑問。 ・どの程度利用されるかは分からぬが、少なくとも成年後見人の役割が今後広がっていくことが期待されており、法人成年後見人も制度として設けておいた方がよからうというのが、原案の考え方。社会福祉関係の団体の活動も期待されている。 ・法人成年後見人のみならず、法人成年後見監督人にも期待したい。
明文化	<p>・非営利法人に限るべき。人の生死にかかわる問題を営利法人に扱わせるべきでない。銀行の力が必要なときは、銀行協会を成年後見人に選任し、その下で銀行が事務を執ればよい。</p> <p>・営利法人が不適任であることも多いであろうが、船舶の管理運用等の特殊な事務には営利法人にしか処理できないものもある。営利法人を一律に排除せず、適切な成年後見人の選任を裁判所の判断にゆだねるのが原案の考え方。</p> <p>・営利法人を一律に排除すべきではない。信託会社等には、成年後見人に適任なものもあり得る。銀行が経営破綻に陥ることもあるが、信託財産は保護される。悪人を選任すると本人が被害を受けるのは、営利法人に限らない問題であり、監督体制の強化により対応するほかない。</p> <p>・今後は高齢者の財産保護に信託制度が利用される。民間活力活用の見地、適任者確保の見地から、営利法人が成年後見人となる余地を認めるべき。要は、事業内容と監督体制次第である。</p> <p>・成年後見監督人がしっかりしていれば、成年後見人は営利法人であってもよい。実際、営利法人が成年後見人に適任なこともある。</p>
法人格のない団体	<p>・認めてはどうか。障害者団体その他の支援団体には、内部監査体制があつても法人格のないものが多い。また、全国組織に法人格があつても、地方組織には法人格がない（しかも、地方組織を全国組織の地方事務所と把握することもできない。）ものが多い。</p> <p>・排除するのはやむを得ない。問題の根本は、非営利団体が法人格を備え難い点。この点はNPO法の早期成立に期待したい。</p> <p>・法人格のない団体は責任の所在が不明確なので、成年後見人には不適当。任意団体の中心には熱心な個人がいることが多い、その個人を成年後見人に選任することも考えられる。</p>

本人の入所施設の長・設置者等	<ul style="list-style-type: none"> ・本人入所の特養の施設運営法人を成年後見人とすると便利であるが、利益相反のおそれがある。利益相反は重大問題であり、こうした法人は成年後見となり得ない旨明文化すべき。便宜のあまり、施設運営法人が成年後見人となる例が多くなる。 ・利益が法律上相反する行為は現行法にも禁止規定があり、新しい法的手当の必要はない。問題は利益が事実上相反するおそれのある行為だが、事実上の「おそれ」を明文規定に書くことはできない。他方、本人の入所施設の運営法人を一律に排除する規定を置くのも相当ではない。原案は、この点にも配慮した裁判所の判断と監督体制に解決をゆだねている。 ・施設の長などは、預金や管理する補助人に不適任なことが多いが、内部監査制度のある施設や十分な行政的監督に服する施設（認可施設など）であれば認めてもよかろう。 ・施設の長と本人との間には支配と被支配との関係が生じやすい。そのような者が選任されるのを避けるシステムが必要である。施設の長などに一定の事務を執らせる必要があるときは、施設の外にある者を選任し、その成年後見人が施設の長などに必要な事務を委任すれば足りる。
----------------	--

第3款 成年後見制度の改正に関する要綱試案

(1) 成年後見制度の改正に関する要綱試案の概要

要綱試案は、小委員会での審議、検討の中間段階において、それまでの検討の結果をまとめたものである。平成10年4月14日、法制審議会民法部会第32回会議において、星野小委員長から要綱試案の報告がなされた。その際、事務局作成の補足説明および概要説明の資料とともに要綱試案を公表し、関係各界の意見照会に付すことについて提案がされた。審議の結果、提案は全会一致で了承された¹³⁷。公表された資料は、成年後見小委員会が作成した要綱試案、法務省民事局参事官室が作成した「成年後見制度の改正に関する要綱試案の概要」（以下、本論文においては、「概要説明」とする。）および「成年後見制度の改正に関する要綱試案補足説明」（以下、本論文においては、「補足説明」

¹³⁷ 法務省民事局「法制審議会民法部会第32回会議（平成10年4月14日開催）」法務省HP<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi_980414-2.html>（2013.02.25参照）。

とする。) である¹³⁸。

(2) 検討方法

法務省民事局参事官室から公刊された要綱試案、概要説明、補足説明を検討の対象とし、これら三つの資料から法人後見に関する内容をまとめる。概要説明は要綱試案を前提として主要な論点を概観したものである。補足説明は、要綱試案の項目ごとに、成年後見小委員会における審議・検討の結果を踏まえて、要綱試案策定の根拠および案文の趣旨・解釈等に関する解説をしたものである。したがって、要綱試案、概要説明、補足説明の順にしたがって記述内容が詳細になっている。そこで以下においては、まず要綱試案の内容を挙げ、それに関する概要説明の内容、補足説明の内容の順にまとめる。

(3) 結果

法人後見に関する要綱試案、概要説明、補足説明の内容は表 8～表 10 の通りである。そこでは、①法人後見の認否、②規定の方式および③法人の適格性・資格について記述されている。①法人後見の認否については、禁治産・準禁治産制度において解釈上疑義のあった法人後見を認めることを法文上明らかにするとし、その理由として、利用者の多様なニーズに応える保護・支援の方策として、成年後見人等の体制についての選択肢を広げることを挙げている。また、さらにその理由として、まず、「痴呆性高齢者・知的障害者・精神障害者などのニーズの多様化に伴い、社会福祉協議会その他の社会福祉事業等を行う法人が組織的な人的・物的体制を基礎として本人の財産管理・身上監護の事務を遂行することが必要かつ適切な場合があり得ることが指摘されていること」を挙げる。次に、「本人に身寄りがない場合には適当な成年後見人の候補者を見いだすことが困難であることが少なくなく、そのような場合の受け皿として法人の成年後見人を認めることの必要性についても指摘されている」点を挙げる。

②規定形式に関しては、法人後見を明文上明らかにするとしつつ、民法上単に「人」と規定している場合には当然に法人が含まれ、「成年後見人についてのみ法人を含む旨を規定すると、民法の他の規定の解釈に影響を与えるので、民法の中にその旨の明文の規

¹³⁸ 公表されたこれら三つの資料が、法務省民事局参事官室・前掲註(15)の『成年後見制度の改正に関する要綱試案の解説－要綱試案・概要・補足説明』(金融財政事情研究会、1998年)である。本論文における要綱試案の内容は本書にもとづく。

定を置くことは困難である」とする。その上で、成年後見問題研究会においては、欠格事由規定で利益相反関係にある法人を除外する意見が出されていたが、「そのような規定を設けることは困難であるとの結論に達し」、規定形式は今後なお検討を要するとした。

③法人の適格性に関しては、本人との関係において適切な法人を選任するため、本人及び成年後見人等となるべき者の状況等と両者の関係等の一切の事情を考慮するものとする。そして、「法人を成年後見人に選任することについては、例えば、本人が入所している施設を経営する法人の場合には、本人との利益相反のおそれがあるケースが少なくなく、成年後見人としての適格性を欠く法人を適切に排除することができるような法的な枠組みを整備しておくことが必要不可欠の要請となる。」としている。ただし、「本人が入所している施設を経営する法人の場合でも、本人との利益相反のおそれの有無についてはケース・バイ・ケースであり、かかる法人を一律に成年後見人の候補から除外することは必ずしも適當ではない。」ともしている。

法人の資格に関しては、民法の私法法規としての性質上、法人の資格について、試案では特に法律上の制限は加えられていないとする。その上で、社会福祉協議会その他の社会福祉法人はもとより、民法上の公益法人（社団法人、財団法人）等も、前述の適格性の審査に堪え得る組織の実態を備えている限り、成年後見人等となることが可能であるとしている。

表8 法人後見人に関する要綱試案等の内容－法人後見の認否

	内容
要綱 試案	法人を成年後見人に選任することができることを法文上明らかにする。
概要 説明	<ul style="list-style-type: none"> ・旧法が後見人・保佐人を「一人」でなければならないとしており、法人を後見人・保佐人に選任することの可否については解釈上疑義がある。利用者の多様なニーズに応える保護・支援の方策として、成年後見人の体制についての選択肢を広げる観点から後見人の人数を制限する規定を削除する。 ・法人（例えば、社会福祉協議会等）が成年後見事務を遂行することを可能にするため、法人を成年後見人に選任することができることを法文上明らかにする。
補足 説明	<ul style="list-style-type: none"> ・旧法において、法人後見について解釈上疑義があり、家庭裁判所の実務でも法人を後見人・保佐人に選任する取り扱いを認めた例は報告されていない。 ・近年、痴呆性高齢者・知的障害者・精神障害者等のニーズの多様化に伴い、

	<p>社会福祉協議会その他の社会福祉事業等を行う法人が組織的な人的・物的体制を基礎として本人の財産管理・身上監護の事務を遂行することが必要かつ適切な場合があり得ることが指摘されており、また、本人に身寄りがない場合には適当な成年後見人の候補者を見いだすことが困難であることが少なくなく、そのような場合の受け皿として法人の成年後見人を認めることの必要性についても指摘されている。諸外国の立法例も、法人を成年後見人に選任することを認める旨の規定を置くのが最近の趨勢である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試案では、痴呆性高齢者・知的障害者・精神障害者等の多様なニーズに応えるために成年後見体制についての選択肢を広げるという観点から、以上のような現実のニーズを考慮して、解釈上の疑義を立法的に解決するため、何らかの適切な規定形式により、法人を成年後見人に選任することができる旨を法文上明らかにする。
--	---

表9 法人後見に関する要綱試案の内容－規定の形式

	内容
要綱 試案	法人後見人を明文上明らかにする。
概要 説明	触れられていない。
補足 説明	<ul style="list-style-type: none"> ・後見人・保佐人が「一人」でなければならない規定の削除により、「法人後見を認めることの解釈上の障碍は一応除去されるとしつつ、更に法人の選任が可能であることを明確にするために、何らかの法文の手当が必要である。 ・その場合の規定形式については、一般に、民法で単に「人」と規定している場合には当然に法人が含まれると解されており、仮に成年後見人についてのみ法人を含む旨を規定すると、民法の他の規定の解釈に影響を与えるので、民法の中にその旨の明文の規定を置くことは困難である。 ・成年後見問題研究会では、成年後見人の欠格事由規定（旧法846条）において、本人との関係で利益相反のおそれのある法人を除外する旨規定するなどの意見が出されていたが、検討の結果、そのような規定を設けることは困難であるとの結論に達した。 ・その規定形式（法形式等）については、今後なお検討を要するものといえよう。

表 10 法人後見に関する要綱試案の内容－法人の適格性・資格

項目	内容
要綱 試案	法人の 適格性 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭裁判所は、本人との関係において適切な法人を成年後見人に選任するため、後記 4(3)のとおり（筆者注：成年後見人の選任手続につき、本人及び成年後見人となるべき者の状況等と両者の関係等の他一切の事情を考慮すること）、同 4(3)に掲げる諸事情を考慮するものとする。
概要 説明	法人の 資格 <ul style="list-style-type: none"> ・法人の資格は特に制限されていないので、民法上の公益法人等を成年後見人に選任することも可能
	法人の 適格性 <ul style="list-style-type: none"> 家庭裁判所が成年後見人を選任するに当たっては、法人が成年後見事務を遂行する適格性を真に有しているか否かについて審査がされることになる
補足 説明	法人の 適格性 の審査 <ul style="list-style-type: none"> ・「法人を成年後見人に選任することについては、例えば、本人が入所している施設を経営する法人の場合には、本人との利益相反のおそれがあるケースが少なくなく、成年後見人としての適格性を欠く法人を適切に排除することができるような法的な枠組みを整備しておくことが必要不可欠の要請となる。」 ・欠格事由規定を用いることについて法制的に困難であると判断した理由は、①一般に欠格事由は一時的に明確な要件でなければならず、「利益相反のおそれ」という規範的な要件を欠格事由として規定することは困難であること、②民法第 851 条第 4 号及び第 847 条第 2 項の規定により、現行法上、本人との利益が相反する行為を成年後見人の権限から除外する明文の規定が既に設けられているので、これに加えて利益相反に関する規定を設けることは、規定の重複となり困難であること、③殊更に自然人を除外して法人だけについて規定を設けることは、自然人とのバランスの観点からも困難であること。 ・本人が入所している施設を経営する法人の場合でも、本人との利益相反のおそれの有無についてはケース・バイ・ケースであり、かかる法人を一律に成年後見人の候補から除外することは必ずしも適当ではない。
	法人の 資格 <ul style="list-style-type: none"> ・民法の私法法規としての性質上、成年後見人となるべき法人の資格について、試案では特に法律上の制限は加えられていない。 ・社会福祉協議会その他の社会福祉法人はもとより、民法上の公益法人（社団法人、財団法人）等も、前述の適格性の審査に堪え得る組織の実態を備えている限り、成年後見人となることが法律上は可能である。

第3節 国会審議の段階

平成 11 年 2 月 16 日、「民法の一部を改正する法律案等要綱案」（以下、本論文では「改正要綱案」とする。）が法制審議会第 126 回会議において報告され、審議・裁決の結果、原案どおり採択された¹³⁹。同日、改正要綱案は法制審議会会长により法務大臣に答申された¹⁴⁰。その後、法務省は法制審議会の答申内容に沿って立法作業を進め、同年 3 月 12 日の閣議決定を経て、同年 3 月 15 日、内閣は関連四法案を第 145 回国会（常会）へ提出した。関連四法案とは、①民法の一部を改正する法律案（閣法第 83 号）、②任意後見契約に関する法律案（閣法第 84 号）、③民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第 85 号）、④後見登記等に関する法律案（閣法第 86 号）である。

これにより、成年後見制度の制定に関する審議の場は国会へと移った。次に、衆議院および参議院の法務委員会審査の内容について検討する。

第1款 衆議院法務委員会

(1) 衆議院法務委員会審査の概要

関連法案が国会に提出された後、法案の付託を受けた第 145 回国会衆議院法務委員会においては、以下のように計 3 回の審査日程を経ている。その後、平成 11 年 7 月 6 日、衆議院本会議において、関連四法案は法務委員長報告のとおり可決され¹⁴¹、参議院へ送付された。

① 平成 11 年 6 月 11 日（金）

この日は、午前 9 時 30 分から午後 0 時 15 分および午後 1 時 34 分から午後 4 時 8 分まで委員会審査が行われた。法務大臣から関連四法案の趣旨説明がなされた後、平成 11

¹³⁹ 法務省司法法制調査部「法制審議会第 126 回会議（平成 11 年 2 月 16 日開催）」法務省 HP <http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi_990216-1.html> (2014.07.08 参照)。

¹⁴⁰ 法務省民事局・前掲註 (138)。

¹⁴¹ 第 145 回国会衆議院本会議第 43 号衆議院 HP <http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/000114519990706043.htm> (2014.07.01 参照)

年 6 月 15 日に参考人意見聴取を行う旨決定し、法務委員から法務大臣、政府委員（法務省民事局長）、最高裁判所長官代理者（最高裁判所事務総局家庭局長）に対する質問および答弁がなされている¹⁴²。

② 平成 11 年 6 月 15 日（火）

この日は午前、午後を通じ、関連四法案に関する参考人の意見聴取がなされた。そのうち、成年後見制度に関する参考人意見聴取は、午前 9 時 32 分から午後 0 時 8 分まで行われた。参考人は、新井誠氏（千葉大学教授）、久保井一匡氏（日本弁護士連合会理事）、荒井元傳氏（全国精神障害者家族会連合会専務理事）、金政玉氏（障害者インターナショナル日本会議権利擁護センター所長）である（職名はいずれも当時）。まず、各参考人が改正法案に関する意見を 15 分程度ずつ述べた後、委員の質問に対して参考人が答弁をした¹⁴³。

③ 平成 11 年 7 月 2 日（金）

この日は、午前 9 時 30 分から午後 3 時 8 分まで審査が行われ、法務大臣および政府委員に対する質問および答弁が行われた。質疑終了の後に採決が行われ、関連四法案は全会一致で原案のとおり可決された。その際、民法の一部を改正する法律案（閣法第 83 号）について付帯決議がなされている。付帯決議の動議は、八代英太委員外 6 名から、自由民主党、民主党、公明党・改革クラブ、自由党、日本共産党、社会民主党・市民連合、および、さきがけの共同提案によってなされた。付帯決議は全部で 7 項目である¹⁴⁴。

以下では、衆議院法務委員会審査における議事録から、法人後見に関する質疑の内容を記述する。

（2）質疑および答弁の内容

表 11、表 12 は、法務大臣、政府委員、最高裁判所長官代理者等に対する質疑および

¹⁴² 第 145 回国会衆議院法務委員会第 19 号衆議院 HP <http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/000414519990611019.htm> (2013.03.06 参照)

¹⁴³ 第 145 回国会衆議院法務委員会第 20 号衆議院 HP <http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/000414519990615020.htm> (2014.07.01 参照)。

¹⁴⁴ 第 145 回国会衆議院法務委員会第 21 号衆議院 HP <http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/000414519990702021.htm> (2014.07.01 参照)。

答弁の内容である。

表 11 衆議院法務委員会審査の内容（平成 11 年 6 月 15 日）

質疑	答弁
(石毛委員) ・新しい制度では、後見人等になる人はどういう人が多くなると制度の運用を予測しているのか。	(細川政府委員) ・改正後も、現実には配偶者が最も適任である場合や親族の中から選ばれる場合が多いと思われる。しかし、本人の財産管理をめぐり親族間に争いがあるような場合、中立公平な立場にある第三者が後見等の事務を行う必要がある。そういう場合には、法律の専門家である弁護士、司法書士等が後見人に選ばれる場合があろうし、本人の心身の状態、生活状況によっては、社会福祉士や福祉の専門家、あるいは社会福祉協議会、福祉関係の公益法人等が成年後見人に選任されることもあるのではないか。
・生活面まで含めて施設が法定後見になっていた場合に、利益相反が起こることもあるだろうと思う。	(細川政府委員) ・選任のときに、御本人の状況をよくよく裁判所で勘案されて、利益相反にならないような方を、裁判所の能力と英知を活用して選任していただくことがぜひとも必要である。 改正では、そうできるように法人が後見人になられるし、また、複数人が後見人になられる。また、配偶者法定後見人制度を改め、裁判所が最も適当と認める方を後見人に選任するようにという配慮がされているつもりである。この点については、家庭裁判所による適切な運用を期待したい。
(漆原委員) ・法人による後見を認めた理由はなにか。	(細川政府委員) ・関係の団体からのヒアリングの結果、後見事務のニーズは非常にさまざまなものがあり、個々の人の生活の状況、財産状況に

	<p>より非常に異なっている。こういった多様なニーズにこたえるためには、例えば福祉の事務に関して専門的な知識、能力、体制を備えている福祉関係の公益法人とか社会福祉協議会などを成年後見に選任した方がより適切であるというような意見もあり、要するに、多様なニーズにこたえることができるよう法人もこれに加えた。</p>
・将来、後見人の専門家団体あるいは専門的に供給する団体を我が国としても基盤整備していくべきではないか。	<p>(細川政府委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在、社会福祉協議会、自治体でつくっている福祉関係の公益法人、弁護士、司法書士、社会福祉士が団体をつくっている。そうした団体では今回の法律が制定されれば正式に後見人になることができるということで、現在さまざまに協議されている。したがって、そうした団体を極力応援していきたい。
・後見の専門的な供給団体が存在しない現状において、改正法が予定する法人は、どういう法人をイメージしているのか。どんな法人でも良いと考えているのか。	<p>(細川政府委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ニーズに応じてさまざまな職能の団体の方が担当していただくということが良いのではないか。
・法人から一般の株式会社などを除外し福祉法人や公益法人に限るなど、法文上法人を制限すべきでないか。制限しなかった理由は何か。	<p>(細川政府委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> これはさまざまなニーズがあり、多額の財産を持っておられる方の場合は信託会社が担当することもあり得るのではないかと言われている。そういうことを考えると、最終的には裁判所が諸般の事情を判断して決定されるということであり、無理に法律で資格を限定するよりも、裁判所の適切な判断に期待すべきではないかとの理由で、特に制限を設けていない。
・法案 843 条は、成年被後見人と法人との、そして代表者との関係性、利害関係を考慮しなさいとなっている。これは、どういう場合を予想しているのか、一般的な例であるが、事例を挙げて欲しい。	<p>(細川政府委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> 例えば施設に御本人が入所している場合、法人は入所契約の当事者になっており、お金を徴収する立場にある。そういう方が後見人になると利益が相反する。また、法人自体ではなくとも、法人の代表者が個

	人的に利害が対立することがあると思うことから、通常の場合にはそういう方を後見人として選ぶことは適切ではないとの判断である。
・老人ホームなり施設に入所している方とホーム、施設は利害相反だ、そういうことをこの条文が言っており、それは排斥されると考えていいのか。	(細川政府委員) ・それは一例であり、一般的に、そういう利害の対立がある場合には後見人に選任するのは適当でないということを言っている。ただ、そういう関係のある人でも、そういう金銭面の関係ではなく、全然別個の関係で身上監護の点であれば、場合によっては選んでも利害が対立しない場合もある。その点を裁判所はよく検討して判断するようにという意味の条文である。
・財産の管理を後見人がする場合に限定し、その被後見人が入所している施設の法人がその後見人になれるかどうか。なれないというふうに聞いてよいのか。	(細川政府委員) ・入所契約に関しては、まさに利害が対立するわけですから、後見人に選任することは適当でない。裁判所が最終的に決めることになるが、立法もそういうつもりでできている。
・入所契約に基づいて入所をしている被後見人と、その後、入所させているホーム、施設、法人が後見人になるという場合は、一般的に利害相反と考えて排斥される趣旨の条文であると考えて良いのか。	(細川政府委員) ・原則として指摘のとおりであるが、例えば、無料の介護ヘルパーの派遣というサービスがあり、その施設が後見人となるのは、必ずしも利害が対立しない。ここで言っているのは、原則としては問題があるが、そうではない場合もある。従って、そういう場合には、例えば後見人を二人選んで職務を分担してもらうなどといったこともあり得ることから、こういう条文になっている。
(達増委員) ・今回の改正で法人が後見人になり、家族の問題からより社会的な広がりの中で解決していくということで取り入れられていると思うが、その辺はどうか。	(細川政府委員) ・家族だけの問題にとどまらず、地域全体の問題として考えていくことが従来指摘されている。実際に、後見人にだれを選ぶかという場合でも、ヒアリングをした結果では、例えば自治体が設立した福祉関係の公益法人や、社会福祉協議会、弁護士等の法律の専門家がつくられた法人があり、障害

	<p>者の支援の事務を現実にしている。そういうところが、この法律ができると、公式に後見人となることができ、社会資源として新たなものが加わると考えている。</p>
(木島委員)	<p>(細川政府委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> 利益相反は非常に幅広い概念である。配偶者であっても、利益相反する場合もあるわけであるから、利益が相反する場合はこれを一切後見人にできないということになると、やや硬直的な制度になってしまう。そこで、そういったものを重要な考慮要素として考慮し、最終的には家庭裁判所の適切な判断をまちたいというのが趣旨である。
(保坂委員)	<p>(細川政府委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人的資格は制限していない。実際には、社会福祉法人である社会福祉協議会、あるいは社会福祉関係の公益法人等が後見人になる場合もあるかと思うが、例えば株式会社は必ずしも排除されない。最終的には裁判所が諸般の事情を考慮し、最も適切な後見人はだれかということを判断するため、その判断に期待したい。
<ul style="list-style-type: none"> 一般の事業法人は利益を追求するためには会社をつくっている。一般の事業者がこの分野に新しいビジネスとして道を開きたいというふうに考えたとする。例えば金融、保険業界などが地域でお年寄りの方と日々接觸しているという状況がある。後見人としての報酬が目的ではなく、その後の資産運用の部分でビジネス化したいなどの動機で後見人サービス会社などをつくるということは想定し得るのか。 	<p>(細川政府委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式会社等が法律上は営利法人とされているから不当な利益をむさぼるためにそういうことをするというふうに当然にはつながらないと思う。株式会社等であっても、本人の利益のために一生懸命仕事をして、その見返りに正当な報酬を得るということで適切な後見人の仕事を果たせる場合もないではない。それは、今の段階で限定してしまうよりも、今後の実際の運用を見ながら、どういう方が後見人になるのが一番いいのかということを見きわめていく必要がある。最終的には裁判所が慎重に判断し、適切な方が選ばれるのだろうと期待してい

	る。
・実際のところ金融商品などの財産運用などを主たる目的にし、しかし表側から見れば後見人会社というようなものが出てきたときに、いろいろな問題が起こってくるではないかと心配しているが、どうか。	(細川政府委員) ・今の指摘の場合は、いわば利益が相反する場合で、後見人と称しながらほかの方でもうけようという話である。そういう場合には、これは後見人としてはふさわしくないということになり、当然裁判所は、そのことが明らかであれば、そういう者は後見人に選任しないことになろうかと思う。
・数々の大型詐欺事件はお年寄りが犠牲になっている。利益が相反する、資産の運用目的で法人を組織しているかどうかを見分けるシステムをどう考えているか。	(安倍最高裁判所長官代理者) 当該法人についての各種の帳簿等を取り寄せるなりし、活動状況等を調査し、その法人の活動と当該財産の管理とが利害相反するのかどうかを調査することになると考えている。

表 12 衆議院法務委員会審査の内容（平成 11 年 7 月 2 日）

質 問	答 弁
(日野委員) ・今度は法人が後見人等になれる。具体的に、医療福祉法人に被後見人が入院をしているケースで、その法人は、身上監護についてはもちろん、看護の事務について被後見人を代理できるのか。実態を見た場合、その法人にやらせた方が非常に的確に対処できるという例も多い。スピード一対処できるという例也非常に多いと思う。しかし一方では、利益相反という問題は常に回る。この点はどう考えているのか。	(細川政府委員) ・問題は、そういう法人を家庭裁判所が後見人に選任していいかどうかということであり、最終的には裁判所が判断する。法制審議会で審議したときの考え方を整理すると、本人が入院なり入所している施設と本人との間では、金銭面の支払いをしなければならないという契約があるため、基本的には利害が対立するという関係にある。したがって、後見人が一人だけ選任されている場合、包括的な代理権を持つことになるため、そういう場合には不適当ではないかと考えられた。 他方、後見人が複数選任され、金銭面に関しては施設以外の人がやる。それ以外は、例えば介護サービスの契約は施設が後見人になる。そういう分掌を定めることも可能であり、また、保佐とか補助の関係で

	<p>非常に限られた範囲で代理権が与えられるような場合には、かえって入所している施設の方が適当な場合もあると考えられている。</p> <p>そういう関係から、その点を適切に判断するために、利害関係を考慮した上で裁判所が適切に定める形の条文にしている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・法人はボランティア的な要素が非常に少ない。法人の社会的貢献などが言われるが、大きなメーカー会社が、例えばNTTがどこかの後見人になることは考えられない。別個の、社会福祉の仕事をやっている法人は、一つ考えられる。それ以外に新たに、シルバービジネスといった事業などの後見事務をビジネスとしてやっていく法人が出てくるかもしれない。 <p>我が国のこういう問題に関する考え方は保守的だと思う。ボランティア的なところでやるのが本当じゃないかとの考え方もある。しかし、やはり、きちんと仕事をきちんとやって、きちんと報酬をもらう。それがビジネスとして成り立っていくこともあっていい。大臣のお考えはいかがか。</p>	<p>(陣内国務大臣)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の改正により、弁護士、司法書士、社会福祉士などの法律あるいは福祉の専門家が成年後見人となる場合がふえてくると思う。各種の法人が成年後見人等となる場合も出てくるだろうと思う。したがって、後見事務を事業として行う専門家や法人もあらわれてくると思うが、要は、本人の保護のために良質で適正な後見事務の遂行が確保されるのであれば、そのような事業の発展は、社会のニーズにこたえる上で大変重要だと思う。
<p>(達増委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的に想定される法人はどういうものか。 	<p>(細川政府委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、さまざまな団体が法人後見人になる団体の設立を考えている。例えば、社会福祉士会が後見センターというものを設けたい、あるいは、司法書士会が司法書士を社員としてそういう法人を設けたいというようなことを考えている。さまざまな法律的あるいは福祉の専門家の団体が考えられる法人であると認識している。
<ul style="list-style-type: none"> ・監督人の制度をまたきっちりと定めて、適正な運用が担保されるように法案はなっている。この監督人も、今後かなり大勢求められてくることになると思う。い 	<p>(細川政府委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後見監督人になる人は、弁護士、司法書士といった法律の専門家がなることが十分予想される。

<p>かなる人たちが監督人として想定されているのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人が監督人になることができるとなつてゐるが、これは一体どういうケース、どういう法人が想定されているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人は、社会福祉協議会、福祉関係の公益法人、社会福祉士会といったところが後見監督人になることも考えているため、可能性が大きいと考えている。
<p>(上田（勇）委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい成年後見制度を定着させるためには、家族や親族以外でこの制度を担う適切な成年後見人をあわせて確保する必要が出てくる。 <p>今回は法人も後見人等に選任することができるることを法文上明らかにしている。弁護士会や司法書士会等の取り組みも期待されるが、これでも絶対数は不足する。特に地域的な偏在もあるため、さらに、各種社会福祉法人などのN P O 法人も含めた組織的な取り組みが必要になってくる。</p> <p>包括的な問い合わせであるが、こうした事情の中で国や地方公共団体としてどのような対応があるのか。</p>	<p>(細川政府委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受け皿の問題は、従来からある団体が法の施行に向けてさまざまな取り組みをしている。弁護士会、司法書士会でもそういう取り組みを始められている。さらに、社会福祉士会では後見センターあるいは後見監督人センターをつくる構想を持っており、各地の社会福祉協議会、社会福祉法人では現在でもさまざまな財産管理等のサービスをされている。そういうところが受け皿にならうかと思う。 <p>地方自治体とも協力をとりつつ、こういった団体が良質な後見人の供給源となるよう連携をとりながら、あるいは協議をしながら、制度が充実するように努力してまいりたい。</p>
<p>(木島委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・だれが後見人に選任されるかというのはやはり決定的だと思う。 <p>特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人があった。そこに入所しているお年寄りが痴呆症になった。そういう人が被後見人になる。その場合に、入所している特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人と痴呆性老人になった被後見人、入所者は利害関係があるということはいいのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そういう社会福祉法人を後見人に選任できるのか、できないのか。 	<p>(細川政府委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いまの設例では、入所契約を結んでおり、利害関係がある。 ・適当かどうかは、後見人の場合には包括的な代理権があるため、利害関係のある人を後見人に選任することは基本的には不適当であると考えている。ただ、後見人を複数任命して、片方は金銭関係を扱わないであれば、その扱わない方にだけ任命する、あるいは、補助人でごく一部の代理権があれば、可能性はないことはない。
<p>(保坂委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いわばカルト的な集団、新興宗教などが、例えは福祉施設的なものを作り、財産、金を狙うことは、過去数々の事件、 	<p>(細川政府委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この制度を適切に運営するためには、後見人等に適切な人が選ばれ、本人の保護のためになることが大事である。

<p>また、一種のカリスマ性を持つ人間を中心とした詐欺であり、お年寄りの資産がねらわれてきた。</p> <p>今回の制度の悪用をどう防止するのか。犯罪のえじきに、よもや人権を保護しようという法律が悪用されることがあってはならないと思う。ここをどう防止する工夫をなさってきたのか、また、運用の中でそれを心がけるのか。</p>	<p>今回の改正案では、後見人を選任するに当たって、家庭裁判所が考慮すべき事情を列挙し、それを十分家庭裁判所が慎重に審査して判断してもらいたいと明らかにしている。</p> <p>もう一つは、従来、後見監督人等は、申し立てがなければ選任できなかった。今回の改正法案では、家庭裁判所が職権で後見監督人を選べることとしている。そういう体制にしたので、今後、家庭裁判所の適切な運用が得られれば、指摘のような問題は生じないのではないかと考えている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・例えば大学の先生、著名人、作家などが勝手に名前を使われたり、たった一回あった講演会の写真を使われ、あたかもその組織やグループ、その法人の顧問であるかのように装いをつくられ、詐欺を仕掛ける犯罪が後を絶たない。後見人が法人として出てきた場合に、裁判所がそこを見抜くという具体的な方策は考えているのか。 	<p>(安倍最高裁判所長官代理者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の適格性は、当該法人の活動状況を把握するに尽きる。情報収集の方法は、調査官が出向いて各種の帳簿等を見ることがあると思う。また、各地域における活動を関係福祉機関から情報として得ることなども考えられる。このようなことを踏まえて、できる限りの情報は集めて、的確な判断をしていきたいと考えている。

第2款 参議院法務委員会

(1) 審査および審議の概要

衆議院より法案の送付、付託を受けた参議院法務委員会および参議院本会議では、以下のように計5日間の日程を経た後、平成11年11月24日、参議院本会議において、関連四法案は法務委員長報告のとおり可決され¹⁴⁵、衆議院へ送付された。

①平成11年8月6日（金）

法務大臣による趣旨説明がおこなわれ、質疑については後日とされた¹⁴⁶。

②平成11年8月13日（金）

この日、法務委員長より関連四法案に関する継続審査要求につき提案がなされ、法務委員会は、参議院議長に対し関連四法案を閉会中審査とする旨要求することを決定した（国会法47条1項）¹⁴⁷。これは、第145回国会（常会）の会期末が迫っており、会期内での委員会審査・採決、本会議議決を行うことができなくなったことと関連する。同日、参議院本会議において関連四法案の継続審査が可決され、第145回国会（常会）は閉会した。継続審査の可決により、関連四法案は後会へ継続した（国会法58条但し書）。その後、内閣は臨時会の招集を決定し（憲法53条）、平成11年10月29日、第146回国会（臨時会）が開会した¹⁴⁸。以下の③から⑤は第146回国会参議院法務委員会審査である。

③ 平成11年11月16日（火）

この日は、午前10時から午後3時48分までの間、質疑がおこなわれた。答弁をしたのは、臼井日出男国務大臣（法務大臣）、山本有二法務政務次官、橋康太郎自治政務次官、

¹⁴⁵ 第146回国会参議院本会議第7号国立国会図書館HP<http://kokkai.ndl.go.jp/cgibin/KENSAKU/swk_dispdoc.cgi?SESSION=12372&SAVED RID=3&PAGE=0&POS=0&TOTAL=0&SRV_ID=8&DOC_ID=2968&DPAGE=1&DTOTAL=32&DPOS=9&SORT_DIR=1&SORT_TYPE=0&MODE=1&DMY=14074>（2014.07.01参照）。

¹⁴⁶ 第145回国会参議院法務委員会第26号国立国会図書館HP<http://kokkai.ndl.go.jp/cgibin/KENSAKU/swk_list.cgi?SESSION=12372&SAVED RID=4&MODE=1&DTOTAL=1&DMY=19475>（2014.07.01参照）。

¹⁴⁷ 第145回国会参議院法務委員会第28号国立国会図書館HP<http://kokkai.ndl.go.jp/cgibin/KENSAKU/swk_list.cgi?SESSION=12372&SAVED RID=5&MODE=1&DTOTAL=1&DMY=19779>（2014.07.01参照）

¹⁴⁸ 第146回国会（臨時会）開会日については、衆議院「国会会期一覧」衆議院HP<http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_shiryo.htm>（2013.03.03参照）。

安部嘉人最高裁判所長官代理者(最高裁判所事務総局家庭局長)、富澤正夫政府参考人(内閣総理大臣官房参事官)、細川清政府参考人(法務省民事局長)、馬場義宣政府参考人(法務省保護局長)、炭屋茂政府参考人(厚生省社会・援護局長)(職名、職位はいずれも当時)である¹⁴⁹。

④ 平成 11 年 11 月 18 日(木)

この日は、午前 9 時 30 分から参考人 4 名に対する意見聴取がなされた。参考人は、田山輝明氏(早稲田大学法学部教授)、副島洋明氏(弁護士)、永島光枝氏(社団法人呆け老人をかかえる家族の会理事)、河合洋祐氏(財団法人全日本聾啞連盟副理事長)である(職名、職位はいずれも当時)。意見聴取では、まず、各参考人から 15 分程度の意見を述べた後、委員の質問に対し参考人が答弁をした。ただし、河合洋祐氏は、聴覚又は言語機能に障害がある者が公正証書遺言をすることを可能とする改正に関する意見および質疑内容である。

続いて、午後 2 時より、関連四法案に関する質疑がおこなわれた。答弁をしたのは、臼井日出男国務大臣(法務大臣)、山本有二法務政務次官、橘康太郎自治政務次官、安部嘉人最高裁判所長官代理者(最高裁判所事務総局家庭局長)、富澤正夫政府参考人(内閣総理大臣官房参事官)、細川清政府参考人(法務省民事局長)、馬場義宣政府参考人(法務省保護局長)、炭屋茂政府参考人(厚生省社会・援護局長)、片木淳政府参考人(自治省行政局選挙部長)(職名、職位はいずれも当時)である¹⁵⁰。

⑤ 平成 11 年 11 月 19 日(金)

この日は、午前 11 時 16 分より関連四法案の採決がおこなわれ、全会一致で原案どおり可決された。その後、関連四法案全てについて付帯決議案が提出されている。付帯決議案は、竹村泰子委員から、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、日本共産党、社会民主党・護憲連合、自由党および各派に属さない議員(中村敦夫委員、松田岩夫委員)の共同提案として提出され、全会一致で付帯決議案を議題とすることが決定された。同

¹⁴⁹ 第 146 回国会参議院法務委員会第 3 号国立国会図書館 HP <http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk_dispdoc.cgi?SESSION=12372&SAVED RID=6&PAGE=0&POS=0&TOTAL=0&SRV_ID=8&DOC_ID=2988&DPAGE=1&DTOTAL=7&DPOS=5&SORT_DIR=1&SORT_TYPE=0&MODE=1&DMY=20168> (2014.07.01 参照)。

¹⁵⁰ 第 146 回国会参議院法務委員会第 4 号国立国会図書館 HP <http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk_dispdoc.cgi?SESSION=12372&SAVED RID=6&PAGE=0&POS=0&TOTAL=0&SRV_ID=8&DOC_ID=2989&DPAGE=1&DTOTAL=7&DPOS=4&SORT_DIR=1&SORT_TYPE=0&MODE=1&DMY=20168> (2014.07.01 参照)。

日午前 11 時 23 分、法務委員会は散会となった。決定された付帯決議の内容は、9 項目である¹⁵¹。

(2) 質疑および答弁の内容

表 13、表 14 は、参議院法務委員会における、法務大臣、政府委員、最高裁判所長官代理者等に対する質疑および答弁の内容である。

表 13 参議院法務委員会審査の内容（平成 11 年 11 月 16 日）

質疑	答弁
(北岡委員) ・新制度の実効性を確保するためには、実際にどのような人が成年後見人等になるかが非常に重要なことである。特に、利用者本人の利益保護を考えると、本人と利益が相反する者を選任することは大変不適当であり、そのチェックが十分にされる必要がある。 ・個々の事業において確実に適任者を選任するとともに、本人との利益相反のある個人や法人のような適任でない者を選任しないようにするためにどのような法律上の手当てがなされているのか。	(山本政務次官) ・今回の改正では複数または法人の成年後見の選任を認めている。そして、配偶者法定後見人制度を廃止している。家庭裁判所が事案に応じて適任者を成年後見人に選任する建前をとっている。その上で、民法改正案の第 843 条第 4 項では、家庭裁判所が成年後見人の選任に当たって考慮すべき事情を例示的に列挙して規定している。 ・本条項で、特に、成年後見人等の候補者と本人との利害関係の有無を考慮事項として掲げ、その候補者が法人である場合には当該法人及びその代表者と本人との利害関係の有無も考慮すべきとしているのは、本人との利益相反のおそれのない個人または法人が選任されることを制度的に担保する趣旨による。この趣旨からすると、本人の入所施設を経営する法人は、利害関係の有無について特に慎重な審査が必要となると考えている。
(橋本委員) ・法案では、法人も成年後見人はもとより	(細川政府参考人) ・利益相反という用語は非常に幅広い概

¹⁵¹ 第 146 回国会参議院法務委員会第 5 号国立国会図書館 HP <http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk_dispdoc.cgi?SESSION=12372&SAVED RID=6&PAGE=0&POS=0&TOTAL=0&SRV_ID=8&DOC_ID=2990&DPAGE=1&DTOTAL=7&DPOS=3&SORT_DIR=1&SORT_TYPE=0&MODE=1&DMY=20168> (2014.07.01 参照)。

<p>任意後見人、後見監督人、これに就任ができる。受任者である法人と本人との間に利益相反関係があるような場合はどうするかという問題が起こる。法人はいずれの受任者にもなれないという制約がそこまで必要かということになると、それだけでいいのかという問題も出てくる。法 843 条第 4 項によると、利害関係の有無を考慮するとなっている。利害関係の有無を考慮するとは、具体的にどういう場合にどういう判断がなされ、利益相反行為については何らかの基準ということを考えた、そういった基準というようなものがどこかにあるのかという問題も検討する必要がある。</p>	<p>念であり、少しでも利益相反がある場合にはすべて後見人あるいは後見監督人等になれないとする制度として非常に硬直的になる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・よく問題になるのは、例えば施設に入所している痴呆性高齢者の後見人をする場合に、その施設の代表者がこれに適當かどうか。後見人は包括的代理権をもち、経営者は本人と契約し料金を徴収することになっている。その場合は明らかに不適當として裁判所は後見人としないと思われる。 ・ただ、無料の介護サービスの場合は必ずしも利益相反とは言えない場合もある。法定後見人が二人いる場合で、分掌すればその相反の問題は回避できる。補助人の場合には権限が狭いため、狭い範囲では利益相反が起きないとも言える。 ・これは裁判所の適切な判断に期待するのが適當であるとして、考慮事項として挙げた。
<p>・排除する明文規定を設けるべきだという意見が五十にも上っている。慎重意見、消極意見は五である。明文規定として、はつきりと規定する工夫がなかったのか。明文規定で厳格に禁止までいかなくても、単に利害関係の有無を考慮するという 843 条 4 項程度ではなく、もう少し具体的な規定の仕方がなかったのか。その議論や結果はどうなのか。何か知恵があったように思うのだが。</p>	<p>(細川政府参考人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会等でも意見を伺い、やはり最終的には、民法という基本法なものためある程度抽象的にならざるを得ないということであり、これは裁判官の英知に期待するのが、結果的には最も妥当な結果が出るのではないかというのが最終的判断であった。
<p>・今言ったようなことの具体的担保をする意味で、法人が後見人あるいは後見監督人に加わる場合は、単独ではなく複数にし、お互いにきちっと見合う、事情をよく検討し合うという相互の牽制及び抑制、そういうことを合理的にするために、こういう家事審判の方法、こういう規定を設けてもよかつたのではないか。</p>	<p>(細川政府参考人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の後見人の導入に関して、積極意見が五十で、慎重ないし消極意見は五である。これが要綱試案に対する意見の概要であった。 <p>家庭裁判所の規則は法律ではないため、手続事項に限られる。そこで実体的な規定を書くのは難しい。これは従来から、憲法上</p>

	<p>の解釈からの問題にしても難しいと言わ れている。</p> <p>(安部最高裁判所長官代理者)</p> <ul style="list-style-type: none"> やはりこれは個々の事案ごとに考えて いくべき問題であろうと考えている。そ うした問題は、手続規則である家事審判規則 に規定することも、適當ではないと考えて いる。
(阿部委員)	<p>(山本政務次官)</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者の場合には配偶者も高齢となっ ていて後見人等の役割を果たすことがで きないことも少なくないとの指摘があつ た。 <p>また、これまで複数の後見人等を選 任することができず、法人を後見人等に選 任することの可否につき解釈上疑義があ るので適切な対応ができない場合がある と指摘してきた。</p> <p>そこで、今回は配偶者が当然に後見人 等となることをやめ、法人や複数の成年後 見人等の選任も可能としている。そして、 成年後見人等については、家庭裁判所が本 人の保護の必要性や本人と成年後見人等 との関係等の事情を総合的に考慮した上 で、個々の事案ごとに適任と認める者を選 任することになる。</p> <p>具体的には、従来の後見人等の大多数 を占めてきた親族、知人に加え、弁護士、 司法書士等の法律実務家、社会福祉士等の 福祉の専門家、さらには社会福祉協議会等 の法人も成年後見人等の候補となるもの と考えられる。</p>
(福島委員)	<p>(炭谷政府参考人)</p> <ul style="list-style-type: none"> 確かに、利益相反ということがこの地域 福祉権利擁護事業を検討する際大きな議 論になりました。それで、私ども、多数の 法律家を入れまして検討会を実施してこ れをどのように考えたらいいだろうかと

<p>な状況があるのではないか、利益相反関係になるのではないかと質問があったが、それに対する民事局のお答えは、ケース・バイ・ケース、一律に利益相反行為とはしないでケースによって判断するということだった。その立場に立っても、地域福祉権利擁護事業が社会福祉事業団、つまりサービスを提供する側に全部ゆだねている。</p> <p>実施主体がそこであるという点は将来問題が起こり得る余地があるのでないかと思うが、利益相反などの関係でどうか。</p>	<p>いうことにした。</p> <p>そのためとった手段として、一つは、地域福祉権利擁護事業を実施するセクションとホームヘルプ等の直接福祉サービスを実施するセクションを分けることである。第二に、事業の透明性、公正性を担保し、事業が適正に運営されるよう、当事者団体およびその家族会、関係者、弁護士等の学識経験者で構成される運営監視委員会を設け、事業の実施状況を把握し、改善のための提案、勧告等を行う、また、これに対して利用者が本事業にかかる苦情を受け付けるというような対策を講ずることによりこの利益相反の問題が回避できるものではないかと考えている。</p>
<p>(中村委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人といつても、かなり漠然とした範囲になる。法人の中に宗教法人は含まれるのか。 	<p>(細川政府参考人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民法上は人という場合には法人も含むのが原則であるが、従来の民法上、後見人は一人でなければならないとの規定があった。これに法人が入るかどうか疑義があった。そこで、これは法人が入るということをはっきりすべきかどうかという問題になり、意見を御照会した結果、多数はやはり法人も入るということをはっきりしてほしいということであったため、法人が入るということを明らかになるような改正を提案している。 <p>したがって、この法人はあらゆる法人が入り、社会福祉法人や公益法人だけではなくて、宗教法人も当然含まれる。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・宗教法人といつても、かなりいかがわしいものがたくさんある。本質的には利益追求が目的であると明らかにわかるようなものもある。この法制度ができることによって逆に積極的に悪用、乱用するトラブルがふえるというような一つの危機感がある。 ・また、宗教は精神を扱う場面であり、ま 	<p>(細川政府参考人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宗教法人にはさまざまなものがある。ヨーロッパやアメリカでは、キリスト教等の団体で社会福祉に大いに活躍をしている団体もあり、日本でもそういう団体がある。そのため、宗教法人はカテゴリカリ一に受け皿になり得ないと法律の条文で書くのはできない。今後の運用において、

<p>た死の場面に立ち会う、その周辺に宗教に関係した人々が集まる事態が起きる。そしてまた、信者によっては財産を宗教法人に寄附するというようなことも少なくない。</p> <p>・後見人は、逆に第三者という形でやつた方が非常にクリーンになるし、トラブルというものが発生しない、そういう二つの面から、宗教法人に限ってやはりある程度の制約とかそうした配慮というものは考えなかったのか。</p>	<p>家庭裁判所が当該の法人につき内部の状況等を十分勘案した上で最も適任であるという場合だけ後見人等に選任することになろうかと思う。</p> <p>また、仮に間違って選任して不当な結果があれば裁判所が介入することもできる。やはり法律の条文としては特に宗教法人だけ除くというのは適當ではないとの判断である。</p>
--	--

表 14 参議院法務委員会審査の内容（平成 11 年 11 月 18 日）

質疑	答弁
<p>(塩崎委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい制度のもとでいろんな人が後見人になることになると思う。家庭裁判所も利用しやすさという面で、体制を整えていかなければいけない。司法制度改革との絡みも含めて、この辺についての考え方と決意を伺いたい。 	<p>(臼井国務大臣)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい成年後見制度を実効かつ利用しやすい制度とするためには家庭裁判所の体制づくりが極めて大切だと考えている。 法務省としても制度の実施に向け成年後見監督人等の候補である弁護士、司法書士、社会福祉士等の各団体との緊密な連携を図るなどし、成年後見人等の受け皿を整備し、成年後見登記システムの構築など体制づくり等に万全を期してまいりたい。
<p>(橋本委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人成年後見人制度の導入に関し、成年後見制度の改正に関する要綱試案に寄せられた関係者の意見で、消極意見のほかに、本人と利益相反関係にある法人を除くべきだという意見が多数あった点、改めて正確に紹介してほしい。 	<p>(細川政府参考人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要綱試案に対する意見照会の結果、法人後見については、積極意見が五十、慎重ないし消極意見は五であった。 積極意見の中には、成年後見人になり得る法人の資格について何らかの規制をすべきであるとするもの、本人と利益相反関係にある法人および法人の代表者、使用者を排除する明文の規定を設けるべきであるとするものが二十含まれていた。
<ul style="list-style-type: none"> ・法人と本人との利益相反関係における契約について聞きたい。一つの問題は、こ 	<p>(細川政府参考人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正案では法人の資格を限定していない

<p>の対象となる法人の特定性や限定性の有無である。</p> <p>なぜなら、法人には信託会社も含まれると思う。財産信託という関係があるが、この信託銀行などはそういう意味ではノウ・ハウ、専門知識を持っているが、基本的にはあくまで當利法人である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本経済新聞の十月三十一日号に出ていたり記事だが、遺言信託について、スムーズに自分のところの信託銀行としての利益がうまく確保できるような場合にだけ引き受けと言わんばかりの報道がある。 <p>私は、以前は信託銀行でもよいと思っていたが、最近の銀行のモラルの低下やこういう報道を見ると、もっと信頼できる公的機関が国民にとって必要ではないか。成年後見制度の運用について、法人も何らかのチェックを家庭裁判所でやってくれるのか。あるいは地域の福祉協議会を通じ、行政を通じ、何らかの住民に対するチェック機能を果たすようなサービスがあるのか。法務省はどういう判断でどうするのか。裁判所によるチェック機能が働くと考えているのか。</p>	<p>い。したがって、観念的には信託会社も法人にはいる。主に想定しているのは、福祉関係の団体、社会福祉協議会や福祉関係の公益法人、弁護士会のセンター、司法書士会で設立しようとしている団体などである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・當利会社が後見人として適切かどうかは、やはり裁判所が諸般の事情を考えて適切に判断する必要があると考えている。またそのことはきちんとやるものと期待している。
--	--

第3款 衆参両法務委員会における審査内容のまとめ

衆議院、参議院の法務委員会審査においては、法人後見に関し何回かの質問がなされている。主な質問内容は、①法人後見の制度化の理由、②法人の資格・想定される法人、③利益相反の三つである（表 15）。①の制度化の理由に関する法務省などの答弁は、法人後見についての解釈上の疑義を解消し、後見に対するニーズには様々なものがあることから、その多様なニーズに応えるために法人も加えたとされる。また、法人が後見人になることで、社会資源として新たなものが加わると考えているとされた。

②の法人の資格・想定される法人に関しては、法人の資格を限定せず、最終的には裁判所の適切な判断に期待するとしつつ、主に想定する法人は、祉関係の団体、社会福祉協議会や福祉関係の公益法人、弁護士会のセンター、司法書士会で設立しようとしている団体などが挙げられた。

③の利益相反に関しては、裁判所の適切な判断に期待するとしつつ、本人の入所施設に関しては、利害が対立することから適当ではないとしている。

表 15 衆議院・参議院法務委員会審査の内容（まとめ）

質問	答弁
制度化の理由	<ul style="list-style-type: none">・法人を後見人等に選任することの可否につき解釈上疑義があるので適切な対応ができない場合があると指摘されてきた。そこで、法人や複数の成年後見人等の選任も可能としている。そして、成年後見人は、家庭裁判所が本人の保護の必要性や本人と成年後見人等との関係等の事情を総合的に考慮した上で、個々の事案ごとに適任と認める者を選任する。・関係団体からのヒアリングの結果、後見事務のニーズに非常にさまざまなものがあり、個々の人の生活の状況、財産状況により非常に異なる。こういった多様なニーズにこたえるためには、例えば、福祉の事務に関して専門的な知識、能力、体制を備えている福祉関係の公益法人とか社会福祉協議会などを成年後見に選任した方がより適切であるというような意見もある。要するに、多様なニーズにこたえることができるよう法人も加えた。・家族だけの問題にとどまらず、地域全体の問題として考えていくことが従来指摘されている。例えば自治体が設立した福祉関係の公益法人や、社会福祉協議会、弁護士等の法律の専門家がつくられた法人があり、障害者の支援の事務を現実にしている。そういうところが、この法律ができると、公式に後見人となることができ、社会資源として新たなものが加わると考えている。
法人の資格 想定する法人	<ul style="list-style-type: none">・法人の資格は制限していない。実際には、社会福祉法人である社会福祉協議会とか、あるいは社会福祉関係の公益法人等が後見人になる場合もあるかと思うが、例えば株式会社は必ずしも排除されない。観念的には信託会社も入る。最終的には裁判所が諸般の事情を考慮し、最も適切な後見人はだれかということを判断するため、その判断に期待したい。・最終的には裁判所が諸般の事情を判断して決定されるということであり、無理に法律で資格を限定するよりも、裁判所の適切な判断に期

	<p>待すべきではないかとの理由で、特に制限を設けていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に想定しているのは、福祉関係の団体、社会福祉協議会や福祉関係の公益法人、弁護士会のセンター、司法書士会で設立しようとしている団体などである。 ・営利会社が後見人として適切かどうかは、裁判所が諸般の事情を考えて適切に判断する必要があり、きちんとやるものと期待している。 ・宗教法人にはさまざまなものがある。キリスト教等の団体で社会福祉に大いに活躍をしている団体もある。宗教法人はカテゴリカリーにこういう受け皿になり得ないと法律の条文で書くことはできない。運用は、家庭裁判所が当該法人の内部状況等を十分勘案した上で最も適任である場合だけ選任することになる。
利益相反	<ul style="list-style-type: none"> ・利益相反は非常に幅広い概念である。配偶者であっても、利益相反する場合もあるため、少しでも利益が相反する場合はこれを一切後見人にできないとすると、硬直的な制度になってしまう。そこで、そういったものを重要な考慮要素として考慮し、最終的には家庭裁判所の適切な判断をまちたいというのが趣旨である。 ・本人の入所施設を経営する法人は、利害関係の有無について特に慎重な審査が必要となると考えている。 ・入所契約は、まさに利害が対立するため、後見人に選任することは適当でない。裁判所が最終的に決めることになるが、立法もそういうつもりでできている。しかし、無料の介護ヘルパーの派遣というサービスがあり、その施設が後見人となるのは、必ずしも利害が対立しない。

第4節 考察

以上において挙げた審議および審査における議論の内容を前提として、法人後見の制度趣旨を検討し、法人後見の役割について考察する。

(1) 成年後見問題研究会における法人後見の制度趣旨

成年後見問題研究会においては、法人後見を認める理由に関し、「成年後見人の選択肢を広げる」観点から法人後見を認めるべきとの意見がある一方で、「個人で適當な成年後見人を見つけることができない場合の対応策」であるとする意見が出された。成年後見人の供給団体の設立に関する意見においても、「適切な成年後見人を見出すことができない場合に備えて」とされており、「通常成年後見人に選任されるのは個人」であるとの意見もあった。そのため、成年後見問題研究会の議論においては、適當な法人であれば成年後見人等として認めるべきであるとしつつも、法人後見は、あくまで成年後見人等として適當な「個人」がいない場合に備えるための方策であると捉えられていた面があつたように思われる。この点、成年後見問題研究会報告書に関する先行研究においては、法人後見を認める点を妥当としつつ、「ただし、このような後見人が望ましいわけではなく」、「後見人は自然人であることが望ましい」とされ、世話は個人的になされるべきであり、法人後見を認めることは、「個人の世話人が確保できない場合にやむを得ず、法人に委託するという趣旨であろう。」と分析されている¹⁵²。

(2) 成年後見小委員会審議における法人後見の制度趣旨

成年後見小委員会においては、法人後見を認める場合に「適切な自然人を選任できない場合に限定すべきか」が検討事項とされていた。この点に関して、成年後見小委員会の審議においては、限定すべきかどうかに関する明確な発言はなされていなかった。法人後見の導入の認否に関しては、「身上監護のサービスを提供する場合、グループでの対応が便利である」、「チームワークによる保護が可能となる」との肯定的な意見が出されている。その後は、法人の要件・資格の議論へと移っている。そこでは、「法人に何らかの要件を法定すべき」との意見の他、法人形態との関係で、社会福祉法人、社会福祉法

¹⁵² 田山・前掲論文註（117）14頁。

人、信託会社、権利能力無き社団、および営利法人が成年後見人等として妥当または適切であるかどうかが議論されていた。要綱試案（案）の審議では、「実際に利用されるか疑問」との発言に対し、「成年後見人の役割が今後広がる」ことが「期待されている」ことから法人後見を認めるとの発言があった後、法人形態の妥当性が議論されている。すなわち、成年後見小委員会では、法人後見を「適切な自然人を選任できない場合に限定」せず、何が適切な法人なのかが議論の中心となっていた。したがって、成年後見小委員会審議の結果、成年後見問題研究会における二つの見解のうち、「成年後見人の体制を拡充する」ことが法人後見の制度趣旨とされており、「適切な自然人を選任できない場合の方策」は制度趣旨とされなかつたことが伺える。

(3) 要綱試案における法人後見の制度趣旨

成年後見小委員会審議を経て公表された要綱試案は、法人後見を認める理由に、高齢者等のニーズの多様化への対応と後見体制の拡充を挙げている。したがって、要綱試案によれば、法人後見を認める理由に関する成年後見問題研究会における二つの見解のうち、「成年後見人の体制を拡充する」ことが制度趣旨とされ、「適切な自然人を選任できない場合の方策」は制度趣旨とされなかつたことが伺える。

(4) 国会審議における法人後見の制度趣旨

国会における衆参両法務委員会審査においては、「法人後見を認める理由は何か」との質問に対して、「関係の団体からのヒアリングの結果、後見事務のニーズは非常にさまざまなものがあり、個々の人の生活の状況、財産状況により非常に異なっている。こういった多様なニーズにこたえるためには、例えば福祉の事務に関して専門的な知識、能力、体制を備えている福祉関係の公益法人とか社会福祉協議会などを成年後見に選任した方がより適切であるというような意見も大変あり、要するに、多様なニーズにこたえることができるよう法人もこれに加えた。」との答弁がなされている。このことから、法人後見を認めた理由は、要綱試案における内容と同様であり、法務省などの立法担当者は法人後見の制度趣旨を成年後見人の体制を拡充することとし、適切な自然人を選任できない場合の方策として位置づけていないことがわかる。

(5) 従来の見解との関係

禁治産・準禁治産制度における議論では、法人後見が認められるか否かが問題とされていた。これを肯定する見解には、法人後見を認めるべきとしつつも、最終的な引き受け手としての役割や、適任者がいない実情に対応することを指摘する見解があった。成年後見問題研究会における議論においても同様に、法人後見は、あくまで成年後見人として適切な「個人」がいない場合に備えるための方策とする側面があったと考えられる。この考え方は、先行研究において、法人後見の役割等を限定的に捉える各見解に合致する。法人後見の役割等を限定的に捉える見解は、研究会における上記の意見と同様の趣旨にもとづくといえよう。

これに対し、成年後見小委員会における審議、要綱試案の内容、衆参両法務委員会審査における答弁においては、成年後見人等の体制を拡充することが制度趣旨とされ、適切な自然人を選任できない場合の方策として位置づけられたわけではなかった。この考え方は、法人後見の肯否につき、端的に法人後見を認める見解および法人後見の役割を限定的に捉えない先行研究と合致するものといえよう。その中でも特に、「これまでの『個人後見が後見の基本スタイル』というスキームから脱却」することで、「適切に権利擁護の実現が図れる」との見解¹⁵³に親和的であると言うことができよう。この見解は、法人後見のメリットを根拠に上記の結論を導くものである。本論文において、立法過程に関する審議などを検討した結果、メリットだけではなく、法制化時における法人後見の制度趣旨との関係においても、法人後見の役割は例外的なものと捉えられていないとういうことができると考えられる。

立法過程における審議などの全体を通じ、主に議論されているのは、法制化の理由、適切な法人および利益相反に関する事項であった。特に、利益相反に関しては、議論が多くなされている。従来、成年後見人等は親族や親族外の第三者などの個人によるとされていてことからすれば、適切な自然人を選任できない場合の方策として位置づけられていなかつたとしても、法人後見をこれまでの成年後見人等（親族や第三者の個人）に付加する意味合いとも理解することができよう。また、成年後見人等の要件に関しては、法人後見における議論も含め、高齢期の生活継続性を確保する視点に関しては明確には議論されておらず、生活継続性の視点が必ずしも重視されていたとはいえないと思われ

¹⁵³ 竹内・前掲論文註（98）119頁。

る。そこで、次章においては、高齢期の生活継続性の確保の観点から法人後見の役割を検討する。

第4章 高齢期の生活継続性の確保と法人後見の役割

第3章において、成年後見制度の立法過程を検討した結果、法人後見は、成年後見人等の選択肢を拡大するための一つの方策として法制化されており、適切な自然人（個人）が確保できない場合に例外的に選任されるものとは位置づけられていなかった。ただし、例外的な役割として位置づけられなかつたとはいえ、法人後見にどのような役割があるといえるのかは、立法過程における議論からは必ずしも明らかとはいえない。したがって、限定的な役割ではないということの他に、法人後見にどのような役割があるのかを検討する必要があろう。

また、立法過程における議論では、主に、法制化の理由、適切な法人の形態、被成年後見人等と法人との利益相反に関する議論がなされており、高齢期の生活継続性の確保に関する議論は明確にはなされていなかった。そこで、本章では、高齢期の生活継続性の確保の視点から、法人後見の役割を検討する。

第1節においては、介護保険制度における議論および裁判例をもとに、高齢期の生活継続性が法的にどのように扱われるようになっているのかを検討する。その検討を前提とし、第2節および第3節においては、調査研究を基に考察する。第2節においては、成年後見制度においても、高齢期の生活の継続性を法的に重視すべきなのかを検討する。ここでは、実際に個人で受任している成年後見人等を対象とし、成年後見人等による支援において、支援の継続性に支障が生じる可能性のある事項について調査し、その結果をもとに検討する。その上で、第3節においては、法人として成年後見人等を受任している団体を対象とし、主に、継続性確保のための取り組み状況を調査することを通じ、法人後見において、生活継続性がどのように確保されているのかを検討する。

第1節 高齢期の生活継続性が有する法的意味

社会福祉は、いわゆる社会的弱者に対する支援を行うものである。そのため、社会福祉におけるサービスでは、他の分野以上にサービスの安定的・継続的・継続的提供の視点が重要であるとされている¹⁵⁴。介護保険法は、成年後見制度と同様に、平成12(2000)年から施行されており、その法目的は、要介護者が、自らの尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービスおよび福祉サービス（以下、本論文では「介護サービス」とする。）にかかる給付を行うことである（介護保険法（以下、引用時は「介保法」とする。）1条）。

その後、平成17(2005)年の改正介護保険法においては、生活の継続性を維持するための新しい介護サービス体系の確立が図られ、地域密着型サービスが創設された。地域密着型サービスは、住み慣れた地域で生活の継続性を確保しうるサービス体制の整備を図るものである。

要保護者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようとする法目からすれば、介護は、要介護者に対する継続的な支援を前提としているともいえよう。その介護において、なぜ、あえて生活の継続性が重視され、それに沿った改正がなされたのか。また、平成17(2005)年改正後、地域密着型サービスに関し、継続的かつ安定的なサービス提供の必要性を判示した裁判例があらわれた。そこで、以下においては、改正時になされた議論を概観することにより改正の理由を検討するとともに、裁判例の検討を通じ、高齢者に対する支援において生活継続性の概念が法的に有する意味を考察する。

第1款 平成17(2005)年介護保険法改正の経緯および内容

(1) 高齢者介護研究会

高齢者介護研究会は、平成16年度を終期とするゴールドプラン21の後の新たなプランの策定の方向性、中長期的な介護保険制度の課題および高齢者介護のあり方について検討するために、平成15(2003)年3月に設置された厚生労働省老健局の私的研究会で

¹⁵⁴ 伊奈川秀和「社会福祉法人法制についての一考察」法政研究68巻1号（2001年）38頁。

ある¹⁵⁵。高齢者介護研究会は、平成 15（2003）年 3 月 5 日から同 6 月 25 日までの間、合計 10 回の会議を開催し、同年 6 月 26 日、「2015 年の高齢者介護～高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて～」（以下、本論文においては、「高齢者介護研究会報告書」とする。）を公表した¹⁵⁶。

高齢者介護研究会報告書は、わが国において、引き続き人口の急速な高齢化が進むことを踏まえ、高齢者介護のあり方を中長期的な視野でとらえる必要があることから、わが国の高齢化にとって大きな意味を持つ「戦後ベビーブーム世代」が 65 歳以上になりきる平成 27（2015）年までに実現すべきことを念頭に置き、求められる高齢者介護の姿を描いている。

また、介護保険法の施行により介護サービスは受けやすくなったとしつつ、介護サービスについて、その人の状態に応じた適切なサービスが提供され、高齢者の自立支援を促し、尊厳ある生活の継続を可能とするものとなっているかどうかを検証する必要があり、介護保険が高齢者の自立を社会全体が共同して支える公的な性格を十分に踏まえ、制度を維持するために必要な節度とモラルを利用者・事業者双方が持つことが求められるとする。

その上で、「尊厳を支えるケアの確立への方策」として、①介護予防・リハビリーションの充実、②生活の継続性を維持するための、新しい介護サービス体系、③新しいケアモデルの確立、④サービスの質の確保と向上が挙げられている。

上述の 4 つは相互に関連するとされるが、②の生活の継続性を維持するための新しい介護サービス体系に関しては、高齢者自身は、多くが在宅での生活の継続を希望しており、虚弱化したときの住まいの形態に関して内閣府が行った調査では、高齢者の 6 割は介護が必要になっても現在の自宅での生活を継続することを望んでいるのに対し、施設

¹⁵⁵ 高齢者介護研究会の委員は、座長 堀田力（さわやか福祉財団理事長）、座長代理 田中滋（慶應義塾大学教授）、片山壽（尾道市医師会長）、川越博美（聖路加看護大学教授）、駒村康平（東洋大学助教授）、高橋紘士（立教大学教授）、高村浩（弁護士）、樋口恵子（高齢社会をよくする女性の会代表）（3 月 19 日付けで委員退任）、本間昭（東京都老人総合研究所精神医学研究部長）、森田朗（東京大学教授）の計 10 名である（敬称略、職名・職位はいずれも当時）<<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/kentou/15kourei/5.html>>（2014.02.28 参照）。

¹⁵⁶ 高齢者介護研究会「2015 年の高齢者介護～高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて～」<<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/kentou/15kourei/3.html>>（2014.02.28 参照）。なお、本報告書は、HTML 形式で公開されていることから、本文中に記載した報告書の内容に関する個々の頁数は脚注において引用することができない。

入所を希望するものは2割に満たない点を挙げる。また、「自宅の良さとは、介護が必要になった時でも、介護のために自分の生活や自由を犠牲にすることなく、自分らしい生活を続けることができる点に」あり、「日常生活における自由な自己決定の積み重ねこそが『尊厳ある生活』の基本であり、在宅での生活であれば当たり前のこと」であるからこそ、「多くの人は自宅での生活・在宅での介護を望むのである」とする。そして、「私たちが目指すべき高齢者介護とは、介護が必要になつても、自宅に住み、家族や親しい人々と共に、不安のない生活を送りたいという高齢者の願いに応えること、施設への入所は最後の選択肢と考え、可能な限り住み慣れた環境の中でそれまでと変わらない生活を続け、最後までその人らしい人生を送ることができるようすることである」としている。

また、施設における生活であつても、限りなく自宅に近いものとすべく、施設におけるケアのあり方を見直していくことも必要であるとされた。具体的には、(a) 在宅における365日・24時間の安心の提供（切れ目のない在宅サービスの提供、小規模・多機能サービス拠点）、(b) 新しい「住まい」（自宅、施設以外の多様な「住まい方」の実現）、(c) 高齢者の在宅生活を支える施設の新たな役割（施設機能の地域展開、ユニットケアの普及、施設機能の再整理）、(d) 地域包括ケアシステムの確立を挙げ、そのあり方を検討し、求められる施策を提示している。

(2) 社会保障審議会介護保険部会

高齢者介護研究会報告書による施策提言とともに、社会保障審議会介護保険部会（以下、本論文においては、「介護保険部会」とする。）は、平成15（2003）年5月以来、16回にわたって審議を行い、平成16（2004）年7月30日、「介護保険制度の見直しに関する意見」（以下、本論文においては「平成16年見直し意見書」とする。）を公表した¹⁵⁷。介護保険部会は、見直しにおける基本的視点として、①制度の「持続可能性」、②「明るく活力ある超高齢社会」の構築、③社会保障の総合化を挙げた。生活の継続性に関する点では、③の社会保障の総合化の中で、国民一人一人の視点に立って、介護を含む様々なニーズに対応したサービスが、生活の場である「地域」において提供されるようにする

¹⁵⁷ 社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」（平成16年7月30日）<<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku-0000100000000000000.html>>（2013.02.28参照）。

必要があるとし、生涯を通じて、包括的かつ継続的に安心できるシステムを確立」する
ことが重要であるとする¹⁵⁸。

また、介護保険制度は、基本理念として「自立支援」（高齢者が自らの意思に基づき、
自らの有する能力を最大限活かし、自立した質の高い生活を送ることができるよう支援
すること）を挙げ、その実現のために、①サービスの改革、②在宅ケアの推進、③地
方分権の推進を主な政策目標として掲げている。介護保険部会は、こうした基本理念や
政策目標に照らした制度の施行状況を検討し、基本理念を徹底する観点から今後取り組
むべき課題を挙げている。

平成 16 年見直し意見書においては、将来展望として平成 27（2015）年の高齢者像を
想定し、ベビーブーム世代が高齢者となることにより高齢化が「最後の急な上り坂」と
なり、独居高齢者世帯の増加、都市の高齢化、高齢者が家族外による介護に期待するニ
ーズの増加、認知症高齢者数の増加を挙げ、さらに、高齢者の権利擁護が重要な課題に
なる点を挙げる。こうした将来展望を踏まえ、身近な生活圏域において、高齢者の生活
の継続性が確保されるようなサービス体制の整備を目指すことが今後の課題になるとし
ている¹⁵⁹。そこで、地域の特性に応じた多様で柔軟な形態のサービス提供が可能となる
ようなサービス体系の確立が求められるとし、地域密着型サービスを提唱している。また、
認知症高齢者の増加を踏まえ、虐待の防止や権利擁護のためのシステムを確立して
いくことも重要な課題であるとし、新たに設ける地域包括支援センターも活用しつつ、
成年後見の利用支援、社会福祉協議会が実施している地域福祉権利擁護事業の在り方な
ども含めた、地域における権利擁護のための支援体制を強化する必要があるとした¹⁶⁰。

（3）平成 17（2005）年改正法における地域密着型サービスの内容

平成 16 年見直し意見書を受け、平成 17（2005）年改正法は、地域密着型サービスを
創設した。改正時における地域密着型サービスには、介護給付として、小規模多機能型
居宅介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、
地域密着型特定施設入居者生活支援、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護があ
った。予防給付は、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型通所介護、

¹⁵⁸ 社会保障審議会介護保険部会・前掲意見書註（158）4 頁。

¹⁵⁹ 社会保障審議会介護保険部会・前掲意見書註（158）42 頁。

¹⁶⁰ 社会保障審議会介護保険部会・前掲意見書註（158）50 頁。

介護予防認知症対応型共同生活介護である¹⁶¹。

第2款 地域密着型サービスとサービスの継続的・安定的提供能力

新たに創設された地域密着型サービスについては、介護保険事業者の指定の可否に関して、介護事業者に介護サービスを継続的・安定的に提供する能力が必要であるかどうかが争点となった裁判例がある¹⁶²。以下においては、この事例における事案と判旨の内容を検討し、裁判規範として高齢期の生活継続性がどのように理解されているのかを検討する。

第1項 事案の概要

介護保険事業を行う株式会社 X（原告）は、世田谷区（被告：Y）の区長に対し、事業所の所在地を世田谷区内とし、事業の種類を夜間対応型訪問介護とする事業の指定の申請（介保法 42 条の 2 第 1 項本文）をした。申請時の提出書類における X の事業所の従業員体制は、管理者、面接相談員、オペレーターおよび訪問介護員として 3 名が交代で勤務するものであった。事業計画書における利用者推定数は 10 人（世田谷区以外は 0 人）である。収支計算書においては、利用者 1 人当たりの月平均利用額は 10 万円であり、一月当たりの人件費は 20 万円とされ、事業所の賃借料は無料とされていた。

世田谷区長は、東京都内の最低賃金を下回る金額で人件費を計上し、事業所の賃借料が未計上であること等から、X の事業計画では、夜間対応型訪問介護サービスを継続的かつ安定的に提供することが困難であり、介護保険法 78 条の 2 第 4 項 3 号（以下、本論文では、「本号」とする。）に該当するとして、事業の指定をしない旨の処分をした。

そこで、X は、本号に該当する事由はないなどと主張し、本件処分の取消しを求める訴えを提起した。

¹⁶¹ 加藤智章＝菊池馨実＝倉田聰＝前田雅子『社会保障法＜第 5 版＞』（有斐閣、2013 年）297 頁、厚生労働省老健局「平成 23 年介護保険法改正について（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律）<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/gaiyo/dl/k2012.pdf>（2013.10.15 参照）。

¹⁶² 東京地判・前掲註（31）52 頁。西森・前掲論文註（31）46 頁。

第2項 争点

本件における争点は、1.介護保険法 78 条の 2 第 4 項 3 号に該当する事由の有無、および、2.本件処分の信義則違反の有無などである。この 2 つの争点に関し、本判決は以下のように判示し、X の請求を全部棄却した。

第3項 判旨

(1) 本号に該当する事由があるか（争点 1）

①本号の趣旨等

(a) 介護保険制度の目的（介保法 1 条）および基本原則（同 2 条 4 項、同 3 項）からは、「地域密着型サービスについては、その具体的な内容や想定されている利用者（介保法 8 条 14 項～20 項参照）に照らすと、「介護保険制度の目的を達成するためには、地域密着型サービス事業者が、その利用者に対し、必要なサービスを継続的かつ安定的に提供し続けることが必要不可欠であるものというべきである。」

(b) 介護保険法が、介護保険「法 42 条 1 項本文の指定をしてはならない場合として、申請者が基準省令所定の『基準に従っていないとき』ではなく、上記の『基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められるとき』を掲げ（介保法 78 条の 2 第 4 項 3 号）、「また、指定地域密着型サービス事業者が上記の『基準に従うことができなくなったとき』ではなく、上記の『基準に従って適正な地域密着型サービスの事業の運営をすることができなくなったとき』を上記の指定の取消事由とし（介保法 78 条の 10 第 5 号）」「さらに、上記の指定について、6 年ごとにその更新を受けなければ失効するものとした上で、その更新をしてはならない場合として、指定地域密着型サービス事業者が上記の『基準に従っていないとき』ではなく、上記の『基準に従って適正な地域密着型サービスの事業の運営をすることができないと認められるとき』を掲げている（介保法 78 条の 12 において準用される同 70 条の 2、施行令 35 条の 5）のは、」(a)で述べた「地域密着型サービスの特質等を踏まえて、単に基準省令所定の基準に従っているだけではなく、必要なサービスを継続的かつ安定的に提供する能力があるものと認められる事業者に対してのみ、『適正な地域密着型サービスの事業の運営』をすることができるものとして指定地域密着型サービスの事業を行うことを許すこととしたものであるというべきである」。すなわち、本号は、「地域密着型サービスを継続的かつ安定的に提供する能力があると認められる申請者についてでなければ介保法 42 条

1 項本文の指定をしてはならないことをその趣旨に含む規定であると解すべきである。」

②本号に該当する事由の有無

(a) 収支計算書の事業収支の合理性

「利用者 1 人当たりの月平均利用額を 10 万円とする収支計算書には、合理性が認め難い」。仮に利用者数を 10 人とした場合であっても、「収支報告書に示されている 1 月の入件費（20 万円）の額にも満たない」。X は「世田谷区において『高齢者専用賃貸住宅の入居者にサービスを提供しており、夜間対応型訪問介護の利用者を集約的に抱えている』状況に」はない。X は、従業者 2 名は X 代表者の親族かつ X の出資者であり、X 関連会社から報酬を得て X に派遣されるため入件費を計上せず、事業所の賃借費は法人 X（賃借人）の会計に計上したと主張するが、そもそも「X と特別の関係のある者を用い、その入件費を実質的に X の関連会社に負担させるのでなければ、本件事業所における事業の収支をいわゆる黒字にすることができないこと自体、本件事業所における事業の不安定さを示すもの」である。「賃借費を本件事業所の支出として計上しなければなければならないことは、基準省令 39 条の規定」から明らかである。したがって、「収支計算書における事業収支については、合理性が認め難い」。

(b) 事業所の従業者の勤務体制

従業者の勤務体制は、「定期巡回サービスと同時に随時訪問サービスを提供することができる勤務の体制がとられているものとはいい難い」。夜間対応型訪問介護サービス事業者は、「定期巡回サービス、オペレーションセンターサービスおよび随時訪問サービスを常に一括して提供すべきことが要請されていることは明らかというべきである」（定期巡回サービスの訪問介護員等の最低必要員数が不確定なのは（基準省令 6 条 1 項 2 号）、「定期巡回サービスにおいては、その性質上、交通事情、訪問頻度等によって、適切なサービスを提供するために最低限必要となる員数が異なり得るためである」）。従って、事業所における従業者の勤務体制は「基準省令 31 条 1 項および 2 項の規定に適合しない」。

③まとめ

X は、「本件申請に係る地域密着型サービス（夜間対応型訪問介護）を継続的かつ安定的に提供することが困難であるといわざるを得ない（また、基準省令所定の指定地域密着型サービスの事業の運営に関する基準にも従っていないものといわざるを得ない）から、」本号に該当する。

(2) 本件処分が信義則に違反するか等（争点2）

（1）で述べたことやXの提出書類に収支計算書が含まれていることから、「本件申請に際しても、Yが、Xに対し、施行規則131条の3第1項14号に基づいて収支計算書の提出を求めた」のは明らかである。

申請に対する不指定は、「行政手続法所定の不利益処分ではない（同法2条4号ロ）から、「同法13条が適用され」ない。「本件申請の実質的要件の問題について、世田谷区長が、Xに対し、基準省令の定めるところに適合するように修正することを求める上でなければ本件処分をすることができない旨を定めた規定はなく、「修正を求めるべき信義則上の義務を負うものと解すべき法令上の根拠ないし事情は」ない。

第4項 検討

本件は、株式会社Xが、指定基準に該当しないとして地域密着型サービス事業（夜間対応型訪問介護）の不指定処分を受けたことから、その処分の取消しを求めた事案である。介護保険事業者の不指定処分が争われた事例¹⁶³のうち、指定基準に該当するかどうかが争点となったのは、本件と同様に地域密着型サービス事業者の指定が問題となった事例¹⁶⁴に続き、本件が2例目である。本判決は、前記の事例とは異なり、指定地域密着型介護事業者にはサービスを継続的かつ安定的に提供する能力が必要であるとしている点が特徴である。これは、介護事業者に対する事前規制のあり方に関して示唆に富むとともに、介護事業が継続的かつ安定的に提供される必要があることを判示した点で、介護の提供のあり方および介護事業者のあり方にも影響が生じる可能性があると思われる。そこで以下では、この点を判示した判旨（1）を中心に検討する。

（1）指定地域密着型サービス事業者の指定要件

指定地域密着型サービス事業者の指定は市町村長が行い（介保法78条の2第1項）¹⁶⁵、本件に適用される平成23年改正前の指定欠格事項には、申請者が、（a）法人でない

¹⁶³ 高松高判平成19年11月29日裁判所HP<<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20080703193936.pdf>>（2013.10.25参照）、福井地判平成20年12月24日判例地方自治324号56頁、名古屋高金沢支判平成21年7月15日裁判所HP<<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20100202085742.pdf>>（2013.10.25参照）。

¹⁶⁴ 水戸地判平成24年5月18日LEX/DB文献番号25482653。

¹⁶⁵ 特別区にあっては、区長（介保法15条2項、同施行規則17条の6第3号）。以後、特記ない限り同様とする。

とき（同第4項1号）、(b) 事業所の従業者の知識・技能・人員が厚生労働省令の基準を満たしていないとき（同2号）、(c) 事業の設備・運営に関する基準に従って適正な事業の運営をすることができないと認められるとき（同3号、介保法78条の4第2項、第5項）等があった¹⁶⁶。本件の問題点は、(c) の適正な事業の運営をすることの要件に、必要なサービスを継続的かつ安定的に提供する能力が含まれるか否かである。

本号の趣旨および該当性が争点となった先行の裁判例¹⁶⁷は、市町村による介護保険事業者の指定行為の法的性質を確認行為であるとし¹⁶⁸、「設備、人員基準等を満たしている

¹⁶⁶ 現行法においては、(a) (b) (c) の要件は、厚生労働省令の基準を前提に、市町村条例で定める（介保法78条の4）。市町村条例で定めるとした改正は、地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）による。この改正により、市町村の自主的な判断がある程度は可能になったとはいえるが、厚生労働省令の基準を前提としていることから、事業者の最低基準の保障はおおむね国により統制が保たれている（原田啓一郎「サービス保障法制とナショナルミニマム」社会保障法学会編『新・講座 社会保障法第3巻』（法律文化社、2012年）103頁）。

¹⁶⁷ 水戸地判・前掲註（165）。この事件では、本件の原告と同じ株式会社T（X：Tは本件原告と同じ）が、水戸市において指定地域密着型サービスのうち、夜間対応型訪問介護を行うために事業所の指定申請をしたのに対し、水戸市（Y）が、指定申請は法78条の2第4項3号に該当するとして不指定とした。そのため、Xが、主位的に夜間対応型訪問介護事業者としての地位を有することの確認を求め、予備的に夜間対応型訪問介護の指定および10万円の支払いを請求した。

Yの不指定理由は、(a) Xが地域住民への夜間の介護にきめ細かく応じる事業態様ではないこと、(b) 特定の高齢者専用賃貸住宅に対象者を囲い込んで不透明な形で介護し介護料を請求する形態となるおそれがあること、(c) 申請書添付書類の信憑性が疑わしいこと、(d) 申請手続を行っている者が窓口および電話で大声による威嚇的行為、高圧的な態度、不適切な言動等不誠実な態度であること等から総合的に勘案し、Xによる要介護保険者に対する十分なサービスが提供されない可能性が強く想定されるため、適正な地域密着型サービス事業の運営ができないことであった。

判決は、本文中にある基準を述べた上で、Xの指定申請が基準に適合しておらず、「これを法78条の2第4項3号に該当するとして却下したYの判断は、事実誤認があるとか判断過程が著しく不合理である」とはいえず、「裁量権の濫用又は逸脱がある」とはいえないとして請求を全部棄却した。

¹⁶⁸ 介護事業者の指定の法定性質については、(a) 健康保険法における保健医療機関の指定と同様に公法上の準委任契約とする見解（本沢巳代子『公的介護保険』（日本評論社、1996年）168頁）、増田幸弘「介護提供体制の組織と構造—サービスの質を保障する視点から」日本社会保障法学会編『講座社会保障法第4巻』（法律文化社、2001年）194頁）、および(b) 確認行為とする見解（前田雅子「介護保険請求権についての考察」賃社1245号（1999年）24頁、菊池馨実『社会保障の法理念』（有斐閣、2000年）207頁註83）、大沢光「介護保険法における指定制度の法的意味」室井力先生古稀記念『公共性の法構造』（勁草書房、2004年）599頁、西村健一郎『社会保障法』（有斐閣、2003年）310頁がある。

この点、水戸地判・前掲註（165）は、「指定行為の法的性質は、その提供するサー

場合には、一応、提供するサービスが介護保険法が予定する質を備えていると推定される」とした。その上で、本号の「『適正』とは規範的概念であってその判断には一定の幅があり得る」ことから、「同法は、設備・人員基準等を満たす場合であっても、本件基準に従った適正な地域密着型サービスの運営が行われるか否かを判断するに当たって市町村に一定の裁量を認めて」おり、「市町村の判断において、事実誤認があるとか判断の過程が著しく合理性を欠き、裁量権の濫用ないし逸脱（行政事件訴訟法30条参照）があると認められる場合に初めて、当該処分は違法になる」とした。

これに対して、本判決は、市町村の裁量権やその範囲には直接触れず、本号の要件の解釈を中心とし、本号は、介護保険事業者に継続的かつ安定的に提供する能力が必要であることを趣旨に含む規定であるとした。前記の裁判例が、本号の「適正」の概念について「規範的概念であってその判断には一定の幅があり得る」として概念の内容に触れていないのに対し、本判決は、「適正」概念の意味に関する判断をしている。ただし、「趣旨に含む規定」とした点は、前記の裁判例と同様に、「適正」の概念が明確ではないことを前提に、サービスの継続的・安定的提供能力が「適正」の一つの要素となるとしたものといえよう。

本判決の判断枠組みは、介護保険制度の目的および地域密着型サービスの特質から継続的かつ安定的なサービス提供の必要性を示し、介護保険事業者の指定・更新・取消の規定から事業者の継続的かつ安定的なサービス提供能力の必要性を導くものである。そこで以下においては、その判断枠組みに沿って検討する。

(2) 地域密着型サービスの特質と継続的・安定的サービス提供

判旨(1)①(a)は、「地域密着型サービスについては、その具体的な内容や想定されている利用者（介保法8条14項～20項参照）に照らすと、」介護保険制度の「目的を達成するためには、地域密着型サービス事業者が、その利用者に対し、必要なサービスを継続的かつ安定的に提供し続けることが必要不可欠である」とした。

地域密着型サービスが制度化された趣旨は、認知症高齢者や独居高齢者の増加を受け、これらの高齢者が、出来る限り住み慣れた地域において「生活の継続性」が確保できる

ビスが介護保険法の保険給付の対象としてふさわしいものであることの確認行為と解され」と判示した。

ようなサービス体制の整備を図ることにある¹⁶⁹。地域密着型サービスの類型のうち、夜間対応型訪問介護は、居宅要介護者を対象に、夜間において、定期的な巡回又は通報により利用者の居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話をし（法8条15項）、独居の要介護者の夜間の生活を支えようとするものである¹⁷⁰。夜間に安心して生活できる体制を構築するため、夜間対応型訪問介護には、定期巡回サービス、オペレーションセンターサービス、随時訪問サービスがある（介保法施行規則5条1項）。

上記の地域密着型サービスの趣旨からすれば、サービスの内容には、高齢者が要介護状態になったとしても、その地域、住居での生活を継続できるようにすることが求められる。また、夜間対応型訪問介護が、夜間における排泄、食事等の日常生活上の世話あることからすれば、利用者に対する介護支援が突然打ち切られる事態が生じることは、要介護者の生活の継続性が確保できないことに繋がりかねない。介護保険法は、要介護者の有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようすることを目的としており（介保法1条）、要介護者が、住み慣れた地域において能力に応じた生活を継続するためには、地域密着型サービスによる支援が安定的かつ継続的になされる必要性がある。そうしたことから、本判決は、「地域密着型サービス事業者が、その利用者に対し、必要なサービスを継続的かつ安定的に提供し続けることが必要不可欠である」と判示したものと解せられる。

したがって、判旨(1)①(a)は、妥当であると考える。

(3) 事業者の指定、更新、取消事由と継続的かつ安定的提供能力

判旨(1)①(b)は、指定欠格事由、更新不可事由、指定取消事由に、いずれも適正な事業運営の規定があるのは、サービスを継続的・安定的に提供する能力のある事業者に対してのみ適正な事業運営をなしうるとして事業を許すこととしたためであるとした。指定

¹⁶⁹ 社会保障審議会介護保険部会・前掲意見書註（158）42頁、第16回社会保障審議会議事録（老健局総務課長発言）厚生労働省HP<<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/02/txt/s0209-1.txt>>（2013.10.24参照）、同資料2-1「介護制度改革関連法案の概要等」厚生労働省HP<<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/02/s0209-8f.html>>（2013.10.24参照）、厚生労働省「介護保険制度改革の概要－介護保険法改正と介護報酬改定」厚生労働省HP<<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/topics/0603/dl/data.pdf>>（2013.10.15参照）14頁、和田勝＝唐澤剛『介護保険の手引－平成19年版－』（ぎょうせい、2007年）72頁。

¹⁷⁰ 山崎史郎＝浦野正男＝本間郁子＝宮武剛「座談会 介護保険制度改革のポイントとこれからの中介サービス」月刊福祉88巻13号（2005年）16頁。

更新においては、サービスの質の確保向上のため、事後規制ルール強化の観点から、平成17（2005）年改正により指定に有効期間が設けられた（介保法78条の12、70条の2）¹⁷¹。但し、更新基準に該当するかどうかが争点となった裁判例は見あたらない。

他方、事後規制である指定取消に関する判例においては、介護保険事業者の継続性・安定性というよりもむしろ、利用者のサービス利用の継続性・安定性の確保の要請から¹⁷²、基準違反+マイナス事由（悪質性）がある場合に限り取り消すとし、適正な事業運営をなしえない場合を悪質なときに限定する¹⁷³。これに対し、事前規制である指定に関する本判決は、利用者の生活継続性の確保から介護保険事業者の継続性・安定性を考慮し、基準具備+プラス事由（継続的・安定的提供能力）がなければ指定しないとして、より良質な事業運営を要求する。すなわち、継続性・安定性の考慮が、指定取消の場合には取り消しをしない方向で作用し、他方、指定の場合には指定をしない方向で作用している。そのため、継続性・安定性の考慮は、指定取消と指定とでは逆の結果となる。したがって、条文の文言は同一であっても、「指定」と「指定取消」の適正な事業の運営は同様には解し難い。指定と指定取消は、質の確保の点で同様な機能を果たしうるといえるが¹⁷⁴、両者は基本的に別個の制度である¹⁷⁵。このことは、地域密着型サービスにおいても異なるものであろう。

したがって、判旨(1)①(b)が、指定および指定取消に、いずれも適正な事業運営の規定

¹⁷¹ 社会保障審議会介護保険部会・前掲意見書註（158）20頁。第16回社会保障審議会議事録・前掲註（170）では、「介護保険は規制の緩い形でスタートしていますが、指定の更新制の導入、欠格要件の見直し等を行っていきたいと考えています。」とある。他に、和田勝編著『介護保険制度の政策過程』（東洋経済新聞社、2007年）131頁、久塚純一「介護保険をめぐる基本課題—制度創設からの軌跡を手掛かりに」日本社会保障法学会編『新・講座 社会保障法第2巻』（法律文化社、2012年）259頁。

¹⁷² 最一小判平23年7月14判時2129号31頁。介護報酬・加算金の返還が争われた事件における宮川判事の補足意見である。評釈として、岩村正彦「判研」季刊社会保障研究48巻1号（2012年）97頁、田中孝男「判批」新・判例解説watch10号（2012年）43頁、川久保寛「判研」北法63巻4号（2012年）112頁。

¹⁷³ 東京高判平成23年6月16日LEX/DB25444095。本判決は、運営基準違反のみならず、基準に従った適正な事業運営を「期待しえない事情」が生じた場合に取消しうるとする。

¹⁷⁴ 増田・前掲論文註（169）194頁は、指定制度は、サービス供給主体の多元化とサービスの質の確保との両立を図るための公的規制とする。また、片桐由喜「介護・生活支援の保護の実施体制」日本社会保障法学会編『新・講座 社会保障法第2巻』（法律文化社、2012年）290頁は、事前規制強化により介護保険事業の適正確保の方式が「事後規制中心から、事前規制との協働型へと変容している」とする。

¹⁷⁵ 加藤=菊池=倉田=前田・前掲書註（162）278頁（前田執筆）。

があるのは、継続的かつ安定的提供能力のある事業者に対してのみ事業を許すとしたためであるとする点には疑問がある。

(4) 指定における「適正」な事業運営

それでは、本号の「適正」の趣旨をどう解釈すべきであろうか¹⁷⁶。この点、保険医療機関の指定拒否事由である「著しく不適当」（健保法 65 条 3 項 6 号、平成 10 年改正前は 43 条の 3 第 2 項）の解釈は、主に医療計画に基づく病院開設中止等の勧告（平成 18 年改正前の医療法 30 条の 7）不服従の事例で問題となってきた¹⁷⁷。判例は、医療保険の運営の効率化の観点から著しく不適当な事由も含まれるとし、良質かつ適切な医療を効率的に提供する観点からされた勧告への不服従はこれに当たるとしている¹⁷⁸。

保険医療機関と介護事業者の指定は、サービスの質の確保を図る点で制度趣旨を同じくする。そのため、質の確保の観点から著しく不適当である場合、適正な事業運営とはいえない解せよう。したがって、本号の「適正」は質の確保の観点から著しく不適当な場合を制限する趣旨であると考えることができる。

サービスの質の確保の観点に関しては、いわゆる社会的弱者にサービスを提供する社会福祉では、他の分野以上にサービスの安定的・継続的・計画的提供の視点が重要であるとされる¹⁷⁹。また、介護保険事業への参入に関し、医療においては、保険医療機関の指定の他に医療法による開業許可等の規制があるのに対し、介護においては、指定のみで介護保険事業者の質をも判断する。そのため、上記の視点は指定の段階から要請されよう。したがって、適正な事業運営には、介護保険事業者が継続的かつ安定的提供能力を著しく欠いていないことが含まれると解しうる。

以上のことから、事業者の継続的かつ安定的提供能力を必要とした本判決の結論は妥当であると考える。ただし、介護保険事業者には零細事業者も多く、事業開始後、一定

¹⁷⁶ この点に関し、国会審議において議論された形跡はない（第 140 回国会衆議院厚生委員会会議録 3 号<http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk_list.cgi?SESSION=17452&SAVED_RID=1&PAGE=0&TOTAL=0&DTOTAL=36&POS=0&DMY=19980>（2013.12.14））、大沢・前掲論文註（169）619 頁註 5。

¹⁷⁷ 勧告に対する不服従に関しては、平成 10 年の健康保険法改正により、全部又は一部の指定を拒否しうるものとされ、立法的解決がなされた（健保法 65 条 4 項）。

¹⁷⁸ 最一小判平成 17 年 9 月 8 日判時 1920 号 29 頁。

¹⁷⁹ 伊奈川・前掲論文註（155）38 頁。

数の利用者を確保しうるまでの事業の採算性の問題も指摘されている¹⁸⁰。そのため、介護保険事業者の継続的かつ安定的な提供能力を厳格に要求することはが、過度の参入障壁となるおそれがあることには留意が必要であろう。

(6) 本判決の射程

本判決は、判旨(1)①(a)(b)とともに地域密着型サービスの具体的な内容・利用者、特質などを指摘しつつ規範定立をした。そのため、本判決は、地域密着型サービス事業者の指定の場合には継続的かつ安定的なサービス提供能力が必要であると判示したものであり、その射程は地域密着型サービスの事例に限定されると考えられる。ただし、事業者規制のあり方は介護事業をはじめサービス供給主体全体に及ぶ問題である¹⁸¹。なかでも、貧困ビジネスなど、介護保険事業者が利用者を集約的に抱えようとする、いわゆる「囲い込み」に対する規制のあり方は課題になると思われる¹⁸²。

第3款 考察

平成17（2005）年の改正介護保険法は、認知症高齢者の増加および独居高齢者の増加を背景としつつ、住み慣れた地域における要介護高齢者の生活の継続性を確保することを目的として、地域密着型サービスを導入した。また、前記の裁判例は、地域密着型サービスが特質などから、サービスが継続的かつ安定的に提供される必要があるとした。このことは、高齢期の生活の継続性が、法的にも重視される概念となつたと言うことができよう。さらに、前記の裁判例は、地域密着型サービスを提供する介護保険事業者に

¹⁸⁰ 24時間対応型に関する調査ではあるが、世田谷区「平成23年度世田谷区24時間対応の定期巡回・臨時対応サービス（モデル事業）検討報告書」<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/gaiyo/dl/20120703-setagaya.pdf>（2013.10.14）72頁。

¹⁸¹ 事業者規制やサービス供給主体論に関しては、倉田聰「医療・福祉分野におけるサービス供給主体論」日本社会保障法学会『社会保障法』第14号（1999年）55頁、豊島明子「福祉行政における供給体制論」室井古稀『公共性の法構造』（勁草書房、2004年）577頁、原田・前掲論文註（167）87頁、菊池馨実『社会保障法制の将来構想』（有斐閣、2011年）301頁、片桐・前掲論文註（175）283頁など。

¹⁸² 介護利用者の「囲い込み」については、二木立『介護保険制度の総合的研究』（勁草書房、2007年）153頁。

は、サービスを継続的かつ安定的に提供する能力が必要であり、そうした能力があると認められる申請者でなければ、介護保険事業者の指定をしてはならないとした。このことは、介護を提供する側である事業者においても、生活の継続性を確保することができるような体制が必要であることを判示したものである。

上記の改正および裁判例は、介護事業のうち、地域密着型サービスに限定したものではある。しかしながら、そもそも継続的な提供が前提とされるように思われる介護において、生活の継続性の確保および確保することができる介護保険事業者の能力の必要性が判示されたことは、高齢者に対する支援において生活の継続性が重要であるとされたことに加え、法的にも重視される概念となつたことを示していると言うことができよう。

それでは、介護保険法と同様に、認知症高齢者に対する支援を内容とする成年後見制度においては、高齢期の生活継続性を確保する必要があるのだろうか。次節では、成年後見支援における生活の継続性確保の必要性の有無について検討する。

第2節 成年後見制度における継続性確保の問題

第1款 成年後見事務の特質－支援の継続性

成年後見人等の職務である成年後見事務は、財産管理と身上監護である。前記の裁判例においては、要保護者の生活の継続性を確保する地域密着型サービスの特質などから、サービスの継続的・安定的提供の必要性が判示されていた。これに対し、成年後見事務の特質に関しては、これまで明確な議論はなされていないように思われる。成年後見事務に関しては、委任の規定、特に、受任者の義務および委任終了の際の特別措置に関する規定が準用されている（民法869条、同874条、同876条の5、同876条の10）。また、任意後見契約は、委任契約の特別類型である（任意後見法2条1号）。ただし、これらの準用は、主に、成年後見人等が他人である被成年後見人等の事務を処理する関係にあることから、同様に他人の事務を処理する関係にある委任を準用したものである。そのため、成年後見事務の特質であるとまでは言い難い。そこで、以下においては、財産管理および身上監護の具体的な内容を概観し、その内容を前提に成年後見事務が有する特質について検討する。その結果、成年後見事務の特質として、法的生活支援および支援の継続性の二つ導くことができると考えることができよう。以下において、その内容を詳述する。

第1項 成年後見人等の権限と責任

法定後見制度における成年後見人等の権限の範囲は、高齢者本人の判断能力の低下の程度により異なる。権限の範囲が最も広いのは成年後見であり、以下、保佐、補助へと権限の範囲は縮小する。成年後見人は、包括的代理権と取消権を有する。すなわち、成年後見人は、成年被後見人の財産を管理し、その財産に関する法律行為について成年被後見人を代理する（民法859条）とともに、成年被後見人の法律行為を原則として取り消すことができる（同法9条）。

保佐人は、重要な財産上の行為について、同意権（同法13条1項）と取消権（同法4項）を有する。重要な財産上の行為とは、①元本を領収し、または利用すること（同法13条1項1号）、②借財または保証をすること（同項2号）、③不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること（同項3号）、④訴訟行為をすること

(同項 4 号)、⑤贈与、和解または仲裁合意をすること（同項 5 号）、⑥相続の承認若しくは放棄または遺産の分割をすること（同項 6 号）、⑦贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、または負担付遺贈を承認すること（同項 7 号）、⑧新築、改築、増築または大修繕をすること（同項 8 号）、⑨第 602 条に定める期間を超える賃貸借をすることである（同項 9 号）。その他、審判により特定の法律行為について代理権を付与された場合には、その代理権の範囲内で被保佐人を代理する（民法 876 条の 4 第 1 項）。

補助人は、上記の重要な財産上の行為の一部について、同意権と取消権を有する（同法 17 条 1 項、4 項）。また、特定の法律行為につき代理権付与の審判がなされた場合には、その範囲内で代理権を有する（同法 876 条の 9 第 1 項）¹⁸³。

これに対し、任意後見人は、任意後見契約で定められた委任事項について代理権を有する。ただし、任意後見人には取消権が認められていない¹⁸⁴。

第 2 項 成年後見事務の内容

上述の権限を基礎として、成年後見人等に課せられている職務は、財産管理と身上監護の 2 つである。以下においては、それぞれの意義および趣旨ならびに具体的な内容を述べる。

第 1 目 財産管理

(1) 意義および趣旨

財産管理（民法 859 条 1 項）とは、財産の保存・維持および財産の性質を変更しない利用・改良を目的とする行為ならびに処分行為をいうとされる¹⁸⁵。本条は、未成年後見人、成年後見人の両者に関する規定である。これに対し、保佐人、補助人の財産管理権に関する明文規定はない。しかしながら、保佐人または補助人は、特定の法律行為に対する代理権付与の効果として、当該代理権に付随する部分的な財産管理権を有すると解されている¹⁸⁶。また、任意後見契約における代理権授与の対象となる法律行為には財産

¹⁸³ 西森＝安藤・前掲論文註（25）61 頁。

¹⁸⁴ 新井＝赤沼・大貫編・前掲書註（15）179 頁。

¹⁸⁵ 小林＝大門編・前掲書註（15）139 頁。

¹⁸⁶ 小林＝大門編・前掲書註（15）140 頁。

管理に関する法律行為が含まれることから、任意後見人は財産管理権を有する¹⁸⁷。

財産管理が成年後見事務とされた趣旨は、成年被後見人は自ら自己の財産を管理するのに十分な判断能力を有しておらず、成年被後見人が財産を管理することは危険であるため、成年被後見人の保護のために成年後見人に成年被後見人の財産を管理する権限を与えることにある¹⁸⁸。

禁治産・準禁治産制度においては、禁治産者の後見人のみが財産管理権を有するものとされていた（旧法 859 条 1 項）。保佐人は代理権が認められていなかったことから、財産管理権を有していなかった。これに対し、成年後見制度においては、保佐人および補助人の双方に対し、一定範囲の代理権および取消権を付与した。その上で、財産管理権の範囲が当該成年後見人の代理権・取消権の範囲に応じて定まるこことを明らかにする趣旨として、成年後見人は、その権限の範囲に応じて本人の財産を管理する権限を有するものとされている（民 859 条 1 項）¹⁸⁹。

(2) 財産管理権の具体的内容

成年後見人等の財産管理権の内容は、上述の代理権の範囲の広狭によって異なる。ここでは、最も権限の範囲の広い成年後見人について述べる。成年後見人の財産管理事務の対象は、原則として、成年被後見人が有する財産の全てに及ぶ。現に成年被後見人が有している財産の全部に及ぶとともに、成年被後見人が将来取得する財産的利益も対象となる。成年後見人は、財産管理の目的の範囲内において処分行為をすることができる。成年被後見人の財産を管理することは、成年後見人の権利であると同時に義務でもあるとされている¹⁹⁰。ただし、複数の成年後見人が選任された場合には、家庭裁判所は、事務を分掌して権限行使すべき事を定めることができる（民法 859 条の 2 第 1 項）。そのため、事務を分掌した場合、財産管理の事務を分掌されなかつた成年後見人は財産管理権限を有するとは限らない。また、財産管理においては、成年後見人には善管注意義務がある（同法 869 条、同法 644 条）。善管注意義務を怠り、成年被後見人に損害を与えた場合は、成年後見人は成年被後見人に対して損害賠償責任を負う（同法 415 条）¹⁹¹。

¹⁸⁷ 小林=大門編・前掲書註（15）229 頁。

¹⁸⁸ 於保=中川編・前掲書註（15）407 頁。

¹⁸⁹ 法務省民事局参事官室・前掲書註（49）39 頁。

¹⁹⁰ 於保=中川編・前掲書註（15）408 頁。

¹⁹¹ 於保=中川編・前掲書註（15）408 頁。

財産管理の具体的な内容には、家屋の修理、賃貸、建物の増築、現金、証券、および預貯金通帳等の保管がある。また、成年後見人は、本人の生活や療養等のために必要な支払いをし、本人所有不動産の管理をする¹⁹²。成年後見人は、成年後見等の開始とともに成年被後見人の預金の管理をする。そのことから、金融機関は、成年後見人に対して成年後見等の開始の届出を求めている¹⁹³。その上で、成年後見人は本人に必要な支払いを行う。ただし、成年後見人が成年被後見人の財産を他に贈与すること、および施設に対して寄付をすることは、成年後見の目的からみて不要なことであるため、原則として認められないとされている¹⁹⁴。また、冠婚葬祭における社交儀礼上の支出および医師または施設職員に対する謝礼も贈与ではあるが、これは、社交儀礼として社会常識的な範囲であれば認められるとされている¹⁹⁵。

成年後見人の財産管理権には法律上一定の制限がある。重要なものは以下の 2 つである。第 1 に、被成年後見人等の住居となっている建物または敷地の売却、賃貸、および賃貸借の解除、または抵当権の設定その他これに準ずる処分をするには、家庭裁判所の許可が必要である（同法 859 条の 3、同 876 条の 5 第 2 項、同 876 条の 8 第 2 項）。家庭裁判所の許可を得ずになされた処分行為は無効であると解されている¹⁹⁶。第 2 に、成年後見人等と被成年後見人等との間に利益相反関係がある場合には、家庭裁判所による特別代理人の選任が必要である（同法 860 条、同 826 条、同 876 条の 2 第 2 項、同 876 条の 7 第 3 項）。ただし、成年後見監督人がいる場合には、成年後見監督人が成年被後見人を代理する（同法 860 条但し書）¹⁹⁷。

第 2 目 身上監護

（1）意義と趣旨

身上監護とは、生活の維持や医療、介護等身の保護に関する事務であるとされ、条文においては、生活、療養看護の事務として表されている（民法 858 条）¹⁹⁸。本条は成年後見人に関する規定である。保佐人は、民法 13 条に定められた行為について同意権と

¹⁹² 新井＝赤沼＝大貫編・前掲書註（15）90 頁。

¹⁹³ 新井＝赤沼＝大貫編・前掲書註（15）104 頁。

¹⁹⁴ 新井＝赤沼＝大貫編・前掲書註（15）105 頁。

¹⁹⁵ 新井＝赤沼＝大貫編・前掲書註（15）105 頁。

¹⁹⁶ 小林＝大門編・前掲書註（15）151 頁。

¹⁹⁷ 内田貴『民法IV親族・相続』（東京大学出版会、2002 年）286 頁。

¹⁹⁸ 新井＝赤沼＝大貫編・前掲書註（15）98 頁。

取消権を有するが、同条の事項の中には、介護サービスを受けるための契約など身上監護に関する事項も含まれる¹⁹⁹。また、補助人に代理権を付与する場合には、付与の対象となる行為に制限はなく、身上監護についても代理権付与の対象となる²⁰⁰。

これに対し、禁治産・準禁治産制度においては、禁治産者の後見人は、禁治産者の資力に応じてその療養看護に努めなければならない旨規定されていた（旧法 858 条 1 項）。そのため、禁治産後見人に対してのみ、本人に対する身上監護の権限と義務を認めていようと解されていた²⁰¹。しかしながら、高齢化の進展や独居高齢者数の増加に伴い²⁰²、判断能力の低下した高齢者に対する身上面の支援が必要となっている。また、一般に、契約を中心とする法律行為のなかには、財産管理を主目的とするもののみならず、身上監護を主目的とするもの（介護契約、施設入所契約、医療契約等）も多く含まれており、財産管理を主目的とする法律行為の場合でも、なんらかの形で本人の身上に関する事項を含むのが通常である²⁰³。そこで、成年後見制度においては、自己決定の尊重および身上監護の重要性を考慮し、成年後見人は、その事務を行うに当たっては本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態および生活の状況に配慮しなければならない旨の一般的な規定が設けられた（民法 858 条）²⁰⁴。この本人意思尊重義務と身上配慮義務は、保佐人、補助人、任意後見人に関しても定められている（同法 876 条の 5 第 1 項、同 876 条の 10 第 1 項、任意後見法 6 条）。これらの義務は、身上監護の充実の観点から、成年後見人が本人の身上面について負うべき善管注意義務（同法 869 条、同 644 条）の内容を敷衍し、かつ、明確にしたものであるとされている²⁰⁵。ただし、身上監護を正面から規定した根拠条文はない。そのため、身上監護の根拠および範囲に関する議論がある。

(2) 具体的内容

民法 858 条は、一身専属的な事項を除き、本人の身体に対する強制を伴わないものであり、かつ、契約等の法律行為に関する事項である限り、身上監護に関するあらゆる事

¹⁹⁹ 新井＝赤沼＝大貫編・前掲書註（15）120 頁。

²⁰⁰ 於保＝中川編・前掲書註（15）589 頁。

²⁰¹ 於保＝中川編・前掲書註（15）589 頁。

²⁰² 西森＝安藤・前掲論文註（25）64 頁。

²⁰³ 小林＝大門編・前掲書註（15）141 頁。

²⁰⁴ 小川秀樹「新しい成年後見制度の概要」ジュリスト 1172 号（2000 年）19 頁。

²⁰⁵ 小林＝大門編・前掲書註（15）142 頁

項をその対象として含みうる規定であるとされる²⁰⁶。ここで、一身専属的な事項には、婚姻、養子縁組等の身分行為や臓器移植の同意などがある。これらの事項は、契約などの法律行為に関する事項であるため、現実の介護行為のような事実行為は含まれない。ただし、身上監護に関する事項には、法律行為に当然伴う事実行為が含まれる。

具体的な身上監護の事項は、①医療、②住居の確保、③施設の入退所、④介護・生活維持、⑤教育・リハビリの各項目に関する契約の締結・相手方の履行の監視・費用の支払い・契約の解除、⑥（右の5項目に対する法律行為に関する）異議申立て等の公法上の行為および⑦アドヴォカシーである²⁰⁷。

①医療に関する事項には、診療契約および入院契約の締結ならびに解除または健康診断の受診手配などをすることがある。また、担当医からの十分な説明を受けるなど、インフォームド・コンセントのインフォーム部分に関する対応および費用の支払いがある。

②住居の確保に関する事項には、借地借家契約、家屋の修繕請負契約などの締結と工事への立ち会い、右契約の解除、借家契約締結時の内見などがある。また、家賃および地代の支払いならびに固定資産税の支払いなどがある。成年被後見人が転居をする場合には、引っ越し業者との運送契約の締結または解除などをする。

③施設の入退所に関する事項には、入所契約の締結および解除または施設利用料の支払い、施設での待遇などについての苦情の申立てなどがある。

④介護・生活維持に関する事項は、各種の介護サービス契約の締結または解除、要介護認定およびケアプラン作成ならびにケアカンファレンスへの参加である。それらに加え、日常生活費に関する預貯金通帳およびキャッシュカードの管理ならびに現金の受け渡しなどである。

⑤教育・リハビリに関する事項は、入学契約の締結および解除ならびに授業料などの支払いまたは利用者のリハビリテーションに関わる契約に関する事務である。

⑥異議申立て等の公法上の行為には、施設入所や介護関連で触れた各種の公的な異議申立制度の利用のほか、住民登録手続、各種年金・福祉手当の受給に関する手続、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの各種手帳制度の利用手続、生活保護に関する手続

²⁰⁶ 小林=大門編・前掲書註（15）143頁。

²⁰⁷ これらの7つの事項は、立法担当者が挙げているものである。小林=大門編・前掲書註（15）143頁。上山・前掲書註（15）99頁。また、本論文で挙げる身上監護事項の内容については、その多くを上山・前掲書註（15）に依った。

および税務申告手続に関する代理または代行がある²⁰⁸。

⑦アドヴォカシー (advocacy) とは、本人の身上面に関する主張を補助すること、または本人の身上面に関する利益を代弁することとされている²⁰⁹。その内容は必ずしも一義的とは言えないものの、民法 858 条の解釈として合理的な範囲内である限り、身上配慮義務の内容に含まれるとされている²¹⁰。ただし、アドヴォカシーは、成年後見人等の職務の独立した一部分というよりも、財産管理と身上監護を含む成年後見人等の利用者に対する権利擁護活動の全体であるとする見解がある²¹¹。

また、上記の内容に加え、制度利用者の積極的な社会参加の推進という観点から、⑧就労に関する事項、⑨余暇活動などに関する事項を挙げる見解もある²¹²。さらに、成年後見人等の職務遂行にあたり一般的に求められる要素として、⑩一般的見守り活動、⑪本人の意向の確認行為、⑫具体的な職務遂行前の情報収集、および、⑬利用者の家族や行政の担当者などを含む関係当事者間の連絡調整作業などを挙げる見解がある²¹³。

第3項 成年後見事務の特質

(1) 法的生活支援

一般に、人は日常生活を送るにあたり、自らの住居を確保し（②住居の確保）、食生活を送りながら労働などにより所得を得る（⑧就労に関する事項）。労働などによる所得は金融機関に預金をするなどにより出納を管理する（④生活維持事項）。疾病などで医療を必要とする場合には医療機関に受診し、症状によっては入院をして治療を受け、医療制度を利用する（①医療事項）。加齢その他により介護サービスなどを必要とする場合には、介護認定などの手続を経て介護保険事業者のサービスを利用する（③施設の入退所、④介護）。また、診療や介護に関連してリハビリテーションを行う場合もある（⑤リハビリに関する事項）。また、これらの居住、労働、金融、医療、福祉の事項に関して行政上必要とされる手続をする（⑥異議申立て等の公法上の行為）。それに加え、教育を受け（⑤教育に関する事項）、余暇を利用して社会参加などを行う（⑨余暇活動等に関する事項）。

²⁰⁸ 上山・前掲書註（15）107 頁。

²⁰⁹ 小林=大門編・前掲書註（15）143 頁。

²¹⁰ 小林=大門編・前掲書註（15）144 頁。

²¹¹ 上山・前掲書註（15）104 頁。

²¹² 名川勝「実例からみた身上監護の枠組みと運用」実践成年後見 23 号（2007 年）33 頁。

²¹³ 上山・前掲書註（15）104 頁。

また、自らの財産の範囲内で上記の制度利用や活動に関する費用などを支払う。さらに、上記の各事項に関連して自らの利益を確保し、不利益を回避するための主張をする。

上記の各事項の利用は、いわば、衣食住を確保し、それらを相互に関連させながら機能させていくことだといえよう。こうした事項の多くは法律上、契約の形をとり、利用する際には契約を締結するための意思表示を必要とする。本人の判断能力が低下していない段階では、契約は原則として自らの判断と意思決定に基づきなされる。しかし、高齢者が加齢や疾病などを原因として認知症を伴う場合には、記憶障害や見当識障害などが生じることによって、自ら判断をし、意思決定をすることが困難になる。成年後見制度は、こうした判断や意思決定を法的に支援する意思決定支援制度である。のために、成年後見人等は成年後見事務を行うにあたって情報収集を行い（⑫具体的な職務遂行前の情報収集）、本人の意向を確認し（⑪本人の意向の確認行為）、同時に上記の事項に支障が生じていないかどうかの見守り活動（⑩一般的見守り活動）を行うことになる。そうすると、成年後見事務は、高齢者の生活の基礎となるべき衣食住の、さらには基礎となる判断と意思決定を支援するものであり、成年後見制度はそのための制度であるといえよう。身上監護事項として挙げられている各事項が、日常生活を送るために必要とされる事由にまで及んでいるのはそのためであると思われる。

また、実際に成年後見事務を遂行する個々の場面では、ほとんどの事務は、身上監護と財産管理双方の性質を帯びているものとされている²¹⁴。すなわち、①身上監護事項に関する事務には必然的に財産管理を伴い、②財産管理は身上監護に関する事項を主な目的として行うべきことになる。このことは、上記のように成年後見事務の提供対象となる高齢者の生活を基に考えれば、より明確であると言いうことができよう。なぜなら、人の生活は身上に関する事項と財産の管理に関する事項とが結びついて送られているからである。こうしたことから、成年後見事務は、日用品の購入（民法9条但書、同13条1項但書）その他、法律上特別の定めがなされている事由を除き、高齢者の生活の広い範囲にわたる事項を内容とすることになる。民法858条が成年後見人の事務の内容として「生活、療養看護および財産の管理に関する事務」を掲げているのは、成年後見事務が生活支援であることを表すものといえよう。また、成年後見事務は、高齢者の生活に必要な事項それ自体を提供するものではない。成年後見事務は、高齢者が生活に必要な事

²¹⁴ 上山・前掲書註（15）105頁。

項の提供を受ける際に、適正な契約の締結と履行がなされているかを中心として、主に法的な側面から支援するものである。

したがって、成年後見事務は、高齢者に対する法的生活支援を特質とするものであるといえよう。

(2) 支援の継続性

成年後見人等は、高齢者の判断能力が低下し、制度の利用を開始した時点から、上述したような高齢者の生活に関する事項を支援する。生活は日々繰り返して継続的になさるものである。生活に対する支援は、売買契約などのような特定の商品を提供する取引のように一過性のものとはいえない。そのため、財産の管理を含めた生活事項に関する支援は継続的なものとなる。

また、成年後見事務は、制度利用時から被成年後見人等の終生にわたっておこなわれることが原則である。成年後見事務は、家庭裁判所の選任審判を受けた時（法定後見）または家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時（任意後見）から開始される。これに対し、成年後見の終了事由は、法定後見の場合には、絶対的終了事由（①後見等開始審判の取り消し（民法 10 条、同 14 条、同 18 条）、②被成年後見人等の死亡）および相対的終了事由（①成年後見人等の死亡、②辞任（同法 844 条、同 876 条の 2 第 2 項、同 876 条の 7 第 2 項）、③解任（同法 846 条、同 876 条の 2 第 2 項、同 876 条の 7 第 2 項）、④資格喪失（同法 847 条、同 876 条の 2 第 2 項、同 876 条の 7 第 2 項））がある²¹⁵。

このうち、成年後見人の辞任には、「正当な事由」および家庭裁判所の許可を必要とする（同法 844 条）。本条の趣旨は、成年後見人の職務は社会的公共的責任があることから、成年後見人の自由な辞任は許されないことにするとされる²¹⁶。また、解任は、成年後見人に「不正な行為」、「著しい不行跡」または「その他後見の任務に適しない事由があるとき」に、家庭裁判所の審判によりなされる。任意後見の場合には、任意後見契約を解除するには、①任意後見契約の発効前は公証人の認証を受けた書面の作成を要求し、②発効後は「正当な事由」の存在および家庭裁判所の許可を要件とする（任意後見 9 条）。解任の場合には、法定後見と同様の要件で審判がなされる（任意後見 8 条、但し家裁に

²¹⁵ 新井＝赤沼＝大貫編・前掲書註（15）138 頁。

²¹⁶ 於保＝中川編・前掲書註（15）318 頁。

よる職権解任はできない) ²¹⁷。

以上のように、成年後見人等の辞任・解任に関する規定は定められているものの、その事由は限定されている。したがって、成年後見事務は、本人の死亡といった絶対的終了事由が生じるまで継続すること（以下、本論文においては、「成年後見事務の継続性」とする。）もありうる。

成年後見事務の継続性については、主に、知的障害者などが成年後見制度を利用する場合に問題になるとされている²¹⁸。しかし、高齢者の場合において、仮に70歳の高齢者が制度利用を開始した場合に、当該高齢者が90歳をこえて健在であることはありうることである。現在は、成年後見制度が施行されてから十数年が経過したに過ぎないことから、高齢者の場合に成年後見が長期にわたるような例は多くはないといえよう。また、知的障害者などと比べ、高齢者の場合には成年後見事務が長期化するおそれは少ないとも考えることができる。しかしながら、平均寿命の伸長に伴い、高齢期として過ごす期間は長くなっている。それに対応するために、今後の成年後見制度の利用促進が図られる（高齢者虐待防止法28条など）とともに、成年後見制度が広く周知されることにより、成年後見制度に対するニーズが一気に顕在化し、制度利用者数が爆発的に増加することが考えられる²¹⁹。それに加え、補助制度のように、判断能力の低下が比較的軽微な段階から制度を利用することが活発化する場合、成年後見事務が長期化することは起こりうる事態であろう。任意後見制度における移行型を利用する場合、成年後見人等は、高齢者本人の判断能力が十分な段階から関与することになるため、同様に事務が長期化する可能性がある。そうすると、成年後見人等が支援を行う期間は、年単位から十年単位になってくる可能性がある。

以上のことから、成年後見事務は、上記の法的生活支援を、継続的に、かつ、長期間にわたって行うことを特質としていると考えられる。そうすると、介護保険制度における地域密着型サービスにおいて、その特質との関係で生活の継続性を確保するようなサービス提供が必要とされるのと同様に、成年後見における支援においても継続的・安定

²¹⁷ 於保＝中川編・前掲書註(15)710頁。

²¹⁸ 岩田香織「知的障害者に対する成年後見制度の運用について」静岡県立大学短期大学部研究紀要18-W(2004年)6頁。

²¹⁹ 上山・前掲書註(15)52頁は、市民後見人に関する記述ではあるが、わが国の成年後見に対するニーズが施設入所者の手段申立てなどを通じて一気に顕在化し、成年後見の利用件数が爆発的な勢いで急増した場合の圧倒的なマンパワー不足が懸念されているとしている。

的提供が必要とされると考えられる。

(3) 成年後見支援の継続性確保に関する検討の必要性

以上のことからすれば、現行法には、成年後見事務の継続性に関する直接の規定はないものの、成年後見事務および成年後見支援は継続的になされることを前提としているともいえる。これまでの研究においても、成年後見事務の継続性を前提とした議論がされており、そこでは、主に、知的・精神障害者に対する成年後見の場合について、成年後見事務の継続性に関する指摘がなされている。すなわち、知的障害者に対する成年後見では、長期にわたる後見活動の継続性と質を確保する手立てが十分機能していないとの指摘や²²⁰、知的障害者の長い一生を支えることができることを根拠として法人後見のメリットを論ずるもの²²¹のほか、長期継続可能性のある事案として知的障害のケースを特に重要とするものである²²²。

上述の先行研究の指摘は、いずれも成年後見事務の継続性の確保を図る必要があることを前提としているものということができる。しかしながら、実際に成年後見支援の継続性の確保が問題となるのかどうかに関する実証的な研究は見あたらない。

また、知的・精神障害者の場合と異なり、高齢者に対する成年後見の場合については、これまで成年後見事務の継続性や継続性の確保に関する指摘はあまりされていない。確かに、知的・精神障害者の場合、若年時（早ければ、成年に達した時）から制度を利用する可能性がある。そのため、知的・精神障害者の場合には成年後見の期間は長期化しやすく、成年後見事務の継続性が問題になると考えられやすい。そうしたことから、先行研究においては、知的・精神障害者の場合に、特に成年後見事務の継続性が問題視されてきたと思われる。しかしながら、成年後見制度は、適用対象となる高齢者、知的・精神障害者を区別しておらず、両者に対し同じ規定を適用する。また、上述したように、高齢期の長期化に伴い、認知症高齢者の制度利用の期間が長期化することも考えられる。そうすると、一般的には、知的・精神障害者に比べ制度の利用が短期間であると考えられるとしても、高齢者の場合に、成年後見事務の継続性が問題とならないのかどうかを明らかにする必要があろう。したがって、知的・精神障害者および高齢者の両者につい

²²⁰ 岩田・前掲論文註（219）6頁。

²²¹ 細川・前掲書註（15）231頁。

²²² 上山・前掲書註（15）59頁。

て、成年後見事務の継続性の確保の問題を検討する意味はあると思われる。

そこで、第2款においては、知的・精神障害者および認知症高齢者に対する成年後見において、実際に成年後見事務の継続性の確保が問題となりうるのかを検討する。その方法として、成年後見事務にたずさわる成年後見人等が、実際に、成年後見事務の継続性の確保に関する事項についてどのような意識を有しているかを明らかにし、その結果をもとに、実際の成年後見事務において、成年後見事務の継続性が問題となりうるのかを考察する。

第2款 成年後見事務の継続性に関する意識調査

(1) 調査対象

第2章において検討した成年後見人等の現状によれば、近年、親族以外の者が成年後見人等になる場合、特に、専門職が成年後見人等になる場合（以下、本論文においては「専門職後見人」とする。）の割合が増加している。専門職後見人とは、法律・福祉等の専門職が成年後見人等になることをいう。専門職後見人の割合が増加傾向にあることに加え、専門職後見人はそれぞれの資格に基づく業務の一部として成年後見事務を行っている場合が多い。そのため、親族の場合に比べ、成年後見事務の継続性に関する問題意識を有しているのではないかと考えた。そこで、本論文は専門職後見人を調査対象とした。対象とした専門職後見人は法律関連職である。調査に際しては、まず、予備調査として専門職後見人5人に対する聞き取り調査を行い、成年後見事務の継続性の確保に関する問題点の抽出を行い、質問紙調査の内容を検討した。その上で、2011年5月、専門職後見人119人を対象に無記名自記式の質問紙調査を行った。質問紙は、各専門職後見人が所属する法人の総会が開かれた際に、対象者各自に対して直接配布した。回答は郵送によった。

(2) 調査内容

調査内容は、成年後見事務の継続性に対する心配の有無である。それに加え、心配であると回答した者につき、具体的に継続性に支障を生じさせうる事項に関し、回答者自身が心配であると考えるかどうかを聞いた。

調査項目は、(1)基本属性（「性別」「年齢」「登録年数」）のほか、(2)「受任経験の有無」

「受任件数」「受任形態（個人単独・個人複数・法人）」である。受任形態における個人単独とは、当該成年後見人等が単独で成年後見事務を行っている場合であり、個人複数とは、個人として複数人が成年後見事務を行っている場合である。「受任形態」は複数回答によった。「登録年数」は、当該専門職が登録時に強制的に加入する団体の所属年数を指す。

次に、(3)成年後見事務の継続性に関する項目として、①成年後見事務の継続性に対する心配の有無、②被成年後見人等に生じうる事項、③成年後見人等に生じうる事項、および、②③の事項に対する心配の有無を聞いた。②被成年後見人等に生じうる事項は、a. 健康面の変化、b. 経済状況の変化、c. 転居（転院・転所を含む）の3項目とした。③成年後見人等に生じうる事項は、a. 健康面の変化、b. 不慮の事故（災害含む）、c. 遠隔地への移動（出張や旅行など）、d. 転居、e. 私生活に対する制約の5項目とした。各事項は、予備調査において心配がある事項として挙げられたものを中心とした。選択肢は「1. 心配である」「2. 心配ではない」の2件法によった。以上8項目の心配の有無につき、被成年後見人等が高齢者である場合と知的・精神障害者である場合とに区分し、それぞれ独立した質問として聞いた。

(3) 倫理的配慮

本調査における倫理的配慮として、調査の主旨、無記名での回答、および、回答内容の取扱い（目的外使用の禁止および統計的処理を施すこと）を質問紙に明記した。また、本調査の質問紙の配布は、各専門職後見人が所属する法人の年次総会が開かれた際に行ったことから、本調査が当該法人による調査である旨の誤解が調査対象者に生じ、各人の回答に対する自由意思を損なうことを回避するため、以下のような配慮をした。まず、質問紙の依頼文には、調査主体2名の所属および氏名のみを記載し、当該法人名は記載しなかった。質問紙の配布は、総会の受付場所とは別の場所、かつ、総会が行われる部屋の外において行った。これは総会資料との混同を避けるためである。配布の際には、各人にアンケート調査である旨を口頭で伝え、質問紙の受領の承諾があった場合のみ手渡した。その際、明確な拒絶がなく受領した場合には、質問紙の受領に関して默示的な承諾があったものとした。また、調査主体2名のうち1人は当該法人の会員でもあることから、質問紙配布後は、総会時間の内外を問わず、総会出席者全体または個々の出席者に対する調査の趣旨説明および回答への協力依頼は行わなかった。さらに、質

問紙の回収は当該法人の総会時間内には行わず、後日、郵送に付すことを依頼した。

(4) 分析方法

各調査項目について単純集計をするとともに、成年後見事務の継続性に対する心配の有無および具体的な事項に対する心配の有無につきクロス集計をした。そこから、具体的な事項に関して、「心配である」と「心配ではない」との多寡を明らかにするために、 χ^2 検定（適合度の検定）をした。解析には、SPSS14.0Jを用いた。

第3款 継続性に関する心配の有無

(1) 回答数は37であり(回答率31.1%)、表16は回答者の基本属性である。性別は男性29人(78.4%)、女性8人(21.6%)であった。年齢は60代が10人(27.0%)と最も多く、次いで、50代9人(24.3%)、70代9人(24.3%)、40代6人(16.2%)、30代3人(8.1%)の順である。最高齢は78歳、最年少は34歳である。登録年数は6-10年が17人(45.9%)と半数近くであり、続いて、0-5年13人(35.1%)、16-20年5人(13.5%)、11-15年1人(2.7%)、25-30年1人(2.7%)となっており、当該専門職のキャリアは、全体の81%が10年以内であった。

表16 基本属性(n=37)

項目	回答	N	%
性別	男性	29	78.4
	女性	8	21.6
年齢	30代	3	8.1
	40代	6	16.2
	50代	9	24.3
	60代	10	27.0
	70代	9	24.3
登録年数	0-5年	13	35.1
	6-10年	17	45.9
	11-15	1	2.7
	16-20	5	13.5
	21-25	0	0.0
	25-30	1	2.7

受任経験の有無については、34人（91.9%）が受任の経験があり、受任の経験のない者は3人（8.1%）であった（表17）。受任経験がある者のうち、受任件数（終了した事案を含む）は、1-5件が16人（47.1%）と最も多く、次いで、6-10件9人（26.5%）、16-20件および21-25件が各々3人（8.8%）、11-15件が2人（5.9%）、26-30件が1人（2.9%）である。受任形態は、全受任件数194件のうち、個人単独での受任が187件（96.4%）、個人複数での受任は7件（3.6%）、法人での受任は0件（0.0%）であり、すべてが個人での受任であった（表17）。

表17 受任経験の有無・受任件数・受任形態

項目	回答	N	%
受任経験	あり	34	91.9
	なし	3	8.1
	計	37	100.0
受任件数 (受任経験 ある場合)	1-5件 6-10件 11-15件 16-20件 21-25件 26-30件 計	16 9 2 3 3 1 34	47.1 26.5 5.9 8.8 8.8 2.9 100.0
受任形態 (複数回答)	個人単独	187	96.4
	個人複数	7	3.6
	法人	0	0.0
	計	194	100.0

(2) 成年後見事務の継続性に対する心配の有無

成年後見制度は、判断能力等が不十分な者を対象としており、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者が主な制度対象者である。制度対象者を限定せずに、成年後見事務の継続性に対して心配があるかどうかとの質問に対しては、「心配である」としたのが34人（91.9%）、「心配ではない」が3人（8.1%）であった。受任経験の有無との関係では、「心配である」とした者のうち、成年後見人等の「受任経験あり」は31人（83.8%）、「受任経験なし」が3人（8.1%）であり、受任経験がない場合であっても「心配である」

との回答があった。これに対し、「心配ではない」とした者は全て受任経験があった（表18）。

表18 成年後見事務の継続性に対する心配の有無 (n=37)

	N	%		N	%
心配である	34	91.9	受任経験あり	31	83.8
			受任経験なし	3	8.1
心配ではない	3	8.1	受任経験あり	3	8.1
			受任経験なし	0	0.0

(3) 具体的事項に対する心配の有無の違い

表19は、「心配である」と回答した34人の具体的な事項に対する心配の有無である。これによれば、被成年後見人等が知的・精神障害者の場合のみならず、高齢者の場合についても、各事由に対して一定の割合で「心配である」と回答している。

続いて、各事項に関し、心配で「ある」と「ない」の多寡について統計的有意性を見るために χ^2 検定（適合度の検定）をした（表20、表21）。被成年後見人等に生じうる事由に関しては、被成年後見人等が高齢者である場合と知的・精神障害者である場合の全ての事由において、「心配である」が「心配ではない」に比べ有意に多い（高齢者「健康面の変化」 $\chi^2(1)=12.50$ 、 $p<.01$ 、同「経済状況の変化」 $\chi^2(1)=12.50$ 、 $p<.01$ 、同「転居」 $\chi^2(1)=6.125$ 、 $p<.05$ 、知的・精神障害者「健康面の変化」 $\chi^2(1)=9.00$ 、 $p<.01$ 、同「経済状況の変化」 $\chi^2(1)=11.56$ 、 $p<.01$ 、同「転居」 $\chi^2(1)=11.56$ 、 $p<.01$ ）。

成年後見人等に生じうる事項に関しては、「不慮の事故（災害含む）」が、被成年後見人等が高齢者である場合および知的・精神障害者である場合ともに、「心配である」との回答が「心配ではない」に比べ有意に多い（高齢者： $\chi^2(1)=23.059$ 、 $p<.01$ 、知的・精神障害者： $\chi^2(1)=17.64$ 、 $p<.01$ ）。成年後見人等の「転居」については、被成年後見人等が高齢者である場合に、「心配ではない」が「心配である」に比べ有意に多い（ $\chi^2(1)=8.758$ 、 $p<.01$ ）。また、「私生活に対する制約」は、被成年後見人等が知的・精神障害者である場合に「心配である」が「心配ではない」に比べ有意に多かった（ $\chi^2(1)=4.840$ 、 $p<.05$ ）。

表19 具体的事項に対する心配の有無 (n=34)

		高齢者		知的・精神障害者	
		有無	度数	%	度数
被成年後見人等に生じうる事項	健康面の変化	ある	26	76.5	20
		ない	6	17.6	5
		無回答	2	5.9	9
	経済状況の変化	ある	26	76.5	21
		ない	6	17.6	4
		無回答	2	5.9	9
	転居(転院・転所)	ある	23	67.6	21
		ない	9	26.5	4
		無回答	2	5.9	9
成年後見人等に生じうる事項	健康面の変化	ある	22	64.7	17
		ない	12	35.3	8
		無回答	0	0.0	9
	不慮の事故(災害含む)	ある	31	91.2	23
		ない	3	8.8	2
		無回答	0	0.0	9
	遠隔地への移動(出張・旅行)	ある	16	47.1	16
		ない	17	50.0	9
		無回答	1	2.9	9
私生活に対する制約	転居	ある	8	23.5	9
		ない	25	73.6	16
		無回答	1	2.9	9
	私生活に対する制約	ある	21	61.8	18
		ない	12	35.3	7
		無回答	1	2.9	9

表20 被成年後見人等に生じうる事項と心配の有無の違い

心配の有無		高齢者			知的・精神障害者		
		ある	ない	計	ある	ない	計
健康面の 変化	観測度数	26	6	32	20	5	25
	期待度数	16.0	16.0		12.5	12.5	
	残差	10.0	-10.0		7.5	-7.5	
	χ^2 値(df=1)	12.500			9.000		
	p 値	.000 **			.003 **		
経済状況 の変化	観測度数	26	6	32	21	4	25
	期待度数	16.0	16.0		12.5	12.5	
	残差	10.0	-10.0		8.5	-8.5	
	χ^2 値(df=1)	12.500			11.560		
	p 値	.000 **			.001 **		
転居 (転院・転所 含む)	観測度数	23	9	32	21	4	25
	期待度数	16.0	16.0		12.5	12.5	
	残差	7.0	-7.0		8.5	-8.5	
	χ^2 値(df=1)	6.125			11.560		
	p 値	.013 *			.001 **		

* $p < .05$ 、 ** $p < .01$

表21 成年後見人等に生じうる事項と心配の有無の違い

心配の有無		高齢者			知的・精神障害者		
		ある	ない	計	ある	ない	計
健康面の変化	観測度数	22	12	34	17	8	25
	期待度数	17.0	17.0		12.5	12.5	
	残差	5.0	-5.0		4.5	-4.5	
	χ^2 値(df=1)	2.941			3.240		
	p 値	.086			.072		
不慮の事故 (天災含む)	観測度数	31	3	34	23	2	25
	期待度数	17.0	17.0		12.5	12.5	
	残差	14.0	-14.0		10.5	-10.5	
	χ^2 値(df=1)	23.059			17.640		
	p 値	.000 **			.000 **		
遠隔地への 移動 (出張・旅行)	観測度数	16	17	33	16	9	25
	期待度数	16.5	16.5		12.5	12.5	
	残差	-0.5	0.5		3.5	-3.5	
	χ^2 値(df=1)	0.030			1.960		
	p 値	.862			.162		
転居	観測度数	8	25	33	9	16	25
	期待度数	16.5	16.5		12.5	12.5	
	残差	-8.5	8.5		-3.5	3.5	
	χ^2 値(df=1)	8.758			1.960		
	p 値	.003 **			.162		
私生活に対する 制約	観測度数	21	12	33	18	7	
	期待度数	16.5	16.5		12.5	12.5	25
	残差	4.5	-4.5		5.5	-5.5	
	χ^2 値(df=1)	2.455			4.840		
	p 値	.117			.028 *		

* $p < .05$ 、 ** $p < .01$

第4款 考察

先行研究においては、実際に成年後見事務の継続性が問題となりうるのかどうか必ずしも明らかではなかった。これに対し、本論文では、成年後見人等は、成年後見事務の継続性に対する心配を有しながら職務にたずさわっていることがわかった。したがって、実際の成年後見事務において、成年後見事務の継続性は問題になりうるといえよう。先行研究においては、主に、被成年後見人等が知的・精神障害者の場合に関して成年後見事務の継続性の確保について問題点が指摘されていた。この点、本論文においては、被成年後見人等が知的・精神障害者の場合にも継続性に対する心配があるとされており、先行研究の指摘を実証的にも根拠づける結果となった。これに対し、従来の研究においては、被成年後見人等が高齢者の場合には、成年後見事務の継続性について問題点は指摘されていなかった。この点、具体的な事項に対する心配の有無の結果によれば、成年後見人等は被成年後見人等が高齢者の場合においても継続性について心配があるとしている。そのため、高齢者の場合においても成年後見事務の継続性は問題となりうることがわかった。

具体的な事項との関係では、被成年後見人等に生じうる事由について、被成年後見人等が高齢者である場合と知的・精神障害者である場合を問わず、「健康面の変化」「経済状況の変化」「転居」の全ての項目において心配であるとの回答が有意に多かった。

健康面の変化や経済状況の変化は、被成年後見人等の入院や転居へと繋がることが考えられる。病院や施設に対する需要が供給を上回っている現状からすれば、被成年後見人等が、現住所に近い病院、施設に入院または入院することができず、遠隔地の病院・施設へ転院・転所する場合もありうる。その結果、距離的、時間的な状況の変化を原因として、被成年後見人等に対する成年後見事務の遂行に支障ないしは困難が生じ、成年後見事務の継続性を確保することに影響が生じるおそれがあろう。

これに対して、成年後見人等に生じうる事由においては、「不慮の事故」について「心配である」との回答が、高齢者の場合と知的・精神障害者の場合の両方において有意に多く、「私生活に対する制約」は、知的・精神障害者の場合に有意に多かった。これに対し、高齢者の場合の成年後見人等の「転居」については「心配ではない」とする回答が有意に多かった。

「不慮の事故（災害含む）」は、本調査の約2ヶ月前に発生した東日本大震災が、回答

に影響を及ぼしたと考えられる。東日本大震災では、成年後見人等の死亡ないしは遠隔地への避難などを原因として、実際に成年後見事務が不可能になった事例が報告されている。調査時期の影響は考えられるものの、震災等の自然災害は数十年単位で一定の周期をもって発生する可能性があるものである。そうすると、災害等を含む不慮の事故によって継続的な支援が困難となることは、今回の東日本大震災のみに限定される事柄ではないであろう。むしろ、今回の東日本大震災が、継続的な支援の確保に関する成年後見制度および制度における支援の提供体制のあり方が潜在的に有していた課題を浮き彫りにしたものと考えるべきである。今後は、震災等の自然災害に対する事前の備えとして、成年後見事務の継続性を確保していくこと、および、そのための体制づくりの必要性が示唆される。「私生活に対する制約」が知的・精神障害者の場合に多かったのは、成年後見事務が必要とされる生活部面が、高齢者の場合に比べ、知的・精神障害者の場合に多いことが考えられる。高齢期に認知症を伴う場合であれ、若年期に知的・精神障害を伴う場合であれ、いずれも生活を送ることに違いはなく、生活への支援が求められる。しかし、若年期の知的・精神障害者は、社会参加や就労などをはじめとした社会への関わり方も含め、生活のあらゆる面での支援が必要となろう。高齢者の場合の成年後見人等の「転居」に関し、「心配ではない」が有意に多かったのは、知的・精神障害者に比べ、高齢者の場合の成年後見の期間の短さが反映されたものと考えられる。また、本調査の対象者の年齢の75.5%が50代以上であったことも影響したと思われる。

また、本調査では、大部分が個人単独で成年後見人等を受任していた。成年後見人等の「不慮の事故（災害含む）」、「私生活に対する制約」といった、成年後見事務の継続性に関して心配であるとされた事項は、個人が受任していることから生じるものとも考えられる。そのため、個人単独による受任の場合に、成年後見事務の継続性の確保に問題が生じる可能性が高いことが伺える。

本論文では、実際の成年後見事務において継続性が問題となりうるとともに、知的・精神障害者の場合のみならず、高齢者の場合においても成年後見事務の継続性に対する心配があるとされていた。現在、高齢期は長期化する傾向にあるが、今後、さらに高齢期が長期化していくことに伴い、成年後見制度を利用する期間が長期化していくことが考えられる²²³。高齢者に対する成年後見も含め、制度全体として、成年後見事務の継続

²²³ Barnes, A. (2002). The virtues of corporate and professional guardians. *Stetson Law Review*, 31, 943.

性を確保する必要性が認められるといえよう。また、成年後見制度には、判断能力の低下の程度が比較的軽微な場合に利用する補助類型があり、判断能力が十分である段階で利用する任意後見制度もある。今後、こうした制度の利用が進んでいく場合には、比較的早い段階から制度を利用することになるため、その意味においても制度利用の期間は長期化していく可能性がある。そのため、成年後見事務の継続性確保の必要性はより高まると考えられる。

第3節 法人後見における継続性確保のあり方

第1款 法人の本質および継続性

第2節においては、主に個人として受任している成年後見人等を対象として成年後見支援の継続性に関する調査をおこなった。その結果、個人の成年後見人等は継続性に対する心配を有しながら職務を行っており、継続性の確保の視点は成年後見制度においても問題となりうることが示唆された。特に、継続性に支障が生じる具体的な事項において心配であるとされた事項のうち、災害を含む「不慮の事故」や「私生活に対する制約」は、個人による受任であるがゆえに生じうるものといいうる。

これに対し、先行研究においては、法人には永続性があることから長期的・継続的後見に適しているとの見解がある。そうすると、法人であれば成年後見支援の継続性が確保しうると解することができそうである。しかし、ここで法人に永続性があるとされるのは、実際に法人に永続性があるかどうかよりもむしろ、法的には、法人の本質に関する議論に基づくものであろう。法人とは、自然人以外で法律上権利義務の主体とされたものをいうが、法律上独立の権利主体と認められる法人とは何か、その本質は何であるのかについて、従来から、法人本質論として議論されている²²⁴。

法人本質論は、19世紀から今世紀に至るまで、ドイツ・フランスを中心に議論されて

²²⁴ 法人本質論に関する学説は以下の通りである。法人擬制説は、自然人たる個人のみが権利義務の主体となるべきとの原則を前提に、法人は法律が擬制したものだと解し、法人自体には意思も自覚もなく、不法行為も犯罪もなしえない純粋に法律の世界での存在であるとする立場である。次に、法人否認説は、法人擬制説を前提としつつ、個人あるいは財産の他に法人の本体となすべきものはないとして、その利益の帰するところをもって法人の本体と解し、あるいは、現実に存在する財産または現実に活動する管理者をもって法人の本体と解するものである。法人実在説は、法人は法律の擬制した空虚物ではなく、一個の社会的実在であるとする立場である。法人実在説は、さらに、何をもって社会的実在とみなすかについて考えが分かれ、有機体説は、団体も内部に秩序を有し団体としての意思を有する有機体だとし、組織体説は、集団が社会的活動力つまり社会的機能を果たしている点を実在性の根拠とする。法人本質論の学説に関する文献としては、我妻榮『新訂民法総則』（岩波書店、1930年）122頁以下、川島武宜『民法総則』（有斐閣、1965年）92頁以下、末弘巖太郎「法人学説について」『民法雑記帳（上）』（日本評論社、1980年）99頁、幾代通『民法総則（2版）』（青林書院、1984年）91頁、上柳克郎・鴻常夫・竹内昭夫編『新版注釈会社法（1）』（有斐閣、1985年）59頁以下、林良平編『新版注釈民法（2）総則（2）』（有斐閣、1991年）4頁以下、河本一郎『現代会社法（新訂第9版）』（商事法務、2004年）24頁。

きたものである。上述の諸々の法人本質論に関する学説は、その主張された年代も異なり、それぞれの年代の歴史的環境において法人のそれぞれの側面を追求したものである。例えば、中世から近代への移行期においては、個人の自由の尊重が極度に求められていた。そのため、団体は個人の自由を制約する存在とみなされ、団体の存在が極度に制約されていたために、法人の意義を否定的に解する法人否認説が主張されることになる²²⁵。各時代において法人本質論が果たした役割を否定するものではない。しかしながら、各説の当否を並列的に論じるべきではなく、その役割も限定的なものと言うことができる。また、法人といつても、その具体的法律関係は多様であるため、その全体を把握することができる法概念の確定は容易ではなく、各種の法人について、単に最大公約数をみつけることによって法人概念の意義を追究することに、果たしてどれだけの意義があるのかとの指摘がなされている²²⁶。

そこで、現在においては、法人の本質は、法人概念の技術的特質を中心に理解する傾向にある。すなわち、団体が法人格を有する意義は、複数人の結合した団体において構成員である複数自然人全員の並列的・並存的な権利義務や財産であるとして処理することになる不都合を回避し、団体をその名において権利義務主体と認めることで団体の権利義務の帰属や団体の管理が簡明となり、団体としての統一的な活動をすることが容易になることである²²⁷。

法人の本質をその技術的特質から理解するとき、団体が法人格を有することで得られる属性としては、①法人の名で権利義務を負い、そのために法人名で契約を締結し、訴訟当事者となれることができること、②個人の財産とは別個独立の法人にのみ帰属する財産を作りだし、法人に対する債権者が排他的に差し押さえることができること、③法

²²⁵ 川島・前掲書註（225）96頁、山川一陽『民法総則講義（第3版）』（中央経済社、2000年）75頁。

²²⁶ 河本・前掲書註（225）28頁。

²²⁷ 星野英一「いわゆる「権利能力無き社団」について」法学協会雑誌84巻9号（1967年）43頁、末弘巖太郎「実在としての法人と技術としての法人」『民法雜記帳（上）』104頁（日本評論社、1980年）、幾代・前掲書註（225）88頁、上柳=鴻=竹内編・前掲書註（225）62頁、大隅健一郎=今井宏『会社法論上巻（第3版）』（有斐閣、1991年）17頁、河本・前掲書註（225）28頁、龍田節『会社法（第10版）』（有斐閣、2005年）50頁、吉原和志=黒沼悦郎=前田雅弘=片木晴彦『会社法I（5版）』（有斐閣、2005年）40頁、江頭憲治郎『株式会社法』（有斐閣、2006年）26頁、神田秀樹『会社法（第8版）』（弘文堂、2006年）3頁、弥永真生『リーガルマインド会社法（第11版）』（有斐閣、2007年）9頁。

人に対する債権者は、構成員個人の財産を差し押さえることができないことという三点が挙げられる。そして、①の点からは「法人活動の円滑化」を図ることができ、②の点からは「法人の維持・永続性」を図ることが可能となると同時に、③の点からは、「法人の発展」を図ることができるとしている²²⁸。

以上のように、法人本質論からは、法人の維持・永続性が法人の本質であると解されている。そこでの永続性は、抽象的な存在である法人の財産が個人とは別個の独立した財産である点から導かれるものである。また、永続性は法人自身の永続性であり、提供するサービスの永続性ないしは継続性とは必ずしも同一ではない。この点、成年後見を行う法人において、実際に成年後見の継続的支援を確保できているのかは実証的に明らかではなく、管見の限り、この点に関する先行研究は見あたらない。そこで、本節では、実際に成年後見人等を行う法人は、どのようにして継続的支援を確保しようとしているのかを明らかにする。

法人後見をしている団体の一つに社会福祉法人である社会福祉協議会がある。社会福祉協議会は日常生活自立支援事業を行っており、判断能力が著しく低下した当該事業利用者を成年後見制度へと円滑に繋げることが必要となる。その場合に、成年後見人等の確保が難しい場合が多いことから、法人後見や市民後見の養成に取り組む市区町村社会福祉協議会が徐々に増加しているとされる²²⁹。また、第3章における法人後見の立法過程における議論の中において、社会福祉協議会は、成年後見人等になりうる団体として挙げられ、また、成年後見制度が発足した当初から、その適性や能力などに関する検討を通じ、社会福祉協議会の成年後見人等としての役割が検討されていた²³⁰。

社会福祉協議会の成年後見の受任などに関する実態については、全国社会福祉協議会による調査がある²³¹。そこでは、既に受任をしている社会福祉協議会を対象に、①法人後見受任件数、②受任要件、③実施体制（担当職員人数、勤務形態、バックアップ体制）等が調査されている。また、都道府県、市区町村単位では、山口県社会福祉協議会による調査²³²などに加え、呉市社会福祉協議会、沖縄市社会福祉協議会の取り組みに関する

²²⁸ 弥永・前掲書註（228）9頁。

²²⁹ 全国社会福祉協議会地域福祉部「社会福祉協議会における成年後見の取り組みの現状・課題」月刊福祉93巻10号（2010年）34頁。

²³⁰ 田山・前掲書註（15）「統・研究」247頁。

²³¹ 全国社会福祉協議会地域福祉部・前掲調査註（76）。

²³² 山口県社会福祉協議会山口法人成年後見支援センターらいふサポートやまぐち「平成16年度山口県地域福祉権利擁護事業・成年後見制度の取り組みに関するアンケート

研究などがある²³³。

本論文では、上述の先行研究および先行調査における調査項目を一部取り入れるとともに、社会福祉協議会における成年後見事務の継続性の確保のあり方を明らかにする。

第2款 法人後見における成年後見の継続性確保の取組み

(1) 対象

平成24(2012)年9月から10月にかけ、A県社会福祉協議会および同県内市町村社会福祉協議会33の合計34法人を対象とし、郵送法により自記式質問紙調査を行った。その際、回答者個人については無記名とし、社会福祉協議会の名称については記入を依頼した。

(2) 調査内容

調査項目は、(1)成年後見人等の受任の有無(対高齢者、対知的・精神障害者)、および、(2)既受任の場合には、①受任類型、②受任形態、③受任の経緯、④担当者の定めの有無および、(a)担当者の人数、(b)担当者の交代の有無、(c)組織内での情報共有の有無とした。これに対し、(3)未受任の場合には、①受任していない理由、②制度利用の斡旋が必要な場合の紹介先、③今後の受任について聞いた。また、成年後見事務の継続性については、継続的・長期的業務を確保するために取り組んでいる内容について記述回答により聞いた。

調査における倫理的配慮としては、質問紙の依頼文において、調査の主旨、回答内容の取り扱い(統計処理の上、調査目的以外に使用しない点、また、①回答者の事前の承諾があった場合、②研究目的達成に必要な範囲で取り扱いを委託する場合、③法令の定めにより提供を求められた場合以外は、回答内容の第三者への提供および取り扱いの委託をしない旨)を明記した。

「調査まとめ」山口県社会福祉協議会HP<http://www.yamaguchikensyakyo.jp/user_data/pdf/houjinkouken/chosa/koukentorikumi.pdf> (2012.12.03 参照)。

²³³ 西尾敦史「成年後見の社会化における法人後見の意義－沖縄県内の市町村社会福祉協議会の取り組みを通して」地域研究9号(2012年)13頁。

(3) 分析方法

各項目について単純集計をするとともに、継続的・長期的業務を確保するための対応について、記述回答にもとづきカテゴリー抽出を行った。

第3款 法人後見による継続性確保のあり方

(1) 各社会福祉協議会の受任状況および運営体制

回答は 34 社会福祉協議会から得た（回収率 100%）。表 22 は各社会福祉協議会の受任状況および運営体制である。成年後見人等の「受任の有無」につき、受任があるとする社会福祉協議会は 10 法人 (29.4%) であり、受任がないのは 24 法人である (70.6%)。受任している 10 社会福祉協議会全体の受任件数は、合計 112 件であった。そのうち、高齢者に対する成年後見は 79 件 (70.5%)、知的・精神障害者に対する成年後見は 33 件 (29.5%) であった。「受任形態」は、112 件全てが法人単独での受任であった。

成年後見業務の運営体制に関しては、「担当者の定め」がある社会福祉協議会は 7 法人 (70%)、「担当者の定め」がないのは、3 法人である (30%)。「担当者の定め」がある社会福祉協議会の「担当職員数」は、2 法人が 1 人であり (28.6%)、その他、3 人、4 人、6 人、9 人、10 人がそれぞれ 1 社会福祉協議会である (14.3%)。「担当者の定め」があるとする社会福祉協議会のうち、「担当者の交代」があるとするのは 7 法人社会福祉協議会全てであり、「担当者の定め」がある社会福祉協議会のうち、「組織内での情報共有」があるとするのは 6 社会福祉協議会 (85.7%)、「組織内での情報共有」がないのは 1 社会福祉協議会 (14.3%) である。

表 22 受任状況および運営体制

項目	回答	N	%
受任の有無	あり	10	29.4
	なし	24	70.6
	計	34	100
受任件数 (複数回答)	高齢者	79	70.5
	知的・精神障害者	33	29.5
	計	112	100
受任形態 (複数回答)	法人単独	112	100
	専門家との複数後見	0	0
	市民後見人との複数後見	0	0
	親族との複数後見	0	0
	計	112	100
担当者の定め	あり	7	70
	なし	3	30
	計	10	100
担当職員数	1人	2	28.6
	2人	0	0
	3人	1	14.3
	4人	1	14.3
	5人	0	0
	6人	1	14.3
	7人	0	0
	8人	0	0
	9人	1	14.3
	10人	1	14.3
担当者の交代の有無 (担当者の定めがある場 合)	計	7	100
	あり	7	100
	なし	0	0
組織内での情報共有の有 無 (担当者の定めがある場 合)	計	7	100
	あり	6	85.7
	なし	1	14.3
	計	7	100

(2) 継続的・長期的業務を確保するための取り組み

表23は、各社会福祉協議会が、継続的・長期的業務を確保するために取り組んでいる内容に関する記述回答の結果である。この質問項目に対しては、11の社会福祉協議会から回答を得た。

表23 継続性・長期的業務を確保するための対応（記述回答）

A	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的・長期的業務の確保を必ずしも意識していない。 ・法人後見担当職員が課長含め5人おり、人事異動で全員が同時に当課から移ることはない。 ・定期的にケース報告や確認を行っており、イレギュラーな活動を強いられていたり、本人の状況に大きな変化が起きている時は、概要を課内全員で把握している。 ・詳細なケース記録を作成しており、結果的に人事異動時にも引き継ぎが可能となっている。
B	<ul style="list-style-type: none"> ・本会内に専門の係を設置し、担当職員および主に相談や金銭管理を行う専門員を配置し対応。 ・被後見人等の身上監護は、行政やサービス提供担当者とネットワークを形成しながら、チームでアプローチしている。 ・専門の金庫と貸金庫を活用し、財産管理に万全の体制で臨んでいる。賠償保険に加入して万が一の損害賠償に備えている。 ・報酬付与審判を申し立て、運営費として活用。報酬が払えない被後見人等は行政の成年後見制度利用支援事業を活用する予定。
C	<ul style="list-style-type: none"> 事業スタート前ではあるが、社会福祉士等専門職を配置し、継続的・長期的業務につき専門性をもって対応できる体制としている。
D	<ul style="list-style-type: none"> ・未実施だが、担当者を複数にすること、支援経過記録等、ファイリングに注意したい。 ・担当外への職員に対し後見業務の理解を図る
E	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な対応はない。社会福祉協議会係内の業務の一環として行っている。
F	<ul style="list-style-type: none"> ・中期的な事業継続を目的とし、偏りのない年齢層の職員の育成に努めている。
G	<ul style="list-style-type: none"> ・予算の確保 ・ネットワークの強化 ・記録の徹底 ・引き継ぎ
H	<ul style="list-style-type: none"> ・後見事業に対応可能な職員を複数養成しておくことが必要。
I	<ul style="list-style-type: none"> ・他機関、他職種との連携。
J	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見に関する相談窓口を設け、初めて後見制度の利用を希望する方や継続的に利用している方の相談対応を行っている。
K	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターを受託しており、その立場から高齢者に関する相談等を受けている。

L	・未実施のため具体的対応はしていないが、成年後見に繋がると思われるケース は、日常生活自立支援事業の中の支援として制度説明や書類の支援を家族に行って いる。
---	--

上述の継続性・長期的業務を確保するための対応に対する回答内容のうち、既に成年後見人等を受任したことのある法人の回答からカテゴリーを抽出した。その結果、各社会福祉協議会が継続的・長期的業務を確保するために行っている事項として、以下の4つを抽出することができる。

① 複数担当者によるチーム対応

A 「全員が同時に当課から移ることはない」、B 「チームでアプローチしている」、D 「担当者を複数にすること」、F 「偏りのない年齢層の職員の育成」、H 「対応可能な職員を複数養成」

② 専門的対応（専門性）

B 「専門の係の設置」「主に相談や金銭管理を行う専門員を配置」、「専門の金庫と貸金庫を活用」、C 「社会福祉士等の専門職を配置」「専門性をもって対応できる体制」

③ 記録の完備・引き継ぎ

A 「詳細なケース記録を作成しており」、「結果的に人事異動時に引き継ぎが可能」、D 「支援経過記録等、ファイリング注意したい」、G 「記録の徹底」「引き継ぎ」

④ 連携・ネットワーク

B 「行政やサービス提供担当者とネットワークを形成しながら」、G 「ネットワークの強化」、I 「他機関、他職種との連携」

第4款 考察

先行調査では、法人後見において支援の継続性をどのように確保しているのかは調査されておらず、この点は明らかにされていなかった。これに対し、本論文においては、現在の社会福祉協議会による継続性確保の主なあり方として、①複数担当者によるチーム対応、②専門的対応、③記録の完備・引き継ぎ、④連携・ネットワークの4つのカテゴリーが抽出された。これらの事項は、成年後見事務の継続性確保のために、成年後見人等には職業的、専門的かつ組織的な対応が必要とされていることを示唆するものといえよう。高齢者に関しては、平均余命の伸長とライフスタイルの多様化に伴い、長期化する高齢期を支援する体制作りと、財産管理および身上監護における専門的な判断が求められる。専門職後見人に対する調査においては、成年後見事務の継続性の確保に問題がありうることがわかった。被成年後見人等に生じうる事項については、被成年後見人等が高齢者である場合と知的・精神障害者である場合を問わず、「健康面の変化」「経済状況の変化」「転居」の全ての項目において心配であるとの回答が有意に多かった。また、成年後見人等に生じうる事項においては、「不慮の事故」について「心配である」との回答が、高齢者の場合と知的・精神障害者の場合の両方において有意に多く、「私生活に対する制約」は、知的・精神障害者の場合に有意に多かった。これらの事項のうち、特に、成年後見人等に生じうる事項に関しては、法人後見によれば、「複数担当者によるチーム対応」により問題を軽減することができよう。また、成年後見人等に生じうる事項は、それぞれの事項の変化により、入院または入所地が遠方になることによって、支援に支障が生じることが考えられた。これに関して、「複数担当者によるチーム対応」により全てに対応できるとは必ずしも言えないものの、担当者が複数であることにより、各自の負担は軽減することが可能であると考えられる。負担の軽減は、先行研究において法人後見のメリットとして指摘されていた点でもある。また、「記録の完備・引き継ぎ」は、担当者が不在である場合または担当者が交代した場合であっても、チーム対応が可能となるための基礎をなすといえよう。

また、法人後見においては、「専門的対応」がカテゴリーとして抽出された。専門職後見人の場合、それぞれの専門職が有する専門性を前提、または、専門性を内容とした専門的対応をするものである。これに対し、法人後見においては、専従的に業務を行う点も含まれることから、いわゆる専門職後見人の専門性と必ずしも同様なものとはいえない

いものの、成年後見業務における専門性が意識されていることがわかる。先行研究によれば、永続性による継続的・長期的業務の可能性やノウ・ハウの蓄積が可能であることが法人後見のメリットであるとされていた。しかし、それに加え、成年後見事務の継続性を確保するために、上述のようなノウ・ハウの蓄積の可能性にとどまらない職業的、専門的な対応を可能としていることが、法人後見のメリットであると解することができよう。

「連携・ネットワーク」は、社会福祉協議会が他機関と協働することを意識していることの表れといえよう。それにより、成年後見による支援を他機関と一体的に提供しようとしているものと考えられる。成年後見制度における成年後見人等は、認知症高齢者の意思決定を支援するものであり、身上監護における意思決定は日常生活事項を対象とする。そのため、認知症高齢者の生活を取り巻く事項に関与している各種の機関と連携することが必要となっていることの表れであろう。その際、他機関は法人組織によるものと考えられる。その際、個人としてではなく、法人として組織的に他の法人組織と連携することが可能となろう。これにより、個人の資質の範囲を超えた対応および連携を図ることができるものと考えられる。

以上の検討からすれば、上記においてカテゴリーとして抽出された4つの事項は、成年後見事務の適正化と被成年後見人等の支援の充実に資することができるものであると考えられる。立法過程の検討によれば、法人後見の積極的な役割は明確とはいえないなかつた。認知症高齢者の増加および独居高齢者の増加などを原因として、成年後見制度の利用に対するニーズが拡大していくなか、職業的、専門的かつ組織的な対応によって支援の継続性の確保を図ることができる法人後見には積極的な役割があると考えられる。

第5章 法人後見の果たすべき役割－総合考察

第1節 法人後見の役割－先行研究との関係

本論文の目的は、法人後見の役割の検討を通じ、高齢期の生活継続性の確保の視点から、高齢社会における成年後見支援の体制としての法人後見の果たすべき役割を検討するものである。わが国の高齢化の進展、認知症高齢者数の増加および独居高齢者数の増加を受け、成年後見制度に対するニーズが拡大することが予想されることから、成年後見人等の確保が課題となっている。そのような状況のなか、従来、成年後見人等は、親族や専門職を始めとした親族外の第三者といった個人によるのが主流とされてきた。これに対して、法人後見は、成年後見制度が制定された平成11（1999）年の民法改正によって初めて制度化され、受任件数は増加傾向にあるものの、親族や親族外の第三者の割合に比べ、その割合はわずかにとどまっている。また、法人後見の役割に関しては、先行研究において種々の見解があり、法人後見の役割を限定的に捉える見解も主張されていた。そこで、本論文は、法人後見の役割をどう捉えられるのかに関して、立法過程における議論を対象とした検討（歴史的研究）、または、個人の成年後見人等および法人後見を行っている法人に対する調査に基づく検討（調査研究）の二つの方法を通じて明らかにしようとした。以下においては、本論文において明らかになったことを先行研究との関係を通じて記述し、本論文が有する独自性および先行研究に付加することができた部分を確認する。

第1款 法制化の趣旨と法人後見の役割

法人後見の役割に関する先行研究においては、法人後見の役割を限定的に捉える見解の中に、成年後見人等は個人が原則であることから、法人後見は例外的な役割として制定されたものであると理解すべきであるとの見解があった。これに対して、立法過程における議論を検討した結果、成年後見制度の制定時における法人後見の役割は限定的ではなかった。法人後見は成年後見人等の選択肢を従来よりも拡大するための方策として

成年後見制度において位置づけられていた。確かに、成年後見問題研究会の議論では、法人後見を認める理由として、適切な個人がいない場合に法人後見を認めるという見解も出されており、法人後見の役割を限定的に位置づける考えがあつたことが伺われる。そのため、その後の成年後見小委員会の審議においては、成年後見小委員会の検討事項として、適切な自然人がいない場合に法人後見を限定すべきかどうかが挙げられていた。この点、成年後見小委員会においては、適切な個人がいない場合のみに法人後見を限定する方向での議論はなされていなかった。それよりもむしろ、法人後見を認めることを前提とし、成年後見人等として適切な法人とは何かが中心的に議論されていた。成年後見小委員会は、成年後見制度制定に関する本格的な審議を行うために設置されたものであった。しかしながら、これまで、成年後見小委員会の審議内容に関する研究はなされてこなかった。そうしたなか、本論文では、成年後見小委員会審議において、法人後見の役割を必ずしも限定的なものと位置づけられていなかったことを明らかにした点は、本論文の独自性の一つである。その後、成年後見小委員会審議を経て作成された改正要綱試案は、法人後見を認める理由として、成年後見人等の体制の拡充を挙げている。

また、従来の研究においては、成年後見制度の立法過程の全体を通じ、審議資料等を基に法人後見の制度趣旨および役割を検討した研究はなかった。本論文が立法過程の全体を通じた検討をしたことにより、従来、必ずしも明確とはいえないかった立法過程における法人後見の役割の内容をこれまでの先行研究に付加することができたものと考えられる。

本論文において、成年後見制度の立法過程の全体を検討したところによれば、法人後見を認める理由として、成年後見問題研究会においては、①適切な個人がいない場合の受け皿、②成年後見人等の体制拡充のための方策との二つの意見があった。①は法人後見の役割を限定している見解であり、②は限定しない趣旨である。成年後見小委員会審議においては、①については特に議論されることなく、②のみが要綱試案の内容に盛り込まれた。さらに、これが、衆参両法務委員会における法務省民事局の答弁内容へ反映され、法人後見が制度化されたものであることがわかった。

これに対し、先行研究において、法人後見の役割を限定的に捉えない見解は、公的支援体制が不備な状況、知的障害者の長い一生の支援、社会化の重要なバロメーター、多様なニーズに対応する権利擁護の実現および東日本大震災による人材不足などを根拠としている。これに対し、本論文によれば、法制化時における法人後見の制度趣旨からし

ても、法人後見の役割を限定的に捉えていないことが明らかになったといえよう。

法人後見は、後見体制の拡充の方策として制度化されたものであって、法制化における法人後見の役割は限定的なものではなかったのである。したがって、法人後見が法制化された趣旨との関係においては、適切な個人がいない場合の受け皿であるとして、法人後見の役割を限定的に解することはできない。

第2款 高齢期の生活継続性の確保と法人後見の役割

上述のように、立法過程における議論からは、法人後見は、限定的な役割として制度化されていなかったことが明らかになった。ただし、従前の禁治産・準禁治産制度においては、後見人は一人でなければならぬとされ、後見人の役割は主に親族または専門家といった個人が担っていた。こうしたことを前提とすると、法人後見は、従来、個人がするものとされていた成年後見人等のなり手の一つとして、新たに付け加えられたものとも言うことができよう。実際、法務委員会審査においては、新たに成年後見制度が成立した後も、親族によってなされる場合が多いのではないかと考えられるとの答弁がなされていた。そのため、法人後見の役割が限定的ではないとしても、成年後見人等として、法人後見がより積極的な役割を期待されていたかどうかは定かではない。また、法制化後の法人後見の受任状況は、実数としては増加傾向にあるものの、全体における割合としてはわずかにとどまっている。そうすると、法制化における役割が限定的ではなかったことに加え、さらに積極的な役割が法人後見にあるといえるのかどうかは、立法過程の議論の検討および制度趣旨から明らかであるとまではいえない。そこで、本論文は、高齢期の生活継続性をキーワードとし、介護保険法における改正の経緯と裁判例の検討を前提とし、高齢期の生活継続性を確保するうえで法人後見が有する役割を検討した。

成年後見事務の継続性に関する先行研究においては、知的障害者に対する成年後見の場合に關し、成年後見事務の継続性が確保されているとはいえない状況にあるとの指摘自体はなされていた。しかし、成年後見事務の継続性について、介護保険法におけるような高齢期の生活の継続性を確保するためのサービス体制の構築といった視点からの研究は必ずしもなされてこなかった。また、成年後見事務の継続性に關して、実際の成年

後見人等の後見実務の状況や問題点に関する実証的な研究はなされていなかった。これに対し、本論文では、個人で受任している成年後見人等に対する調査を行った結果、成年後見人等は継続性に関し心配を有しながら職務を行っていることがわかった。

また、先行研究においては、法人には永続性があることから長期的・継続的な後見には対応することができるとされていた。ただし、ここでの永続性は法人自体の永続性を意味している。これに対し、高齢期の生活の継続性を確保するための支援を行うために、成年後見を行っている法人において、どのような取り組みがなされているのかは明らかにされていなかった。また、法人後見によれば生活の継続性を確保しうるような支援が可能であるのかに関する指摘はなかった。さらに、これらの点に関する実証的な研究はなされていなかった。これに対し、本論文では、成年後見を行っている法人においては、継続的・長期的業務を確保するための取り組み内容をカテゴリー化した結果、①複数担当者によるチーム対応、②専門的対応、③記録の完備・引き継ぎ、④連携・ネットワークの4つが抽出された。①は、従来、法人後見のメリットとして挙げられていたものである。しかし、人事異動、人材育成なども含め、複数担当者によるチーム対応を図ろうとする具体的な取り組みは、高齢期の生活の継続性を確保するための支援の在り方に對して示唆に富む。また、従来は、ノウ・ハウの蓄積が法人後見のメリットとされていたが、②専門的対応により、ノウ・ハウの蓄積にとどまらない専門性をもった対応を図っていることがわかった。専門的対応を当然の要素または前提とする専門職後見人のみならず、法人後見においても同様に、専門的対応が意識されていた。先行研究においては、法人後見は継続性が中心的なメリットとされていた。しかし、それに加え、継続性を確保するために、職業的、専門的な対応を行っていることが、法人後見のメリットであると解することができよう。

上記の4つカテゴリーは、成年後見事務の適正化と成年被後見人の支援の充実に資するものである。高齢期の生活の継続性の確保の観点からは、職業的、専門的かつ組織的な対応によって継続性の確保が図られる法人後見には、より積極的な役割が認められる。

第2節 法人後見の果たすべき役割－支援体制の将来像

成年後見人等の確保、いわゆる受け皿の問題は、成年後見制度が施行された時から問題とされていた。そのため、親族以外の第三者の成年後見人等の確保については、家庭裁判所や各専門職の団体において取り組みがなされてきた。親族外の第三者個人による成年後見人等の受任件数および受任割合が増加してきたことは、そうした取り組みの結果であると思われる。また、法人後見は、その割合は少ないとはいえ、受任件数は増加しており、これらも、専門職の団体および社会福祉協議会などの関係団体の取り組みや、成年後見人等を受任するNPO法人の設立などがなされてきたからであろう。

ただし、今後の認知症高齢者数の更なる増加に対応しうるだけの成年後見人等を確保するのは容易なことではない。こうした、いわゆるマンパワーの充足の問題に加え、業務上横領などの不正事例の多発により、成年後見人等の質ないしは支援の質をも問われ始めている。成年後見制度は、担い手の拡大と担い手の質の確保の問題をともに抱えている状況にある。

他方、成年後見制度と同時に施行された介護保険制度は、平成17(2005)年改正以降、地域包括ケアシステムの構築に向けた改正が続けられている。地域包括ケアシステムとは、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制である²³⁴。地域密着型サービスが創設された平成17(2005)年改正は、地域包括支援センターの創設とともに、地域包括ケアシステムの確立に向け第一歩を踏み出したとされる²³⁵。地域包括ケアシステムは、いわゆるベビーブーム世代が75歳以上となる2025

²³⁴ 厚生労働省「地域包括ケアシステム」厚生労働省HP<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/> (2014.07.02 参照)。また、地域包括ケア研究会は、地域包括ケアシステムを「ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制」としている。地域包括ケア研究会「地域包括ケア研究会報告書～今後の検討のための論点整理～」(平成21年5月22日) 6頁<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/> (2014.06.28 参照)。

²³⁵ 社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」(平成22年11月30日) 4頁<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/> (2014.07.02 参照)。

年を目標とし、平成 23（2011）年の介護保険法改正は、地域包括ケアシステムの実現を推進するために地域密着型サービスの内容の充実が図られた。また、介護保険部会は、平成 25 年 12 月 20 日の「介護保険制度の見直しに関する意見」（以下、本論文においては、「平成 25 年見直し意見書」とする。）において、「今後増加する認知症高齢者に適切に対応するためには、医療・介護・生活支援等が包括的に行われるよう体制整備を図ることが必要となる」としている²³⁶。平成 25 年見直し意見書を受け、平成 26 年 2 月 26 日、改正法案（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案）が国会に提出され²³⁷、平成 26 年 6 月 18 日、同法案は可決、成立した²³⁸。

こうした地域包括ケアシステムの確立に向けた制度改革の流れは、たとえ、要介護状態になった場合であっても、できるだけ住み慣れた地域における生活の継続性を維持しうる状況を実現するためのものである。

介護保険法が、こうした改正を続けるなか、成年後見制度においては、高齢期の生活継続性をどのように確保するのか、そのための支援体制をどのように作っていくのかといった検討は、いまだ不十分であると思われる。成年後見制度による支援を受ける認知症高齢者にとっては、自らの意思決定のあり方、これまでの判断の傾向、および嗜好などに則した支援が切れ目なく行われることが求められる。また、成年後見制度は、自己決定の尊重を理念の一つとする。たとえ認知症になったとしても、高齢者の自己決定が生涯を通じて継続的に尊重され続けることは、制度の理念に合致するだけでなく、高齢者の尊厳を保つためにも必要なことである。そのため、切れ目のない継続的な支援を確保することは、成年後見支援にとって必要不可欠なことであろう。継続的な支援とは、高齢期の生活自体が必要な期間続くことを支援することであり、その支援自体が変化することなく提供されることもある。認知症高齢者は、支援内容が自己の生活に合致したものであるかを判断することや、その意思を外部に表明することが困難な状態になる

²³⁶ 社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」（平成 25 年 12 月 20 日）9 頁<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-SeisakutoukatsukanSanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000033066.pdf>（2014.07.02 参照）。

²³⁷ 厚生労働省「第 186 回国会（常会）提出法律案」厚生労働省 HP<<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/186.html>>（2014.07.02 参照）

²³⁸ 参議院「議案情報 第 186 回国会（常会）」参議院 HP<<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/186/meisai/m18603186023.htm>>（2014.07.02 参照）

ことがある。そのため、認知症高齢者にとって必要な支援が、必要な期間変わらずに提供され続ける状況、その状況を実現するための支援体制を制度的にも構築することが求められる。支援が突然打ち切られるような状況または支援内容が突然変わるような状況が生じる可能性は極力廃し、安定的な成年後見制度における支援の提供体制を構築することが重要であると思われる。そうすると、成年後見人等の多くが個人によって担われている現状は、認知症高齢者の高齢期の生活継続性を確保する視点からすれば、必ずしも安定した支援体制であるとはいえないであろう。今後、認知症高齢者のさらなる増加によって成年後見に対するニーズの拡大が予想されるなか、こうした社会状況に対応するための成年後見人等による支援体制があつてこそ、成年後見制度の機能および実効性が確保されるというべきである。こうした制度の実効性が確保されることとは、認知症高齢者に対する意思決定支援の充実に繋がるものである。

したがって、成年後見人等の確保にくわえ、高齢期の生活継続性を確保するための体制としては、成年後見人等は法人によってなされるべきであり、また、今後、法人によってなされていくべきであると考える。

第3節 今後の課題

本論文においては、立法過程全体の検討を通じ、法人後見の制度趣旨および役割を検討した。しかしながら、成年後見小委員会審議においては、なぜ法人後見を認めるのかの理由に関する詳細な議論があったとはいはず、また、生活継続性の確保といった視点は、それほど重視されていなかった。今後は、成年後見人等として法人を認める理由、認めるべき理由などについて幅広い観点からの検討が必要となろう。

また、本論文における調査研究においては、成年後見事務の継続性を確保する必要性および法人後見における成年後見事務の継続性確保のあり方の一端が明らかになった。ただし、専門職後見人に対する調査、法人に対する調査のいずれにおいても、調査対象が限定されており、回答数も少ない。そのため、結果の一般化の可能性が適切に判断出来ていないことが本論文の限界といえよう。成年後見人等は、個人で受任する場合に限定しても、家族・親族、友人、他の法律関連職、福祉関連職、専門職以外の市民後見人等がある。こうした対象へと調査範囲を拡大し、成年後見事務の継続性の問題の有無およびその内容、ならびに成年後見事務の継続性確保の必要性をより広く明らかにすることが今後の課題となる。また、法人後見を行う法人に関しては、本論文が調査対象とした社会福祉協議会は全国市区町村に存在する。また、社会福祉協議会以外の法人（NPO法人や一般社団法人）が成年後見人等を受任している。こうした対象へと調査範囲を拡大し、法人後見における成年後見事務の継続性確保のあり方や課題をより広く明らかにしていく必要がある。

成年後見制度が施行されて以来、成年後見人等による業務上横領事件が頻発している²³⁹。横領行為をした成年後見人等の選任および監督に関し、家庭裁判所の違法性および過失を認め、国家賠償責任を認めた裁判例もある²⁴⁰。これに対し、最高裁判所は、不正防止策として、後見制度支援信託を導入した。成年後見人等の不正の多くは横領等の財産管理に関するものである。そのため、不正防止のために財産管理のあり方に介入することは、とりうる対応策の一つと言うことができよう。ただし、後見制度支援信託により財産に関する不正をなしえない状況を作ることができたとしても、成年後見人等の職務には財産管理以外に身上監護がある。そのため、適正な成年後見人等および成年後見

²³⁹ 濵川紀子「成年後見人の不正の現状と対策」都市社会研究6号（2014年）83頁。

²⁴⁰ 広島高判平成24年2月20日金融・商事判例1392号49頁。

による支援を確保するための要件および基準を検討する必要があるといえよう。法人を法定後見人に選任する場合、家庭裁判所は、当該法人の組織、構成員、保険関係を含む経済状況、担当者の教育、指導、支援等を含む管理体制、本人を直接担当する担当者、家庭裁判所との窓口担当者等を総合した上で判断するとされる²⁴¹。これらの判断により成年後見人等として適切な法人を選任しようとしていると思われる。しかし、こうした対応は、個々の事案ごとに、個々の法人について判断するものであって、事件ごとの個別判断の限度で対応する、受け身の姿勢であったといいうる²⁴²。

サービスを提供する体制およびそこにおける法的規制に関し、医療においては、診療所および病院の開設または設備構造に関する規制が医療法によりなされており（医療法7条）、さらに、医療保険法の適用を受ける保険医療機関の指定に関しては、健康保険法や国民健康保険法により基準が定められている（健保法63条3項、65条、国保法36条3項）。また、介護においては、介護保険法により事業者の指定要件として人員・設備・運営基準が定められている（介保法70条、78条の2、86条、94条等）。

これに対し、成年後見を行う法人に関しては、立法時の議論において、どのような法人が適切であるのかといった既存の法人形態の議論がなされていたものの、成年後見事業を行う上で適切な法人とは、どのような基準および要件によるべきかの議論はなされていなかった。制度施行後14年目となった現在においても、こうした議論はあまりなされていない状況にある。福祉的な支援を提供する主体である法人に関しては、その人員、設備および運営に関する基準、要件等に関する法的整備の是非を議論していくべきではないかと考える。その際、当該法人の基準該当性の判断を市区町村に委ねることも考えられよう²⁴³。

²⁴¹ 大島明「法定後見人等の選任・欠格事由」赤沼康弘編著『成年後見制度をめぐる諸問題』（新日本法規、2012年）105頁。

²⁴² 草野真人「家裁から見た成年後見制度の現状と将来」日本女性法律家協会会報特集記事（2009年）日本女性法律家協会HP<http://www.j-wba.com/images2/activities_0906_kusano.pdf>（2014.06.08参照）。

²⁴³ 上山泰「日本における公的成年後見制度の導入について—ドイツの運用スキームを参考に」大原社会問題研究所雑誌641号（2012年）57頁は、「市町村の役割を後見人の活動支援の領域にウェートを置いたものとしていくことによって、従来、家庭裁判所の監督機能の文脈で捉えられてきた事項の一部を、市町村の役割として配分し直すことが考えられる。」とする。本論文は、市町村の市民後見人養成の努力義務化（老福法32条の2）など受け、法定後見における市町村の新たな役割を前提としつつ、日本における公的成年後見制度の構築に向けた課題を検討したものである。高齢期の生活継続性を確保するための成年後見制度における支援体制の構築のあり方に関し、示唆に富むとい

今後、高齢化はさらに進展し、認知症高齢者数は増加すると見込まれている。また、独居高齢者世帯の増加も予測されている。介護保険部会の平成 16 見直し意見書においては、今後わが国は、高齢化が急速に進展する時期にさしかかるだけに、制度の「持続可能性」の視点からは、将来を見据えた「思い切った見直し」を早めに行うことが重要となるとされていた²⁴⁴。成年後見制度は、こうした介護サービスを提供する介護保険制度の基礎となる意思決定を支援する制度であり、成年後見における支援を提供する体制も同様に、10 年後、20 年後といった将来を見据えた思い切った見直しと取り組みを早めに行うことが重要ではないだろうか。サービス体制の整備は、短期間のうちになじむ性格のものではない。そのための拠点、人材の養成・確保、ネットワークの整備などに加え、実際に支援する団体、法人にとって安定的な事業モデルづくりも欠かせないのである²⁴⁵。既述したように、成年後見制度においては、成年後見人等の確保に関し、家庭裁判所および各種の職能団体などによる取り組みがなされてきている。しかしながら、介護保険法が、サービス体制の整備に関する上述のような取り組みを進めてきたのに対し、成年後見制度においては、成年後見支援の提供体制の整備の点で、いささか遅れをとっている感が否めない。

また、高齢社会対策の基本的取り方等に関する検討会報告書は、認知症高齢者の増加が予想されることから、法人後見をはじめとした組織的な支援体制を構築する必要があるとした²⁴⁶。「高齢化の進展の速度に比べて国民の意識や社会のシステムの対応は遅れている。早急に対応すべき課題は多岐にわたるが、残されている時間は極めて少ない」のである（高齢基本法前文）。20 年、30 年後において、その時代や社会状況に即した成年後見支援の体制を構築し、意思決定支援を通じた高齢期の生活の支援のためのシス

えよう。

²⁴⁴ 社会保障審議会介護保険部会・前掲意見書註（158）2 頁。

²⁴⁵ 社会保障審議会介護保険部会・前掲意見書註（158）16 頁。

²⁴⁶ 高齢社会対策の基本的取り方等に関する検討会「高齢社会対策の基本的取り方等に関する検討会報告書～ 尊厳ある自立と支え合いを目指して～」内閣府 HP<<http://www8.cao.go.jp/kourei/kihon-kentoukai/pdf/report1-4.pdf>>（2014.06.08 参照）21 頁は、「高齢者を虐待、犯罪、消費者トラブル等の被害者にしないために、成年後見制度や消費者被害防止施策等を推進する必要がある。とりわけ、認知症高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まってきており、その需要はさらに増大することが見込まれる。

こうした状況のなかで、弁護士等の専門職後見人がその役割を担うだけでなく、それ以外の一般市民からなる「市民後見人」を中心とした支援体制や「法人後見」をはじめとした組織的な後見体制を構築する必要がある。」とする。

ムとして、将来のわが国の高齢社会のシステムを安定したものにするためには、現時点から成年後見による支援の体制構築へ向けた取り組みが始められるべきであろう。

参考文献一覧

内閣府『平成 26 年度高齢社会白書』(全体版)

内閣府 HP <http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2014/zenbun/26pdf_index.html> (2014.07.04)

橋本一三郎=浅野仁『高齢期を支える社会福祉システム』(放送大学教育振興会、2007 年)

内閣府『少子化社会対策白書』(勝美印刷株式会社、2013 年)

朝田隆 (研究代表者)『都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応』

(厚生労働科学研究費補助金認知症対策総合研究事業総合研究報告書) (2013 年)

<http://www.tsukuba-psychiatry.com/wp-content/uploads/2013/06/H24Report_Part1.pdf> (2014.04.27)

厚生労働省「認知症の症状」<<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/dementia/a02.html>> (2014.06.30)

日本弁護士連合会法的サービス企画推進センター=遺言信託プロジェクトチーム『高齢者・障害者の財産管理と福祉信託』(三協法規出版、2008 年)

古谷野亘=安藤孝敏編著『改訂・新社会老年学』(ワールドプランニング、2011 年)

森岡清美=山本嵩『新しい家族社会学<四訂版>』(培風館、1997 年)

野々山久也『現代家族のパラダイム革新—直系制家族・夫婦制家族から合意制家族へ—』
(東京大学出版会、2007 年)

野村一夫『社会学感覚<増補版>』(文化書房博文社、1998)

福武直監修=森岡清美編『社会学講座 3 家族社会学』(東京大学出版会、1972 年)

戸田貞三『家族構成』(新泉社、1970 年)

望月嵩=目黒依子=石原邦雄編『リーディングス日本の社会学 4 現代家族』(東京大学出版会、1987 年)

国民生活センター「判断能力が不十分な消費者に係る契約トラブル—認知症高齢者に係る相談を中心に—」<http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20080904_1.pdf> (2014.04.27)

国民生活センター「高齢者への次々販売」<http://www.kokusen.go.jp/soudan_topics/data/old.html> (2014.04.26)

法務省民事局参事官室『成年後見制度の改正に関する要綱試案の解説－要綱試案・概要・補足説明』(金融財政事情研究会、1998年)

新井誠『高齢社会の成年後見法<改訂版>』(有斐閣、1999年)

新井誠編『成年後見－法律の解説と活用の方法－』(有斐閣、2000年)

新井誠＝赤沼康弘＝大貫正男編『成年後見制度－法の理論と実務』(有斐閣、2006年)

小林昭彦＝大門匡編『新成年後見制度の解説』(金融財政事情研究会、2000年)

小林昭彦＝大鷹一郎＝大門匡編『新版一問一答新しい成年後見制度』(商事法務、2006年)

星野英一「成年後見制度と立法過程～星野英一先生に聞く」 ジュリスト 1172号 (2000年) 2頁

田山輝明『成年後見法制の研究 上』(成文堂、2000年)

田山輝明『成年後見法制の研究 下』(成文堂、2000年)

田山輝明『続・成年後見法制の研究』(成文堂、2002年)

田山輝明監修＝多摩南部成年後見センター＝明治安田生活福祉研究所編『成年後見の最前線－後見センターからの実践報告－』(中央法規、2005年)

田山輝明『成年後見読本』(三省堂、2007年)

大曾根寛『成年後見と社会福祉法制－高齢者・障害者の権利擁護と社会的後見』(法律文化社、2000年)

飯田勝巳「成年後見制度に関する一考察」帝京短期大学紀要第12号 (2001年) 71頁

斎藤敏靖「わが国の成年後見制度改正の概要と今後の課題」新潟青陵大学紀要第1号 (2001年) 113頁

於保不二雄＝中川淳編『新版注釈民法（25）親族（5）改訂版』(有斐閣、2004年)

岡村美保子「成年後見制度」総合調査『少子化・高齢化とその対策』(国立国会図書館、2005年) 199頁

細川瑞子『知的障害者の成年後見の原理<第2版>』(新山社、2010年)

上山泰『専門職後見人と身上監護<第2版>』(民事法研究会、2010年)

赤沼康宏編著『成年後見制度をめぐる諸問題』(新日本法規、2012年)

菅富美枝編著『成年後見制度の新たなグランド・デザイン』(法政大学出版局、2013年)

奥山恭子『これから家族の法1 親族法編』(不磨書房、2002年)

奥山恭子『家族の法 親族・相続』(不磨書房、2007年)

西森利樹＝安藤孝敏「成年後見人等の担い手の変化と今後の方向性－制度の性質の変遷
と家族形態・家族機能の変化の観点から－」応用老年学 4 卷 1 号（2010 年）62
頁

内閣府「高齢社会対策大綱」<http://www8.cao.go.jp/kourei/measure/taikou/pdf/p_honbun_h24.pdf>（2014.02.28）

石川利夫『家族法講義上家族法<改訂版>』（日本評論社、1980）

穂積重遠＝中川善之助編『家族制度全集第二部第三巻III親子』（河出書房、1937）

最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」<<http://www.courts.go.jp/about/siryo/kouken.html>>（平成 12 年度～平成 22 年）（2011.07.05）

成年後見法学会「市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会平成 18 年度報
告書」成年後見法学会 HP<<http://jaga.gr.jp/pdf/H18kenken.pdf>>（2014.05.03）

厚生労働省「市民後見について」<<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/dl/shiminkoukennin.pdf>>（2014.05.03）

厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室「市民後見人の育成及び活
用に向けた取組について」（平成 24 年 3 月 27 日事務連絡）<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/dl/shiminkouken_torikumi01.pdf>（2014.04.30）

特定非営利活動法人西成後見の会『法人後見に関する基礎調査<調査報告書>』（特定非
営利活動法人西成後見の会、2009 年）

全国社会福祉協議会地域福祉部「法人後見受任社協アンケート（2009 年）」千葉県社会
福祉協議会 HP<http://www.chibakenshakyo.com/19_kouken/kenkyuiinkai2ji/dai3kai/ss3.pdf>（2013.10.08）

全国社会福祉協議会地域福祉部「社会福祉協議会における成年後見の取り組みの現状・
課題」月刊福祉 93 卷 10 号（2010 年）34 頁

新井誠＝赤沼康弘＝大貫正男編『成年後見法制の展望』（日本評論社、2011 年）

神谷遊「ドイツにおける無能力者制度および成年後見制度の新展開－改正法の概要とそ
の特質」ジュリスト 967 号（1990 年）82 頁

ドイツ成年後見法研究会「ドイツ成年後見制度の改革（一）～（四）」民商法雑誌 105 卷
4 号（1992 年）134 頁、同卷 6 号（1992 年）118 頁、同 108 卷 3 号（1993 年）
126 頁、同 109 卷 2 号（1993 年）147 頁

田山輝明「オーストリア法における成年後見制度」田山輝明＝浦川道太郎＝内田勝一＝

岩志和一郎編『現代家族法の諸相－高野竹三郎先生古稀記念』(成文堂、1997年)
383頁

志村武「アメリカ合衆国における精神遅滞者保護のための制限された後見制度」早稲田
法学会誌43巻(1993年)291頁

須永醇編『被保護成年者制度の研究』(勁草書房、1996年)

道垣内弘人「成年後見制度試案(5)」ジュリスト1078頁(1995年)76頁

野田愛子「成年後見制度の展望」ジュリスト1059号(1995年)163頁

日本弁護士連合会「成年後見法大綱(中間意見)」(1996年)39頁

関東弁護士連合会「高齢者の財産管理－新しい成年後見制度を考える－」関東弁護士連
合会定期大会シンポジウム報告書(1996年)178頁。

小賀野晶一「身上後見人」高齢者財産管理法学研究会『成年後見法(私案)』(財団法人
トラスト60、1998年)30頁

新井誠「法人後見の意義と役割」実践成年後見29号(2009年)7頁

西森利樹「立法過程からみた法人後見の制度趣旨－成年後見小委員会審議を中心として
－」横浜法学22巻2号(2013年)233頁

星野美子＝高島さち子＝永田啓造「社会福祉会における法人後見の取組み」実践成年後
見29号(2009年)38頁

赤沼康弘編『成年後見制度をめぐる諸問題』(新日本法規、2012年)

日本成年後見法学会理事長(新井誠)「東日本大震災に関する理事長声明」成年後見法学
会HP<<http://www.jaga.gr.jp/pdf/ChairmanStatement.pdf>>(2013.08.31)

社会福祉法人東京社会福祉協議会『区市町村社会福祉協議会における成年後見の取組み
～法人後見と法人後見監督のあり方を中心に～』(社会福祉法人東京社会福祉協議
会、2010年)

須永醇＝田山輝明＝新井誠＝小賀野昌一＝奥山恭子＝前田泰＝志村武＝村田彰「『成年後
見問題研究会報告書』(法務省民事局)について」判例タイムズ961号(1998年)
4頁

河野正輝「『成年後見問題研究会報告書』を読んで」ジュリスト1129号(1998年)2頁

平成9年10月 法制審議会民法部会成年後見小委員会関係資料

平成9年11月～12月 法制審議会民法部会成年後見小委員会関係資料

平成9年12月～10年1月 法制審議会民法部会成年後見小委員会関係資料

平成 10 年 2 月～10 年 12 月 法制審議会民法部会成年後見小委員会関係資料

第 145 回国会衆議院法務委員会第 19 号衆議院 HP <http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/000414519990611019.htm> (2014.07.01)

第 145 回国会衆議院法務委員会第 20 号衆議院 HP <http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/000414519990615020.htm> (2014.07.01)

第 145 回国会衆議院法務委員会第 21 号衆議院 HP <http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/000414519990702021.htm> (2014.07.01)

第 146 回国会参議院本会議第 7 号国立国会図書館 HP <http://kokkai.ndl.go.jp/cgibin/KENSAKU/swk_dispdoc.cgi?SESSION=12372&SAVED RID=3&PAGE=0&POS=0&TOTAL=0&SRV_ID=8&DOC_ID=2968&DPAGE=1&DTOTAL=32&DPOS=9&SORT_DIR=1&SORT_TYPE=0&MODE=1&DMY=14074> (2014.07.01)

第 145 回国会参議院法務委員会第 26 号国立国会図書館 HP <http://kokkai.ndl.go.jp/cgibin/KENSAKU/swk_list.cgi?SESSION=12372&SAVED RID=4&MODE=1&DTOTAL=1&DMY=19475> (2014.07.01)

第 145 回国会参議院法務委員会第 28 号国立国会図書館 HP <http://kokkai.ndl.go.jp/cgibin/KENSAKU/swk_list.cgi?SESSION=12372&SAVED RID=5&MODE=1&DTOTAL=1&DMY=19779> (2014.07.01)

衆議院「国会会期一覧」衆議院 HP <http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_shiryo.htm> (2013.03.03)

第 146 国会参議院法務委員会第 3 号国立国会図書館 HP <http://kokkai.ndl.go.jp/cgibin/KENSAKU/swk_dispdoc.cgi?SESSION=12372&SAVED RID=6&PAGE=0&POS=0&TOTAL=0&SRV_ID=8&DOC_ID=2988&DPAGE=1&DTOTAL=7&DPOS=5&SORT_DIR=1&SORT_TYPE=0&MODE=1&DMY=20168> (2014.07.01)

第 146 国会参議院法務委員会第 4 号国立国会図書館 HP <http://kokkai.ndl.go.jp/cgibin/KENSAKU/swk_dispdoc.cgi?SESSION=12372&SAVED RID=6&PAGE=0&POS=0&TOTAL=0&SRV_ID=8&DOC_ID=2989&DPAGE=1&DTOTAL=7&DPOS=4&SORT_DIR=1&SORT_TYPE=0&MODE=1&DMY=20168> (2014.07.01)

第 146 国会参議院法務委員会第 5 号国立国会図書館 HP <http://kokkai.ndl.go.jp/cgibin/KENSAKU/swk_dispdoc.cgi?SESSION=12372&SAVED RID=6&PAGE=0&POS=0&TOTAL=0&SRV_ID=8&DOC_ID=2990&DPAGE=1&DTOTAL=7&D>

POS=3&SORT_DIR=1&SORT_TYPE=0&MODE=1&DMY=20168> (2014.07.01)

西森利樹「地域密着型サービス事業者の指定とサービスの継続的・安定的提供能力」

賃金と社会保障 1605 号 (2014 年) 46 頁

伊奈川秀和「社会福祉法人法制についての一考察」法政研究 68 卷 1 号 (2001 年) 38 頁

高齢者介護研究会「2015 年の高齢者介護～高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて～」

<<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/kentou/15kourei/3.html>> (2014.02.28)

社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」(平成 16 年 7 月 30

日) <<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/07/dl/s0730-5a.pdf>> (2013.02.28)

加藤智章＝菊池馨実＝倉田聰＝前田雅子『社会保障法（第 5 版）』(有斐閣、2013 年)

厚生労働省老健局「平成 23 年介護保険法改正について（介護サービスの基盤強化のため

の介護保険法等の一部を改正する法律）」<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/gaiyo/dl/k2012.pdf>

(2013.10.15)

日本社会保障法学会編『講座 社会保障法 第 4 卷』(法律文化社、2001 年)

日本社会保障法学会編『新・講座 社会保障法第 2 卷』(法律文化社、2012 年)

日本社会保障法学会編『新・講座 社会保障法第 3 卷』(法律文化社、2012 年)

本沢巳代子『公的介護保険』(日本評論社、1996 年)

前田雅子「介護保険請求権についての考察」賃社 1245 号 (1999 年) 24 頁

菊池馨実『社会保障の法理念』(有斐閣、2000 年)

大沢光「介護保険法における指定制度の法的意味」室井力先生古稀記念『公共性の法構造』(勁草書房、2004 年) 599 頁

西村健一郎『社会保障法』(有斐閣、2003 年)

第 16 回社会保障審議会議事録 厚生労働省 HP<<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/02/txt/s0209-1.txt>> (2013.10.24)

厚生労働省「介護保険制度改革の概要－介護保険法改正と介護報酬改定」厚生労働省 HP

<<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/topics/0603/dl/data.pdf>> (2013.10.24)

和田勝＝唐澤剛『介護保険の手引－平成 19 年版－』(ぎょうせい、2007 年)

山崎史郎＝浦野正男＝本間郁子＝宮武剛「座談会 介護保険制度改革のポイントとこれからの介護サービス」月刊福祉 88 卷 13 号 (2005 年) 16 頁

倉田聰「医療・福祉分野におけるサービス供給主体論」日本社会保障法学会『社会保障

法』第14号（1999年）55頁

豊島明子「福祉行政における供給体制論」室井古稀『公共性の法構造』（勁草書房、2004年）577頁

菊池馨実『社会保障法制の将来構想』（有斐閣、2011年）

我妻榮『新訂民法総則』（岩波書店、1930年）

川島武宜『民法総則』（有斐閣、1965年）

末弘巖太郎『民法雑記帳（上）』（日本評論社、1980年）

幾代通『民法総則（第2版）』（青林書院、1984年）

上柳克郎＝鴻常夫＝竹内昭夫編『新版注釈会社法（1）』（有斐閣、1985年）

林良平編『新版注釈民法（2）総則（2）』（有斐閣、1991年）

河本一郎『現代会社法（新訂第9版）』（商事法務、2004年）

山川一陽『民法総則講義（第3版）』（中央経済社、2000年）

星野英一「いわゆる「権利能力無き社団」について」法学協会雑誌84卷9号（1967年）

43頁

大隅健一郎＝今井宏『会社法論上巻（第3版）』（有斐閣、1991年）

龍田節『会社法（第10版）』（有斐閣、2005年）

吉原和志＝黒沼悦郎＝前田雅弘＝片木晴彦『会社法I（第5版）』（有斐閣、2005年）

江頭憲治郎『株式会社法』（有斐閣、2006年）

神田秀樹『会社法（第8版）』（弘文堂、2006年）

弥永真生『リーガルマインド会社法（第11版）』（有斐閣、2007年）9頁

全国社会福祉協議会地域福祉部「法人後見受任社会福祉協議会アンケート（2009年）」

千葉県社会福祉協議会 HP<http://www.chibakenshakyo.com/19_kouken/kenkyuiinkai2ji/dai3kai/ss3.pdf> (2010.11.28)

山口県社会福祉協議会山口法人成年後見支援センターらいふサポートやまぐち「平成16年度山口県地域福祉権利擁護事業・成年後見制度の取り組みに関するアンケート調査まとめ」山口県社会福祉協議会HP<http://www.yamaguchikensyakyo.jp/user_data/pdf/houjinkouken/chosa/koukentorikumi.pdf> (2012.12.03)

西尾敦史「成年後見の社会化における法人後見の意義－沖縄県内の市町村社会福祉協議会の取り組みを通して」地域研究9号（2012年）13頁

厚生労働省「第186回国会（常会）提出法律案」厚生労働省 HP<<http://www>.

mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/186.html > (2014.07.02 参照)

参議院「議案情報 第 186 回国会（常会）」参議院 HP <<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/186/meisai/m18603186023.htm>> (2014.07.02 参照)
厚生労働省「地域包括ケアシステム」厚生労働省 HP <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/> (2014.07.02)

地域包括ケア研究会「地域包括ケア研究会報告書～今後の検討のための論点整理～」(平成 21 年 5 月 22 日) <<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/05/dl/h0522-1.pdf>> (2014.06.28)

社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」(平成 22 年 11 月 30 日) <<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000xkzsatt/2r9852000000xl19.pdf>> (2014.07.02)

社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」(平成 25 年 12 月 20 日) <http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-SeisakutoukatsukanSanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000033066.pdf> (2014.07.02)

瀧川紀子「成年後見人等の不正の現状と対策」都市社会研究 6 号 (2014 年) 83 頁
草野真人「家裁から見た成年後見制度の現状と将来」日本女性法律家協会会報特集記事
(2009 年) 日本女性法律家協会 HP <http://www.jwba.com/images2/activities_0906_kusano.pdf> (2014.06.08)

高齢社会対策の基本的取り方等に関する検討会「高齢社会対策の基本的取り方等に関する検討会報告書～ 尊厳ある自立と支え合いを目指して ～」内閣府 HP
<<http://www8.cao.go.jp/kourei/kihon-kentoukai/pdf/report1-4.pdf>> (2014.06.08)

謝 辞

はなはだ稚拙ではあるものの、本論文が、まがいなりにも論文の形になりえたのは、多くの方のご指導とご助力、そして、支えがあったればこそである。謹んで御礼を申し上げる。

成年後見制度の立法過程や成年後見小委員会に関する資料収集の際は、法務省大臣官房司法法制部司法法制課、法務省民事局参事官室の方々に大変お世話になった。法務省民事局参事官室の方には、資料の有無に関する私のお願いに対し、親切な対応をして下さった。専門職後見人の調査においては、NPO 法人かながわ成年後見サポートセンター（当時）の理事長をはじめ、執行部の皆様、そして、調査にご協力下さった会員の皆様に大変お世話になった。社会福祉協議会の調査においては、県社協および各市社協の担当者の方々に並々ならぬご協力を賜った。

責任指導教員の安藤孝敏先生には、多大なるご指導とご鞭撻を賜った。博士論文の研究内容に関するご指導のみならず、先生のご研究をお手伝いする機会をいただき、調査研究について実践とともに学ばせていただいた貴重な機会を得ることができた。また、思うように進捗せず足踏みを繰り返していた際には、ご多用にも関わらず、個別指導を何度もしていただいた。志田基与師先生には、研究の根本的な部分および方向性についてご指導を賜り、幾度となく蒙を啓いていただいた。長谷部英一先生には、歴史的な研究に関するご指導を賜り、研究方法に関して学ぶ機会をいただいた。周佐喜和先生には、私が VBL の博士学生研究員であった時から、研究の現実社会への応用の観点からご指導を賜った。及川敬貴先生には、行政法、環境法の観点からご指導を賜るとともに、研究計画作成における基本的な考え方についてご教示をいただいた。

関ふ佐子先生は、学府が異なるにも関わらずご指導をお願いした私を快く受け入れて下さり、社会保障法、高齢者法の観点から、厳しくも丁寧なご指導を賜った。また、研究や論文執筆に対する姿勢のあり方を含め、多くのご指導をいただいた。奥山恭子先生には、民法、成年後見法の観点からご指導を賜った。本論文における福祉的な視点は、先生からいただいた一言が大きなきっかけである。

学会や学外の研究会においては、多くの先生方から貴重なご教示とご意見を賜った。その際にいただいた気づきは、本論文のテーマを考え続ける原動力ともなった。

また、大学入学当初に、法律を学ぶ面白さを感じるきっかけを下さった岡島芳伸先生、

学部のゼミ生であった頃から卒業後に至るまでご指導とご助言をいただいた山川一陽先生、修士課程在学中に研究論文を書く基礎のご指導を賜った稻田俊信先生、そして、法社会学的な観点からご指導を賜った故 宮崎俊行先生に御礼を申し上げる。

安藤先生の研究室の院生の皆さん、関先生の研究室の院生の皆さんには、博士論文の研究内容について多くのご意見をいただき、論文における論理展開や文章表現などについてもご意見とご助力をいただいた。また、学会などで一緒にした他大学の院生の皆さんにも、折に触れ、ご意見や励ましをいただいた。テーマ、領域のみならず、専門分野をも異にする院生の皆さんと研究のあり方や方法論に関する忌憚のない議論をすることことができたこと、また、その議論の中で得られたものは、貴重な財産となっている。

そして、終始支えとなってくれた親しき方達と遅々として進まない私の状況を粘り強く見守り続けてくれた両親へ、この場をお借りして感謝の意を表したい。

平成 26 (2014) 年 7 月 9 日

西森 利樹

資 料

目次

	頁
1. 専門職後見人に対する予備調査承諾書	1
2. インタビューガイド	2
3. 専門職後見人に対する調査—質問紙	3
4. 社会福祉協議会に対する調査—質問紙	13

成年後見事務の問題点と組織的対応に関する調査へのご協力のお願い

わが国の高齢化が進むなか、認知症高齢者数は200万人を超えていとも言われ、その数は今後増加し続けると予測されております。こうした状況において、判断能力が低下した高齢者の意思決定を支援する成年後見制度の重要性は、今後さらに増していくものと思われます。成年後見制度の機能の確保と高齢者の保護の充実のために、成年後見事務を担い、実際に高齢者を支援する成年後見人等の存在と役割が非常に重要となります。他方、成年後見事務については、様々な問題点が指摘されており、それらの問題の解決が求められております。そこで、実際に専門職として成年後見人等を受任される等、成年後見業務に関してご活躍していらっしゃる先生に直接お話を伺い、成年後見事務の問題点とその解消方法、特に、組織的対応による解消方法について探索することが本研究の目的です。

本調査において、ご協力いただきたい内容は以下のとおりです。

現在までに、先生が受任されている案件に関して、受任形態、成年後見事務において判断が困難であった事由とその解消方法、成年後見事務の継続性における問題点と解消方法、そして、組織的対応の有用性と法人後見についてのお話を聞かせていただきます。

聞き取り調査の内容にはこちらも十分配慮はいたしますが、途中、答えづらいことや答えたくないと思われることがある時には遠慮なくおっしゃって下さい。

なお、お聞かせいただいたお話を誤りなく受け取る為にICレコーダーに録音し、後にそれを書き起こして逐語録を作成させていただきますが、この録音物は調査者以外が聴くことはなく、逐語録作成後消去することをお約束いたします。

また逐語録は、調査者である西森利樹、指導教員である安藤孝敏、及び数名の研究協力者が読ませていただきますが、これらの者は皆研究の倫理を身につけており、さらに私から再度守秘について確認しますことをお約束いたします。

この研究では、お話いただいたことの一部を論文中に引用させていただくことがあります。

なお、本承諾書は二通作成し、各当事者が署名の上、各一通ずつ保有することと致します。

ご多用とは存じますが、なにとぞご協力のほど、宜しくお願ひいたします。

横浜国立大学教授

安藤孝敏

横浜国立大学大学院環境情報学府

博士課程後期 調査者 西森利樹

Tel (論文公開にあたり省略)

協力承諾書

2011年 月 日 ()

上記の内容を遵守することをお約束いたします。

調査者

上記の依頼状の内容を理解し、研究に協力します。

協力者

インタビュー項目

横浜国立大学大学院 西森利樹

- 現在までの受任の有無、受任形態、被成年後見人等の年齢、受任年数
- 成年後見事務で判断に困られた事由や困る可能性のある事由
- 判断に困られた場合の実際の解消方法
- 解消のために望ましい方法
- 解消のための組織的対応について – 必要性、有効な方法等
- 後見事務の継続性（長期的支援）について、問題の有無や具体的な問題
- 後見事務の継続性（長期的支援）の問題に対する解消方法、実際の事例
- 後見事務の継続性（長期的支援）の問題に対する有効な解消方法について
- 後見事務の継続性（長期的支援）の問題に対する組織的対応について
 - 必要性と有効性について
- 法人後見について
 - 積極的に行われるべきか、今後増えていくかどうか。
- 法人形態の妥当性についてのお考え
 - 非営利法人、営利法人、それぞれの法人形態について

成年後見事務の課題と法人後見に関する意識調査

2011年5月

【調査ご協力へのお願い】

先生方におかれましては、日頃、成年後見人等を受任されるなど、高齢者や障がい者などへの支援活動をされておられますこと衷心より敬意を表します。

ご承知のとおり、わが国の高齢化は諸外国に比べ急速であるとされ、高齢化率は、2008年には21%を超え、さらに2025年には30%を超えると予測されています。こうした急速な高齢化により、体力の衰えや判断能力が不十分となる方々が増えてくることが予測されます。

私どもは、成年後見制度における成年後見人等の担い手や法人後見に関して調査研究を致しております。そこで、実際に専門職後見人として活動されるなど、成年後見に関わっていらっしゃる先生方に、成年後見事務における問題点と法人後見についてのお考えをお伺いしたいと考えた次第です。この調査では、色々なことをお伺いします。失礼なことをお伺いするかもしれません、高齢者が安心して老後を過ごすための支援制度として、成年後見制度がより良くなることを目指した研究のための質問と思し召し頂き、お許し頂けますと幸いです。

なお、お答えは無記名でお願い致します。お答え頂いた内容は、統計処理を施した上、研究（学会発表・論文公表含む）以外の目的には絶対に使いません。また、お答えが他人に漏れることも絶対にございません。ご多用のところ誠にご面倒かと存じますが、調査の主旨をご理解いただき、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

【調査主体】 横浜国立大学教育人間科学部教授 安藤 孝敏

横浜国立大学大学院環境情報学府博士課程後期 西森 利樹

【締め切り】 **平成23年6月10日までにご返送下さいますようお願い致します。**
ご返送の際は、同封の返信用封筒をご利用下さい。

【連絡先】 (論文公開にあたり省略)

【質問項目】

問1. 先生の性別をお教え下さい。(番号に○印をお願いします)

1. 男性 2. 女性

問2. 先生は、現在何歳でいらっしゃいますか。(カッコ内にご記入願います)

満 () 歳

問3. 先生は、行政書士登録をされてから何年目でいらっしゃいますか(カッコ内にご記入願います)

() 年目

問4. 先生は、「かなさぼ」の会員になられてから何年目でいらっしゃいますか。(カッコ内にご記入願います)

() 年目

問5. 先生は、現在までに成年後見人等の受任経験がおありますか。(番号に○印をお願いします)

1. ある 【→ 問6へ】 2. ない 【→ 問7へ】

問6. 問5で受任経験が「1. ある」と答えられた先生に伺います。

問6-1. 現在までの成年後見人等の受任件数をお教え下さい(カッコ内にご記入願います)

1. 現在の受任件数 () 件 2. 終了した件数 () 件

問6-2. 現在までに受任された内訳を10件までご記入下さい。(該当するものに○印をお付け下さい。カッコ内はご記入願います)

	受任類型	受任形態	開始・契約時の本人の年齢	開始・契約時の本人の居住形態	受任期間
①	後見・保佐・補助・任意後見	個人・複数・法人	() 歳	在宅・施設	() 日・月・年
②	後見・保佐・補助・任意後見	個人・複数・法人	() 歳	在宅・施設	() 日・月・年
③	後見・保佐・補助・任意後見	個人・複数・法人	() 歳	在宅・施設	() 日・月・年
④	後見・保佐・補助・任意後見	個人・複数・法人	() 歳	在宅・施設	() 日・月・年
⑤	後見・保佐・補助・任意後見	個人・複数・法人	() 歳	在宅・施設	() 日・月・年
⑥	後見・保佐・補助・任意後見	個人・複数・法人	() 歳	在宅・施設	() 日・月・年

(⑦)	後見・保佐・補助・任意後見	個人・複数・法人	()歳	在宅・施設	()日・月・年
(⑧)	後見・保佐・補助・任意後見	個人・複数・法人	()歳	在宅・施設	()日・月・年
(⑨)	後見・保佐・補助・任意後見	個人・複数・法人	()歳	在宅・施設	()日・月・年
(⑩)	後見・保佐・補助・任意後見	個人・複数・法人	()歳	在宅・施設	()日・月・年

【判断が難しかった場合の対応について】

問 6-3. 実際の成年後見事務を行うに際して、個々の判断が難しかった事由はありますか。(該当する番号に○印を願います)

1. ある 【→ 問 6-4 へ】 2. ない 【→ 問 7 へ】

問 6-4. 上問で「1. ある」と答えられた先生にお伺いします。これまでに判断が難しかった事例と対応について、ケース毎に 5 件までお教え下さい。
(それぞれの番号に○印を願います。判断が難しかった事由はご記入下さい。対応された事由については全ての項目にお答え下さい。)

【ケース 1】

後見類型	1. 後見 2. 保佐 3. 補助 4. 任意後見
本人	1. 高齢者 2. 知的障害者 3. 精神障害者
本人の居住形態	1. 在宅 2. 施設入所 3. 在宅から施設へ 4. 施設から在宅へ
判断が難しかった事由 ※ご記入下さい	
対応された事由 ※全ての項目にお答え下さい	<p>専門書等の書籍やインターネット情報(既発表のデータ含む)をお調べになりましたか。</p> <p>家庭裁判所にご相談されましたか。</p> <p>「かなさぼ」の他の会員にご相談されましたか。</p> <p>ケアマネージャー等の福祉専門職や、医師・看護師等の医療専門職にご相談されましたか。</p> <p>市役所その他の行政機関にご相談されましたか。</p> <p>その他、対応なさった事由がありましたらお教え下さい。 ()</p>

【ケース 2】

後見類型	1. 後見 2. 保佐 3. 補助 4. 任意後見	
本人	1. 高齢者 2. 知的障害者 3. 精神障害者	
本人の居住形態	1. 在宅 2. 施設入所 3. 在宅から施設へ 4. 施設から在宅へ	
判断が難しかった事由 ※ご記入下さい		
対応された事由 ※全ての項目に お答え下さい	<p>専門書等の書籍やインターネット情報（既発表のデータ含む）をお調べになりましたか。</p> <p>家庭裁判所にご相談されましたか。</p> <p>「かなさぼ」の他の会員にご相談されましたか。</p> <p>ケアマネージャー等の福祉専門職や、医師・看護師等の医療専門職にご相談されましたか。</p> <p>市役所その他の行政機関にご相談されましたか。</p> <p>その他、対応なさった事由がありましたらお教え下さい。 ()</p>	<p>1. した 2. しなかった</p>

【ケース 3】

後見類型	1. 後見 2. 保佐 3. 補助 4. 任意後見	
本人	1. 高齢者 2. 知的障害者 3. 精神障害者	
本人の居住形態	1. 在宅 2. 施設入所 3. 在宅から施設へ 4. 施設から在宅へ	
判断が難しかった事由 ※ご記入下さい		
対応された事由 ※全ての項目に お答え下さい	<p>専門書等の書籍やインターネット情報（既発表のデータ含む）をお調べになりましたか。</p> <p>家庭裁判所にご相談されましたか。</p> <p>「かなさぼ」の他の会員にご相談されましたか。</p> <p>ケアマネージャー等の福祉専門職や、医師・看護師等の医療専門職にご相談されましたか。</p> <p>市役所その他の行政機関にご相談されましたか。</p> <p>その他、対応なさった事由がありましたらお教え下さい。 ()</p>	<p>1. した 2. しなかった</p>

【ケース 4】

後見類型	1. 後見 2. 保佐 3. 補助 4. 任意後見	
本人	1. 高齢者 2. 知的障害者 3. 精神障害者	
本人の居住形態	1. 在宅 2. 施設入所 3. 在宅から施設へ 4. 施設から在宅へ	
判断が難しかった事由 ※ご記入下さい		
対応された事由 ※全ての項目に お答え下さい	<p>専門書等の書籍やインターネット情報（既発表のデータ含む）をお調べになりましたか。</p> <p>家庭裁判所にご相談されましたか。</p> <p>「かなさぼ」の他の会員にご相談されましたか。</p> <p>ケアマネージャー等の福祉専門職や、医師・看護師等の医療専門職にご相談されましたか。</p> <p>市役所その他の行政機関にご相談されましたか。</p> <p>その他、対応なさった事由がありましたらお教え下さい。 ()</p>	<p>1. した 2. しなかった</p>

【ケース 5】

後見類型	1. 後見 2. 保佐 3. 補助 4. 任意後見	
本人	1. 高齢者 2. 知的障害者 3. 精神障害者	
本人の居住形態	1. 在宅 2. 施設入所 3. 在宅から施設へ 4. 施設から在宅へ	
判断が難しかった事由 ※ご記入下さい		
対応された事由 ※全ての項目に お答え下さい	<p>専門書等の書籍やインターネット情報（既発表のデータ含む）をお調べになりましたか。</p> <p>家庭裁判所にご相談されましたか。</p> <p>「かなさぼ」の他の会員にご相談されましたか。</p> <p>ケアマネージャー等の福祉専門職や、医師・看護師等の医療専門職にご相談されましたか。</p> <p>市役所その他の行政機関にご相談されましたか。</p> <p>その他、対応なさった事由がありましたらお教え下さい。 ()</p>	<p>1. した 2. しなかった</p>

問 6-5. 判断が難しい場合への対処を「かなさぽ」で組織としてサポートする必要があるとお考えですか。（該当する番号に○印の上、その理由をお教え下さい）

1. 必要である 【→ 問 6-6 へ】 2. 必要でない 【→ 問 7 へ】

理由（ ）

問 6-6. 上問で「1. 必要である」と回答された先生に伺います。どのような組織体制があると良いとお考えですか。（具体的にご記入下さい）

【成年後見事務の継続性について】

問7. 成年後見事務は、被成年後見人等（ご本人）の終生に渡って、継続的に、かつ一定期間（長期に）になれます。先生には、継続的・長期的な事務であることから心配されている事がありますか。（該当する番号に○印を願います）

1. ある 【→ 問 8 へ】 2. ない 【→ 問 9 へ】

問 8. 上問で「1. ある」と回答された先生に伺います。

問 8-1. 被成年後見人に生じる事として、下記の事柄が心配ですか。被成年後見人が高齢者の場合と知的・精神障害者の場合についてお教え下さい。
(番号に○印をお願いします)

問 8-1-1. 被成年後見人が【高齢者】の場合

被成年後見人の健康面の変化が心配ですか。	1. 心配である 2. 心配ではない
被成年後見人の経済状況の問題が心配ですか。	1. 心配である 2. 心配ではない
被成年後見人の転居（病院・入所施設の変更含む）が心配ですか。	1. 心配である 2. 心配ではない
その他、心配されている事がありましたらお教え下さい ()	

問 8-1-2. 被成年後見人が【知的・精神障害者】の場合

被成年後見人の健康面の変化が心配ですか。	1. 心配である 2. 心配ではない
被成年後見人の経済状況の問題が心配ですか。	1. 心配である 2. 心配ではない
被成年後見人の転居（病院・入所施設の変更含む）が心配ですか。	1. 心配である 2. 心配ではない
その他、心配されている事がありましたらお教え下さい。 ()	

問 8-2. 成年後見人等（先生ご本人）に生じる事として、下記の事柄が心配ですか。被成年後見人が高齢者の場合と知的・精神障害者の場合についてお教え下さい。（番号に○印をお願いします）

問 8-2-1. 被成年後見人が【高齢者】の場合

成年後見人等の健康面の変化が心配ですか。	1. 心配である 2. 心配ではない
成年後見人等の不慮の事故（災害含む）が心配ですか。	1. 心配である 2. 心配ではない
成年後見人等の遠隔地への移動（出張や旅行など）が心配ですか。	1. 心配である 2. 心配ではない
成年後見人等の転居が心配ですか。	1. 心配である 2. 心配ではない
成年後見人等の私生活が制約されることが心配ですか。	1. 心配である 2. 心配ではない
その他、心配されている事がありましたらお教え下さい。 ()	

問 8-2-2. 被成年後見人が【知的・精神障害者】の場合

成年後見人等の健康面の変化が心配ですか。	1. 心配である 2. 心配ではない
成年後見人等の不慮の事故（災害含む）が心配ですか。	1. 心配である 2. 心配ではない
成年後見人等の遠隔地への移動（出張や旅行など）が心配ですか。	1. 心配である 2. 心配ではない
成年後見人等が転居されることが心配ですか。	1. 心配である 2. 心配ではない
成年後見人等の私生活が制約されることが心配ですか。	1. 心配である 2. 心配ではない
その他、心配されている事がありましたらお教え下さい。 ()	

問 8-3. 問 8-2. の成年後見人等（先生ご本人）に生じる事として心配な事柄への対処方法は、どのような方法が最も良いとお考えですか。（該当する番号に○印を願います）

1. 交代できる人（個人）の確保 2. 複数成年後見人等 3. 法人後見

問 8-4. 問 8-3. に挙げた方法以外の対処方法がありましたらお教え下さい。（具体的にご記入下さい）

【法人後見について】

問 9. 法人後見について伺います。成年後見人等は、個人が優先的に選任され、法人は例外的であるとお考えですか。（該当する番号に○印の上、その理由をお教え下さい）

1. そう考える 2. そうは考えない

理由（ ）

問10. 法人後見は、今後、活用されていくとお考えですか。(該当する番号に○印の上、その理由をお教え下さい)

1. そう考える 2. そうは考えない

理由 ()

問 11. 法人後見は、どのようなケースに適当であるとお考えですか。5つまでお教え下さい。(具体的にご記入願います)

- ① _____
- ② _____
- ③ _____
- ④ _____
- ⑤ _____

問 12. 法人後見人となる法人の形態についてお教え下さい。(該当する番号に○印の上、その理由をお教え下さい)

問 12-1. 非営利法人は良いとお考えですか。 1. そう考える 2. そうは考えない

理由 ()

問 12-2. 営利法人は良いとお考えですか。 1. そう考える 2. そうは考えない

理由 ()

問13. 非営利法人が法人後見を行う際に、最も良い法人形態は以下のうちのどれだとお考えですか。(該当する番号に○印を願います。「その他」の場合はカッコ内に具体的にご記入願います)

1. 社会福祉法人 4. 特定社団・財団法人
2. NPO 法人(特定非営利活動法人) 5. その他 ()
3. 一般社団・財団法人

問14. 法人後見には、どのような問題があるとお考えですか。

(ご忌憚のないご意見をお聞かせ下さい)

問15. 成年後見制度全般について、ご意見やお考えをお教え下さい。

(ご自由にお書き下さい)

ご協力誠に有難うございました。

社会福祉協議会における成年後見制度に関する意識調査 －法人後見受任の今後に向けて－

2012年9月

【調査ご協力へのお願い】

貴社会福祉協議会（以下、貴「社協」と致します。）におかれましては、日頃より判断能力が不十分な高齢者や障害者等への福祉サービス利用契約支援や日常的な金銭管理などの支援事業にご尽力されておられますこと、また、東日本大震災においては全社協をはじめとした貴社協の皆様による支援活動に衷心より敬意を表します。

わが国では急速な高齢化により、体力の衰えや判断能力が不十分となる高齢者の方々の更なる増加が予測されます。そして、様々な障害を伴う方々への福祉の充実も求められております。そのため、成年後見制度の一層の充実が必要となります。成年後見制度の利用には成年後見人等の存在が不可欠であり、その担い手の確保と拡充が重要です。また、成年後見制度では、高齢者、障害者に対する継続的・長期的な支援が求められます。しかし、継続的・長期的な支援を確保するための方策等については、これまで調査や研究が十分にはなされておりません。

そこで私どもは、平素、成年後見制度の利用へと繋げることが必要となりうる人々を対象に日常生活支援事業（地域福祉権利擁護事業）に取り組んでおられる社協の皆様に「成年後見制度に関する意識調査－法人後見受任の今後と支援の継続性の確保に向けて－」をさせていただき、貴社協の皆様が、日頃どのような思いで活動されておられるかをお伺いしたいと考えた次第でございます。

この調査では、様々なことを伺います。失礼なことを伺うかもしれません、高齢者や障害者が安心して生活するための支援制度として、成年後見制度がより良くなることを目指した研究のための質問と思し召し頂き、お許し頂けますと幸いです。

なお、お答え頂いた内容は、統計処理を施した上、研究目的（学会発表・論文公表（HP掲載等）含む）にのみ利用し、他の目的には利用致しません。また、①ご回答者の事前の承諾を得た場合、②研究目的の達成のために必要な範囲で取扱いを委託する場合、③法令の定めにより提供を求められた場合を除き、お答え頂いた内容を第三者へ提供、取り扱いを委託することはありません。

ご多用のところ誠にご面倒かと存じますが、調査の主旨をご理解いただき、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

【調査主体】 横浜国立大学教育人間科学部教授
横浜国立大学大学院環境情報学府博士課程後期

安藤孝敏
西森利樹

【締め切り】 平成24年9月15日(土)までにご返送下さいますようお願い致します。

ご返送の際は、同封の返信用封筒をご利用下さい。

【連絡先】 (論文公開にあたり省略)

【質問項目】

問1. 貴社協の名称をお教え下さい（ご記入願います）

名称 : _____ 社会福祉協議会

【成年後見人等の受任について】

問2. 貴社協では、高齢者または知的・精神障害者に対する成年後見人等を受任したことがありますか。（該当する番号に○印願います）

問 2-1 高齢者 1. 受任したことがある 2. 受任したことがない

問 2-2 知的・精神障害者 1. 受任したことがある 2. 受任したことがない

★高齢者、知的・精神障害者の一方又は双方ともに「1. 受任したことがある」場合 【→問3へ】

★双方ともに「2. 受任したことがない」場合 【→問4へ】

問3. 問2で高齢者、知的・精神障害者の一方又は双方ともに「1. 受任したことがある」と回答された方に伺います。

問 3-1 その後見類型と受任件数をお教え下さい。（カッコ内に9月1日現在の受任件数をご記入願います）

1) 高齢者	後見 () 件	2) 知的・精神障害者	後見 () 件
保佐 () 件		保佐 () 件	
補助 () 件		補助 () 件	
任意後見受任者 () 件		任意後見受任者 () 件	
任意後見人 () 件		任意後見人 () 件	

問 3-2 成年後見人等の受任形態をお教え下さい。（該当する番号全てに○印願いますとともに、カッコ内にその件数をご記入下さい）

1. 法人による単独後見 () 件
2. 専門家との複数後見 () 件
3. 市民後見人との複数後見 () 件
4. 親族との複数後見 () 件
5. その他 () () 件

問 3-3 貴社協が、成年後見人等を受任した経緯は以下のどれに当たるかお教え下さい（該当する番号全てに○印願います）。

1. 家族・親族から依頼があったため
2. 首長申し立てであるため
3. 後見費用等の支払いが困難であるため
4. 成年後見人等候補者が不在であるため
5. その他 ()

問 3-4 成年後見人等の受任形態をお教え下さい。(該当する番号全てに○印願いますとともに、カッコ内にその件数をご記入下さい)

1. 法人による単独後見 () 件
2. 専門家との複数後見 () 件
3. 市民後見人との複数後見 () 件
4. 親族との複数後見 () 件
5. その他 () () 件

問 3-5 貴社協では、各被成年後見人等（本人）ごとに担当者を定めていらっしゃいますか。（該当する番号に1つ○印を願います。また、その理由もご記入下さい）

1. 定めている 【→問 3-6へ】
2. 定めていない 【→問 5へ】

理由 ()

問 3-6 問 3-5 で担当者を「1. 定めている」と回答された方に伺います。

問 3-6-1 貴社協で成年後見事業に従事されている職員の方の人数は何人ですか。また、そのうちの常勤職員及び非常勤職員の方の人数もお教え下さい。(カッコ内に数字をご記入下さい)

総数 () 人 うち、常勤職員 () 人 非常勤職員 () 人

問 3-6-2 貴社協では、担当者の交代をすることがありますか。(該当する番号に1つ○印を願います。また、その理由もご記入下さい)

1. ある
2. ない

理由 ()

問 3-6-3 貴社協では、成年被後見人等の状況その他の情報を、担当者以外も含め組織内で共有されていますか(該当する番号に1つ○印を願います。また、その理由もご記入下さい)

1. している
2. していない

理由 ()

★問 5へお進み下さい。

問4. 問 2 で高齢者、知的・精神障害者ともに成年後見人等を「2. 受任したことがない」と回答された方に伺います。

問 4-1 受任したことがない理由をお教え下さい(該当する番号全てに○印を願います)。

1. 担当職員数が少ない
2. 予算が少ない
3. 公費助成がない
4. その他 ()

問 4-2 貴社協で日常生活自立支援事業の実施の結果、利用者の判断能力が著しく低下し、成年後見制度の利用を斡旋する必要が生じた場合は、どこ（誰）に紹介されますか。（該当する番号全てとカッコ内で該当するものに○印を願います）

1. 貴社協以外の法人〔社会福祉法人、NPO 法人、一般社団法人、会社、その他（ ）〕
2. 専門家〔弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、その他（ ）〕
3. 個人〔家族・親族、友人・知人、地域の身近な人、市民後見人、その他（ ）〕

問 4-3 今後、成年後見受任事業を行うことについてどのようにお考えですか（該当する番号に 1 つ○印願います）。

1. 今後も受任しない
2. 今後は受任する
3. 今後受任する予定がある
4. その他（ ）

問5. 貴社協では、市民後見人等の養成事業を実施されていますか（該当する番号に 1 つ○印願います）

1. 実施している
2. 実施していない
3. 今後実施する予定である
4. 今後も実施しない
5. その他（ ）

問6. 貴社協では、成年後見監督人（法定後見監督人、任意後見監督人含む）を受任しておられますか（該当する番号に 1 つ○印願います）

1. 受任している 【→問 7 へ】
2. 受任していない 【→問 8 へ】
3. 今後受任する予定である 【→問 7 へ】
4. 今後も受任しない 【→問 8 へ】
5. その他（ ）【→問 8 へ】

問7. 問 6 で「1. 受任している」「3. 今後受任する予定である」と回答された方に伺います。どのような場合に受任あるいは受任する予定ですか（該当する番号全てに○印願います）。

1. 成年後見人等が家族・親族の場合
2. 成年後見人等が友人・知人の場合
3. 成年後見人等が友人・知人以外の市民後見人である場合
4. その他（ ）

→次ページへ

【成年後見事務の継続性について】

問8. 成年後見事務は、被成年後見人等（ご本人）の終生に渡って、継続的に、かつ一定期間（長期に）になります。貴社協では、継続的・長期的な業務であることから心配されている事がありますか。（該当する番号に1つ〇印を願います）

1. ある 【→問9へ】

2. ない 【→問10へ】

問9. 問8で「1. ある」と回答された方に伺います。被成年後見人等（高齢者及び障害者本人）に生じる事として、下記の事柄が心配ですか。高齢者の場合と知的・精神障害者の場合についてお教え下さい。（該当する番号に1つ〇印をお願いします）

問9-1. 被成年後見人が【高齢者】の場合

被成年後見人の健康面の変化が心配ですか。	1. 心配である 2. 心配ではない
被成年後見人の経済状況の問題が心配ですか。	1. 心配である 2. 心配ではない
被成年後見人の転居（病院・入所施設の変更含む）が心配ですか。	1. 心配である 2. 心配ではない
その他、心配されている事がありましたらお教え下さい。 ()	

問9-2. 被成年後見人が【知的・精神障害者】の場合

被成年後見人の健康面の変化が心配ですか。	1. 心配である 2. 心配ではない
被成年後見人の経済状況の問題が心配ですか。	1. 心配である 2. 心配ではない
被成年後見人の転居（病院・入所施設の変更含む）が心配ですか。	1. 心配である 2. 心配ではない
その他、心配されている事がありましたらお教え下さい。 ()	

問10. 貴社協では、成年後見における継続的・長期的業務を確保するために、どのような対応をされていますか。お教え下さい。（高齢者、知的・精神障害者それぞれ具体的にお書き下さい）

問11. 法人による後見について問題があるとすれば、どのようなことが考えられますか。お教え下さい。（何でも結構です。ご自由にお書き下さい）

問12. 個人による後見（親族、親族外の第三者も含め）について問題があるとすれば、どのようなことが考えられますか。お教え下さい。（何でも結構です。ご自由にお書き下さい）

問13. 成年後見制度全般について、お考えやご意見がありましたらお教え下さい。（何でも結構です。制度の問題点や今後の方向性、国や自治体に対する意見等、ご自由にお書き下さい）

問14. 最後に、この調査にご回答頂いた方についてお教え下さい。

- 1) 性別をお教え下さい（いずれかに○印を願います）。
1. 男性 2. 女性
 - 2) 年齢をお教え下さい（枠のなかに数字をご記入願います）
() 歳
 - 3) 貴社協における、あなた様の所属・職位をお教え下さい（具体的にご記入願います）
-

ご協力有り難うございました。